

平成30年美浦村告示第102号

平成30年第3回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月7日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成30年9月11日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成30年美浦村議会第3回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	9月11日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願委員会付託
2	9月12日	水	○総務常任委員会(議案調査)
			○経済建設常任委員会(議案調査)
3	9月13日	木	○厚生文教常任委員会(議案調査)
4	9月14日	金	○本会議 ・一般質問
5	9月15日	土	○議案調査
6	9月16日	日	○議案調査
7	9月17日	月	○決算審査特別委員会
8	9月18日	火	○議案調査
9	9月19日	水	○議案調査
10	9月20日	木	○決算審査特別委員会
11	9月21日	金	○決算審査特別委員会
			○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成30年第3回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成30年9月11日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 教育委員会委員の任命について

(一括上程・提案理由の説明)

議案第2号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第4号 美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例

議案第7号 美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 平成30年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

議案第10号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第11号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 平成30年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第16号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第17号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 議案第18号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
 議案第19号 平成29年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 議案第20号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
 議案第21号 平成29年度美浦村水道事業会計決算認定の件
 議案第22号 平成29年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件
 (請願付託)
 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見
 書採択を求める請願
-

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	平野	芳弘君
保	健	吉田	正己君
経	済	北出	攻君
教	育	中澤	眞一君
総	務	山口	栄美君
企	画	菅野	眞照君
福	祉	吉原	克彦君
介	護		

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	青	野	克	美
書					記	木	村	弘	子
書					記	高	松	良	幸

○議長（沼崎光芳君） 第3回定例会へのご参集大変ご苦労さまでございます。

本日、広報取材のため写真撮影を許可しております。

会議に先立ちまして、全国町村議会議長会より感謝状の贈呈がありましたので、伝達を行います。

事務局長。

○議会事務局長（青野克美君） このたび、全国町村議会議長会から沼崎議長に茨城県町村議会議長会会長として、また全国町村議会議長会理事として、それぞれ感謝状の贈呈がありました。

まことにめでたく、心からお喜び申し上げます。

ただいまより、感謝状の伝達を行います。

副議長から伝達を行います。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、前にお進みください。

沼崎光芳議長。

○議長（沼崎光芳君） はい。

○副議長（小泉輝忠君）

感謝状

沼崎光芳殿

あなたは茨城県町村議会議長会会長として本会使命達成に尽力された功績はまことに顕著であります

よってここに感謝の意を表します

平成30年7月1日

全国町村議会議長会

会長 櫻井 正人

代読

おめでとうございます。

(拍手)

○副議長（小泉輝忠君）

感謝状

沼崎光芳殿

あなたは全国町村議会議長会理事として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著であります

よってここに深く感謝の意を表します

平成 30 年 7 月 1 日
全国町村議会議長会
会 長 櫻井 正人

代読

おめでとうございます。

(拍手)

○議会事務局長（青野克美君） それでは、沼崎議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） ただいまは大変光栄な栄誉を賜りました。

本当にありがとうございました。

2年3カ月前くらいに茨城県の町村会長に就任をさせていただいてから、茨城県のほうで仕事をさせていただきました。

これもひとえにですね、美浦村議会議員仲間の皆さん、そしてまた、役場執行部の皆さん、多くの関係者の皆様の後押しがあつて仕事をさせていただいたと思っております。

これまで経験したことをですね、しっかりと今度は美浦村に恩返しするべく、しっかりと働いていきたいと思っておりますので、これからも皆様方のご指導ご鞭撻ご協力のほど、お願いを申し上げます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

午前10時02分 開会・開議

○議長（沼崎光芳君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思っております。

村長。

○村長（中島 栄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

平成30年第3回美浦村議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

先ほどは、沼崎光芳議長に感謝状の伝達がありました。

これは、全国町村議会議長会長として——茨城県ですね、町村議会議長会会長として、そしてまた、全国町村議会議長会理事として二つの感謝状の伝達がありました。

議長におかれましてはですね、美浦村の議員のトップとして、議長職として茨城県を引っ張り、また、全国の理事として美浦村の議会の名声も高めていただいたということで、この功績は大きなものがあるかと思えます。

ぜひ、議長に関しましては、これからも美浦村議会の発展、また、美浦村の発展のためにご尽力をいただきますことを改めてお願い申し上げます。

本日はまことにおめでとうございます。

それでは定例議会第3回、9月に入りまして、暑さも幾分過ぎしやすい気候となりました。

ことしの暑さは、最高気温は埼玉県熊谷で41.1度、岐阜県金山美濃では41度を記録するなど昨年までとは違い、夏対策は深刻さを増してきております。

また、先週4日、台風21号は関西地方に上陸し、大阪府や関西空港では58.1メートルの強風が吹き、観測史上最大を記録するなど、大雨も加わり被害は建物や交通機関を含め、広範囲に及びました。

その台風の後、6日未明にはですね、北海道胆振東部地方を震源とする震度7の地震が発生し、道内のほぼ全域295万世帯が停電し、市民生活や経済活動に大きな影響が出ております。北海道で震度7を観測したのは初めてとのことで、国内では6例目との報道がありました。台風、地震で亡くなられた方には、お悔やみ申し上げますとともに、政府の指揮のもと、各省庁が迅速に対応し、被災された方々に早急に支援が行われ、ふだんの日常生活に戻るよう願うところでもあります。

自然災害が引き起こす想定外の脅威を改めて認識させられましたが、私たちの住む美浦村は今までに、このような大きな災害を経験しておりませんが、予測できない想定外も視野に防災・減災に最善を尽くしてまいりたいと思います。

議員各位には猛暑を克服しながら、住民の福祉や生活環境の向上にご尽力いただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

また、執行部に対しましても、ご助言、ご指導をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げます。

今、自民党では今月20日の総裁選をめぐり、安倍首相の3選に対し石破茂氏が名乗りを上げ、総裁選を繰り広げております。選挙戦は自民党の党员・党友・国会議員のみであり、全国民には直接反映されていないところなど、関心がいまいち浸透されていない状況をマスコミが報道をしております。

他国での大統領は、国民が直接選び、権限の集中も与えるなど、学ぶことはたくさんあるのではないかとメディアの中で発言はたくさんありますが、私たち国民にとっては安定政権が1番であります。

今、村では先週 8 日に美浦中学校の体育祭が開催され、議員各位にはご声援をいただき、生徒たちも一生懸命競技することができました。

来週 16 日には、敬老会が開催されます。本年度の美浦村の 65 歳以上の人口は 4,506 人、男性が 2,035 人、女性が 2,471 人ということでございます。75 歳を迎える人は 197 人、88 歳を迎える人は 55 人であります。また、100 歳以上の方は村内でことし 4 名が達成されますが、全部で 10 名の方が 100 歳以上のところにおられます。健康でのご長寿まことにおめでとうございます。

22 日土曜日に村内 3 小学校で、29 日土曜日には幼稚園で運動会が行われます。それぞれ参列されて、応援方々ご声援いただければ幸いに存じます。

10 月 14 日に第 69 回の消防ポンプ操法茨城県県南南部地区大会が守谷市で開催されます。美浦村からは 9 分団が村を代表し出場をされます。皆さんの応援よろしくお願いをしたいと思います。

また、21 日には国史跡、陸平貝塚で陸平縄文ムラまつりを予定しております。

11 月 3 日には、体育祭を合わせた美浦村産業文化スポーツフェスティバルを今年度は 3 会場での開催を予定しております。初めての試みでありますけれども、職員は全員参加を促しておりますので、議員各位にもご支援、ご協力よろしくお願いをいたします。

6 日には、県南町村議員大会が美浦村において開催をされます。

行事・イベントが続きますが美浦村の活性化、PR になるよう努めてまいります。

今定例会に提出している議案は、諮問第 1 号で、人権擁護委員候補者の推薦についてが 1 件、議案第 1 号で、教育委員会委員の任命についてが 1 件、議案第 2 号で、美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 3 号で、美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 4 号で、美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 5 号で、美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 6 号で、美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例が 1 件、議案第 7 号で、美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 8 号で、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が 1 件、議案第 9 号で、平成 30 年度美浦村一般会計補正予算（第 3 号）が 1 件、議案第 10 号で、平成 30 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）が 1 件、議案第 11 号で、平成 30 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）が 1 件、議案第 12 号で、平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）が 1 件、議案第 13 号で、平成 30 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）が 1 件、議案第 14 号で、平成 30 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 1 号）が 1 件、議案第 15

号で、平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件が 1 件、議案第 16 号で、平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件が 1 件、議案第 17 号で、平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件が 1 件、議案第 18 号で、平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件が 1 件、議案第 19 号で、平成 29 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件が 1 件、議案第 20 号で、平成 29 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件が 1 件、議案第 21 号で、平成 29 年度美浦村水道事業会計決算認定の件が 1 件、議案第 22 号で、平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件が 1 件の 23 案件であります。

決算審査特別委員会での審議もありますが、かかわる証書類については、7 月 30 日、31 日、8 月 1 日の 3 日間に監査委員の殿岡勝夫氏、椎名利夫議員より、審査をいただいた結果、収支ともに正確にして、規定に違背した点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、総て正当と認める決算審査意見書の報告を受けております。

改めて本日、殿岡監査委員には出席をいただいております。

大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、適切なるご審議をいただきたくお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、次の 3 名を指名いたします。

3 番議員 葉 梨 公 一 君。

4 番議員 小 泉 嘉 忠 君。

5 番議員 塚 本 光 司 君。

以上、3 名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 21 日までの 11 日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 21 日までの 11 日間と決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣より委嘱を受け活動されておりますが、これまで委員の1人として人権にかかわる思想の啓発や相談に当たってこられました、浅野重人氏が平成30年12月31日をもって3年間の任期満了となるわけでございます。浅野氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられまして、人権尊重・思想の普及高揚を図るべく啓発活動や次世代を担う小中学生には人権尊重の思想の重要性・必要性について伝える人権教室の開催など、意欲的な活動をされてきたところでございます。これらの労を惜しまないご活動を思いますとき、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦したいとご提案申し上げるものでございます。

既にご承知の方もおられるかと思いますが、浅野氏の経歴・人となりを簡単に申し上げますと、美浦村土浦在住で、昭和48年県立高校を卒業後、本村職員として入庁され、実直な人柄で責任感・意欲ある行動力で職務に取り組み、経済課、建設課等を経験し、平成16年収納課長、平成24年保健福祉部長を歴任し、平成27年3月に定年退職されました。定年退職後も、平成28年1月1日から人権擁護委員として委嘱され活動をされております。浅野氏は、保健福祉部を総括されていたことから人権擁護に対する経験・識見が豊富であり、地域社会でも信頼され、人権尊重・思想の普及の為の積極的な活動いただける人権擁護委員に適した人材であります。

以上のことから、推薦いたしたく、ご審議の上ご同意をお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり適任と認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と認め、答申することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） 続きまして、議案第1号 教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会委員であります山崎満男氏が、本年9月30日をもちまして任期満了になります。山崎氏は、平成22年10月に就任し、2期8年の間、村の教育行政に熱心に取り組みられました。同氏を引き続き教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、議会の同意をいただきますよう提案するものでございます。

山崎氏は、美浦村大谷241番地の1にお住まいで、昭和24年3月15日生まれの69歳であります。昭和46年茨城大学教育学部を卒業後、茨城県立日立商業高等学校を初め、県立高等学校に講師として勤務し、昭和48年に株式会社ジンマートに務められましたが、昭和49年に再度教職員に戻られ、美野里町立美野里中学校で講師を務めた後、昭和50年に茨城県教職員に採用となり、江戸崎町立江戸崎中学校に赴任されました。その後、美浦村立美浦中学校教諭、新利根村教育委員会社会教育主事、新利根村立柴崎小学校教諭、東町立東中学校教頭、新利根町立柴崎小学校教頭を歴任され、平成14年に牛久市立中根小学校校長に就任されました。平成17年からは、美浦村立大谷小学校校長を務め、平成21年3月に定年退職されております。平成21年4月からは、美浦村教育委員会社会教育指導員として生涯学習の推進に尽力をいただきました。そして、平成22年10月から美浦村教育委員会委員となり、現在に至っております。

山崎氏は人格・識見ともすぐれ、長年の教育経験を生かし、教育に情熱を傾けられ、村民の皆様からも信頼されている方でもあります。以上のような経歴と理由から、本村教育の発展のためにご尽力いただけると確信し、山崎満男氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第2号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から、日程第17 議案第14号 平成30年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの13議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号から議案第14号について、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号からご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに設けられた介護医療院、共生型地域密着型サービスについて所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第3号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員等について所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第4号 美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部の改正に伴い、介護支援専門員が実施する指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針等について所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第5号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

28 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、担当職員の実施する指定介護予防支援の具体的取り扱い方法等について、所要の改正を行うものであります。

なお、議案第4号の美浦村指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例と本条例は密接に関連しているため、今回それぞれの条例について、文言の整合性を図るために、所要の改正を行っております。

続きまして、議案第6号 美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

33 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地域包括支援センター設立、美浦村指定介護予防支援事業所開設及び民間事業所が充実したことにより、美浦村指定居宅介護支援事業所の利用対象者がいないため、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第7号 美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

34 ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、土地改良事業に要する経費について、地方自治法及び土地改良法により金銭等を賦課徴収する場合の規定を定めたものでございます。

この条例の根拠となる土地改良法の一部を改正する法律が平成30年6月22日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなり、第36条の次に第36条の2として、「土地改良施設の管理への協力」について条文が追加されたことに伴い、元の第36条の2の条文が第36条の3に繰り下げられたことから、本条例の第1条及び第3条の適用条文の改正を行うものであります。

続きまして、議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

35 ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、新たに協議会等を設置し、それぞれ委員報酬及び費用弁償について定めるものでございます。

まず、第1条の美浦村立小学校あり方検討委員会につきましては、近年、少子化による教育へのさまざまな影響が懸念される状況となっており、次代を担う子供たちのためのより良い教育環境創出のため、小学校の配置等の適正化についてご審議いただき、今後の村立小学校のあり方について意見をいただくため設置するものでございます。

第2条の自殺対策協議会につきましては、自殺対策基本法第8条の規定による自殺総合対策大綱に基づき、本村における自殺対策を総合的に推進するため、自殺防止対策にかかわ

る関係機関及び団体等から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として設置するものでございます。

次に、在宅医療・介護連携推進協議会につきましては、介護保険法第115条の45の10第1項の規定に基づき、地域における保健、医療、介護及び福祉に関する関係者相互間の在宅医療及び介護に対する理解を深めるとともに、連携を円滑にするため設置するものでございます。

また、認知症総合支援協議会につきましては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、医療及び介護の連携の強化並びに認知症の者及びその家族に対する支援体制の強化を図ることを目的に設置するものでございます。

以上により、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、別表第1と別表第2にそれぞれ「美浦村立小学校あり方検討委員会委員」「美浦村自殺対策協議会委員」「在宅医療・介護連携推進協議会委員」「認知症総合支援協議会委員」の項目を加え、報酬及び費用弁償の支給について改正するものでございます。

続きまして、議案第9号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

37 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ5,736万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億5,176万2,000円とするものでございます。今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、多岐にわたっておりますので、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では2件の追加をお願いしております。

最後に第3条の地方債の補正では、2件の追加及び3件の限度額の変更をお願いしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

48 ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。総務管理費の文書広報費では、庁用文書等費で地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の平成32年4月施行に伴う、会計年度任用職員制度の導入のための条例、規則等の改正を円滑に行うため、法制執務支援業務委託料216万円の増額補正をお願いいたしております。

次に、企画費では、ふるさと応援寄附金事業費で、寄附者に対する返礼品の記念品代として 500 万円の増額補正をお願いいたしております。ふるさと応援寄附金につきましては、寄附者に対する返礼品の充実を図ったことにより、前年度と比較して約 3 倍の寄附金収入があり、当初予算計上額の 2,000 万円に対して、3,000 万円の寄附金収入を見込める状況となっております。この寄附金収入の増加に伴い、記念品代に不足が見込まれるため増額の補正をお願いいたしております。

次に、ふるさと応援基金費では、ただいま説明いたしました、寄附金の収入として 1,000 万円の増額を見込みましたので、ふるさと応援基金積立金につきましても 1,000 万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

50 ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で人事異動等による職員給の調整として 471 万 5,000 円の減額補正をいたしております。次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て支援センター管理費で、国道 125 号バイパスがトレセン進入路までの開通にあわせて、みほふれ愛プラザの施設案内の充実を図るための経費としまして総額 138 万 9,000 円の増額補正をお願いいたしております。内訳としまして、国道 125 号バイパスの木原台及び大谷の案内標識板と商工会前の案内看板の修正業務として、案内標識板等修正業務委託料が 58 万 9,000 円、大谷側のバイパス入り口の案内看板設置工事が 80 万円となっております。

続いて、農林水産費について申し上げます。

54 ページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業振興費では、産地確立推進事業費で、太田ライスセンターの乾燥機等整備に対する補助金として、儲かる産地支援事業費補助金 181 万 4,000 円の計上をいたしております。

なお、この補助金の財源につきましては、全額が県補助金となっております。次の農地費では、土地改良振興事業費で、南部地区水利組合排水路修繕工事費補助金として 31 万 4,000 円の計上と県支出金の多面的機能支払交付金の精算に伴う県支出金返還金 195 万 8,000 円の計上をいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

55 ページをお開きいただきたいと思います。

災害対策費では、災害対策事業費で、被災者生活再建支援システム共同整備事業負担 167 万円の計上をいたしております。この負担金は、災害発生時の罹災証明の交付や被災者台帳の作成が容易にできる被災者生活再建支援システムを茨城県主導のもと、賛同した市町村が参加し共同で整備するためのものとなっております。

次の屋外防災行政無線整備事業費で総額 3,022 万 6,000 円の増額補正をお願いいたしております。屋外防災行政無線整備事業につきましては、公募型プロポーザル方式により施工

業者の選定を行い、6月の議会定例会において予算の組み替えを行い、契約の議決をいただきましたが、契約業者から屋外スピーカー5カ所の追加設置等追加提案分の内容が確定しましたので、不足分の増額補正を行うとともに、設計管理費につきましては、契約額が確定しましたので減額補正をいたしております。

続いて教育費について申し上げます。

56ページをお開きいただきたいと思います。

教育総務費の事務局費では、新規事業としまして、美浦村立立小学校あり方検討委員会費70万円を計上いたしております。この委員会費につきましては、議案第8号でご説明しました美浦村立小学校あり方検討委員会設置に伴うもので、年度内に5回程度の会議開催を予定しており、議案第8号の条例改正に基づき委員報酬と費用弁償を計上いたしております。

続きまして、59ページをお開きいただきたいと思います。

次に、保健体育費の光と風の丘公園管理費で、アスレチック遊具撤去に伴う廃棄物処分委託料として28万1,000円の計上と、光と風の丘公園トイレ改修工事として2,126万6,000円の計上をいたしております。この工事は、来年度に行われる「いきいき茨城ゆめ国体」のディスクゴルフの会場となります光と風の丘公園のトイレの洋式化を含めた改修等を行うものであります。なお、財源につきましては、茨城県町村会から交付を受けました国体関連事業費の交付金が500万円、茨城県から振興基金の借入金1,210万円、残りの416万6,000円が一般財源となっております。

続きまして歳入予算についてご説明申し上げます。

前に戻っていただきまして45ページをお願いしたいと思います。

初めに、地方交付税では、平成30年度の普通交付税算定作業が終了し、当初予算計上額8億5,000万円に対しまして、本年度の普通交付税が9億1,659万7,000円に決定しましたので、差額の6,659万7,000円の増額を補正をいたしております。

次に、県支出金について申し上げます。

農林水産業費県補助金では、歳出の農林水産業費でご説明いたしました太田ライスセンターの乾燥機等整備に対する補助金の財源となります儲かる産地支援事業費補助金181万4,000円を計上いたしております。

次に、寄附金について申し上げます。

指定寄附金の美浦村ふるさと応援寄附金では、歳出の総務費でご説明いたしましたとおり、当初予算計上額2,000万円に対しまして3,000万円を見込みましたので、1,000万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、区民健康保険特別会計繰入金で4,658万8,000円、農業集落排水事業特別会計繰入金で136万2,000円、公共下水道事業特別会計繰入金で29万4,000円、介護保険特別会計繰入金で265万4,000円をそれぞれ増額

補正いたしております。

次の基金繰入金では、前年度繰越金、普通交付税、特別会計繰入金が当初予算額を大きく上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を戻し入れることといたしまして、減債基金繰入金で 5,000 万円を減額することといたしまして、9 月補正後の繰入予算額を 5,000 万円といたしております。同様に、財政調整基金繰入金では 1 億 7,312 万 5,000 円を減額することといたしまして、9 月の補正後の繰入予算額を 8,963 万 5,000 円といたしております。

次に、繰越金について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思っております。平成 29 年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が当初予算計上額 1 億円に対しまして、2 億 549 万 4,000 円となりましたので、差額の 1 億 549 万 4,000 円を増額補正いたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入では、初めに、日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金 1,094 万 4,000 円の計上をいたしております。この助成金は、光と風の丘公園照明設備改修事業のテニスコートの照明改修工事費 2,192 万 4,000 円の財源とするもので、当初予算の財源としまして村債を予定していましたが、助成金の交付決定に伴うものであります。

次に、平成 29 年度的美浦村児童館の指定管理料の精算金として、過年度過払金精算金 282 万 7,000 円を計上いたしております。

次に、本村から農地等環境の保全管理をする団体に対して交付した多面的機能支払交付金につきまして、精算金が発生しましたので、補助金等返還金 261 万円の計上をいたしております。

なお、多面的機能支払交付金は県補助金も含まれており、この清算金にも県補助金 195 万 7,500 円が含まれておりますので、歳出の農林水産業費で説明いたしました県支出金返還金の財源に充てています。

次に、国体関連事業費の交付金 500 万円の計上をいたしております。この交付金は、茨城県町村会より「いきいき茨城ゆめ国体」「いきいき茨城ゆめ大会」の成功及び両大会を通じての地域のさらなる発展に寄与することを目的として交付されたもので、本村では、光と風の丘公園トイレ改修工事費の財源として活用することとしております。

最後に、村債について申し上げます。

初めに、消防費では、屋外防災行政無線整備事業の緊急防災・減災事業費で、事業費の増額補正に伴い 3,020 万円の増額をお願いいたしております。

次に、被災者生活再建支援システム共同整備事業の緊急防災・減災事業債で、同事業の負担金 167 万円の計上に伴い、その財源としまして、緊急防災・減災事業債 160 万円の計上をお願いいたしております。次の教育債では、光と風の丘公園照明設備改修事業の地域活性化事業債で、テニスコートの照明改修工事部分につきまして、スポーツ振興くじ助成金の交付決定を受けたため、1,970 万円の減額をいたしております。

次に、光と風の丘公園トイレ改修事業費の計上に伴い、その財源としまして、茨城県の振

興資金を借り入れることとしましたので、1,210万円の計上をお願いいたしております。

最後に、臨時財政対策債では、当初予算計上額3億6,000万円に対しまして、発行可能額が3億6,016万3,000円に確定しましたので、16万3,000円の増額をお願いいたしております。

次に、議案第10号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

66ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,173万9,000円を追加し、補正後の予算総額を19億6,763万9,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容について事項別明細書に基づき、歳出よりご説明申し上げます。議案書の72ページをお開きいただきたいと思います。

第1款 総務費の第1項 総務管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額36万円の減額補正と国民健康保険事務費で電算システムの改修及び構築に係る委託料としまして59万4,000円の増額補正をするものです。

第8款 諸支出金の第1項 償還金及び還付加算金につきましては、平成29年度の国民健康保険療養給付費等負担金及び退職者医療療養給付費等交付金の確定により超過交付となったため、第5目のその他償還金の国庫支出金等返還金で2,407万2,000円の補正、第8目の療養給付費等交付金償還金で84万5,000円の補正をするものでございます。

第2項 繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与等繰入金分、出産育児一時金分の歳出額確定による剰余分並びに歳入不足額を補填する「その他」分について、前年度繰越金から一般会計へ返還する繰出金4,658万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、71ページをお願いしたいと思います。

歳入関係についてご説明申し上げます。

第6款 繰入金の第1項 他会計繰入金 第1目 一般会計繰入金につきましては、第2節 職員給与等繰入金で、歳出の総務管理費の減額補正により、法定繰出分として職員給与等繰入金36万円を減額補正するものでございます。

次の第2項 基金繰入金では今回の補正予算により、歳入歳出の差で不足する額2,872万2,000円を国民健康保険支払準備基金から取り崩すものでございます。

第7款 繰越金につきましては、平成29年度の繰越額が確定しましたので、一般被保険者分で2,414万4,000円の増額、退職被保険者等分で1,923万3,000円の増額補正をするものでございます。

以上が歳入歳出補正予算の内容となっております。

続きまして、議案第11号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書78ページをお願いしたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条で歳入歳出それぞれ1,243万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ1億7,908万6,000円としております。

次に、第2条で債務負担の設定を第2表のとおりお願いするものでございます。債務負担行為の設定につきましては、舟子地区処理場、信太地区処理場、安中地区処理場の維持管理業務について、3年間の複数年契約が今年度で終了することから、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要となることから、農業集落排水処理施設維持管理委託料につきまして、期間を平成31年度から平成33年度とし、限度額4,420万8,000円の設定をお願いするものであります。

それでは、歳入歳出補正予算につきまして事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出から申し上げます。

86ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費の調整を行い、給料で2万1,000円、共済費で1万2,000円をそれぞれ増額し、職員給与関係経費で3万3,000円の増額補正を計上しております。また、職員の療養に伴う臨時職員1名の増により、報酬で86万6,000円、旅費で1万6,000円、使用料の前年度精算等により農業集落排水事業基金積立金で1,008万8,000円、前年度の消費税確定による納付金として公課費で7万1,000円を増額し、一般管理費の総額で1,107万4,000円の増額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰入金につきましては、前年度一般会計繰入金精算による残金及び負担金収入を一般会計へ繰り出すため、136万2,000円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。

85ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金では、一般会計繰入金として、職員給与費関係分及び臨時職員にかかわる経費分として91万5,000円の増額と、基金繰入金では繰越金の充当財源の見直しにより300万円の減額を行い、繰入金総額で208万5,000円の減額補正を計上しております。

次に、繰越金として前年度の精算による繰越金1,452万1,000円を計上し、総額で1,243万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

以上、議案第11号について説明を申し上げます。

続きまして、議案第12号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

92ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては第1条で歳入歳出それぞれ3,051万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,791万7,000円としております。

次に、第2条の債務負担につきましては、公共下水道処理施設維持管理業務について、今年度で契約を終了となることから、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中の契約が必要となることから、第2表のとおり公共下水道処理施設維持管理委託料につきまして、期間を

平成 31 年度から平成 33 年度とし、限度額 1 億 15 万 4,000 円の設定をお願いするものでございます。

次に、第 3 条 地方債の補正につきましては、下水道事業費の増額補正及び地方債の充当先の見直しを行いまして、公共下水道事業費にかかわる本年度の地方債限度額を 2 億 2,380 万円をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算につきまして事項別明細に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。

100 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、下水道費の一般管理費として 1,772 万 3,000 円の増額補正を計上しております。内容につきましては、人事異動に伴う職員給与関係経費の調整を行い、給料で 1 万 9,000 円、職員手当で 11 万 1,000 円をそれぞれ増額し、職員給与関係経費で 13 万円の増額補正を計上しております。

また、報償費として受益者負担金前納報奨金不足分 10 万円を、備品購入費としてシュレッダーが故障し修理が不能となったためシュレッダー購入費 16 万円を、積立金では 1,733 万 3,000 円をそれぞれ増額補正を計上しております。

積立金につきましては、前年度精算等による繰越金 1,762 万 7,000 円から、一般会計繰出金 29 万 4,000 円の減額を行い、総額 1,733 万 3,000 円の増額補正となっております。

下水道費の公共下水道事業費につきましては、事業の増加により委託料として設計委託料 1,285 万 2,000 円を増額し、工事請負費については補助工事の調整により 35 万 2,000 円を減額し、総額で 1,250 万円の増額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算等による残金を一般会計へ繰り出すため、29 万 4,000 円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

99 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、国庫支出金の国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまして 525 万円の増額補正を計上しております。

次に、県支出金の県補助金につきましては、今年度より下水道単独事業費に対して下水道整備事業費県補助金が該当することになったため、80 万円の増額補正を、一般管理費及び下水道事業費の増に伴い、その財源として基金繰入金で 84 万円の増額補正を、村債の下水道事業費で 600 万円の増額補正をお願いいたしております。

次に繰越金として、前年度の精算による繰越金 1,762 万 7,000 円を計上しております。

以上、議案第 12 号についてご説明いたしました。

続きまして、議案第 13 号 平成 30 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

106 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正については、歳入歳出にそれぞれ 2,553 万円増額しまして、予算総額を 11 億

8,223万円とするものであります。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

113ページをお開きいただきたいと思えます。

初めに、総務費 総務管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして471万5,000円を減額計上しております。

次に、基金積立金 介護給付費準備基金積立金について、前年度の歳入歳出差引残高から前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫支出金、支払基金交付金、県費支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金の返還後の残高2,207万8,000円を基金に積み立てするものであります。今回、2,207万9,000円を増額計上いたしております。

次に、地域支援事業費 在宅医療・介護連携推進事業費について報償金17万3,000円を減額し、新たに報酬、旅費の節を設け、在宅医療・介護連携推進協議会委員報酬として15万2,000円、費用弁償として2万1,000円の増額を、目内組み換えで補正としてお願いしております。同じく認知症総合支援事業につきましても報償金11万5,000円を減額し、新たに報酬の節設け、認知症総合支援協議会委員報酬として10万1,000円、費用弁償として1万4,000円を目内組み替えで補正としてお願いをしております。

次のページをお開きいただきたいと思えます。

諸支出金 償還金について、前年度の国庫支出金返還金として302万5,000円、支払基金交付金返還金として67万円、県支出金返還金として181万7,000円、合計551万2,000円を増額計上しております。

次に、諸支出金 一般会計繰入金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事業費等の総務費の精算返還金、合計265万4,000円を増額計上しております。続きまして、保険事業勘定の歳入について申し上げます。

112ページをお開きいただきたいと思えます。

初めに、繰入金 一般会計繰入金について、総務費の職員給与関係経費に対する繰入金として471万5,000円を減額計上しております。

次に、繰越金については、前年度の歳入歳出差し引き残高3,024万7,000円を計上するもので、今回3,024万5,000円を増額計上しております。繰越金の中から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫支出金、支払基金交付金、県費支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金を返還して、生産者残高は介護給付費準備基金に積み立ていたします。

以上、議案第13号について申し上げます。

続きまして、議案第14号について申し上げます。

平成30年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

120ページをお開きいただきたいと思えます。

収益的収入及び支出の支出につきましては、営業費用で1,798万8,000円を減額し、水道事業費用を5億5,983万5,000円としております。

債務負担行為の設定につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、配水場運転管理業務委託料9,364万5,000円、検針業務委託料3,367万2,000円につきましては、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

それでは、予算明細書に基づき、ご説明申し上げます。

127ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出の歳出予算についてご説明申し上げます。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費につきましては、職員給与関係経費の調整を行い、給与で1万9,000円の増額、手当では15万円の減額をお願いしております。

また、修繕費では、今年度阿見町の道の駅整備事業に伴う送水管の切り廻しに係る修繕費として1,530万7,000円を計上しておりましたが、阿見町での道の駅整備事業が凍結となったことから、切り廻し費用について減額するものであります。

次に、総係費でございますが、同じく職員給与関係経費の調整を行い、給料で110万円、手当で115万円、法定福利費で30万円をそれぞれ増額を減額しております。

以上、議案第14号についてご説明申し上げます。

以上、議案第2号から議案第14号について一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時30分再開といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時31分 開議

○議長（沼崎光芳君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第18 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第25 議案第22号 平成29年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第15号から議案第22号までの提案理由についてご説明申し上げます。

説明の前にですね、本日大変お忙しいところ決算審査報告のために出席をいただいております殿岡監査委員に、御礼を申し上げたいと思っております。

先般の決算審査では、地方自治法における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行

われているか審査を実施していただきました。この席をお借りしまして、殿岡監査委員、椎名監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、議案第 15 号から議案第 22 号は平成 29 年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算の認定と電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件にかかわる案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第 2 項の規定により本村監査委員の審査を経て、同条第 3 項の規定により審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第 30 条第 1 項の規定により管理者から提出があったもので、同条第 2 項の規定により本村監査委員の審査を経て、同条第 4 項の規定により審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案した次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成 29 年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書をご覧いただくこととし、細部の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

また、引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。

別添資料となっております「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」をご覧いただきたいと思っております。

各比率について申し上げます。

最初に健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてはそれぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率は 4.8%、将来負担比率は 44.5%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水対事業特別会計のいずれも資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

引き続き、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

殿岡勝夫監査委員。

○監査委員（殿岡勝夫君） 監査委員の殿岡です。

それでは報告をいたします。

平成 29 年度美浦村一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに電気事業会計剰余金の処分及び決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、7 月 30 日から 31 日及び 8 月 1 日までの間の延べ 3 日間審査を行いました。

審査に当たりましては、村長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じて関係者の説明を聴取して行いました。

平成 29 年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し、審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果において特に気になった点は、歳入歳出の対策の進展により、諸税等の滞納は少なくなってきたものの、公共下水道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び分担金、水道料金、給食費の平成 3 年度以降の滞納額が相当残っております。今後、適正な処理を行って対応をしてください。

その他については、椎名監査委員とともに、決算審査意見書を村長に提出しておりますので、申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 村長並びに殿岡監査委員には、提案者の説明、また、決算審査の報告、大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第 18 議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 25 議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、以上 8 議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩といたします。

午前 1 1 時 4 2 分 休憩

午前 1 1 時 5 0 分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告いたします。

委員長に石川 修君、副委員長に椎名利夫君、以上でございます。

9月4日までに受け付けました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により配付しました請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時から委員会にて全員協議会を開催したいと思います。

ご参集願います。

午前 1 1 時 5 1 分 散会

**平成30年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号**

平成30年9月14日 開議

一般質問

竹部 澄雄 議員
山崎 幸子 議員
葉梨 公一 議員
飯田 洋司 議員
岡沢 清 議員
下村 宏 議員
松村 広志 議員

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	山 口 栄 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君

健 康 増 進 課 長	糸 賀 育 代 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時02分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第3回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成30年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、竹部澄雄君の一問一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） おはようございます。

議員番号2番の竹部澄雄です。

通告に従い、「災害時の水の確保について」及び「イノシシ対策」についての2点について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、平成30年第2回定例会が閉幕した翌週に発生した台風7号及び梅雨前線などの影響による集中豪雨、「平成30年豪雨」と命名されたこの豪雨による西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し、避難勧告を6万人に指示したが、死者200名、家の崩壊で3,000人以上の方が今も避難所に身を寄せています。

また、先週4日には台風21号が25年ぶりと言われる大型台風になり、記録的な暴風雨や高潮が観測され、死者は大阪・愛知・滋賀・三重の4府県で計11名が犠牲になりました。

台風21号が北海道を通過した翌日6日には、北海道胆振東部を中心とした震度7強の地震が襲い、北海道各地で停電が発生しライフラインが麻痺するという事態になりました。この地震により41名の方が犠牲になり、また、美浦村は被災地でもある新ひだか町とコラボして農産物直売所に商品を出品していますが、早い復興を願うばかりです。

このような異常気象が続く2018年度の夏は、例年よりも梅雨が短く全国的に猛暑がスタートし、7月には全国各地にある929カ所の気象観測所は各地で40度近い気温を記録し、埼玉県熊谷市では41.1度という日本史上最高の気温を記録しました。

文科省では、平成29年度に調査した、公立学校の施設における空調（冷房）の設置状況——これは3年に一度調査するのですが、これを6月に公表し、全国の公立学校の普通教室の温度の基準を54年ぶりに改定し、1964年通達の普通教室の気温を「10度以上30度以下」としていたのを、「17度以上28度以下」に見直しました。

茨城県の公立小中学校の普通教室及び特別教室の空調設備の設置状況は、保有する普通教室及び特別教室1万9,846教室のうち、空調設備の設置室数は8,495教室で設置率は42.8%。体育館は957館あり、そのうちの空調設備が設置されている体育館は4館しかありませんでした。茨城県内の2017年度4月現在の公立小中学校の授業に使用する普通教室の空調設備の設置率が100%である自治体は、県内44市町村のうち16市町村で、この中に美浦村も含まれています。茨城県内の公立小中学校で授業に使用する普通教室のエアコン設置は、各自治体の夏場の気温、財政不足、教育方針などの違いによって、全ての普通教室にエアコンが設置されている自治体もあれば全く設置されていない自治体も現在もあります。

今回の文科省の通達により、普通教室の空調設備が100%になっていない全国の自治体では、整備事業の補正予算を上程し、来夏までに普通教室のエアコン設置を完了し、稼働を目指しています。

美浦村では、茨城県でいち早く小中学校の教育環境整備として空調整備事業に取り組みましたので、普通教室の空調設備は100%です。この事業に取り組んだ村長、議会並びに学校教育課などの関係する部署の方々には並々ならぬ努力をされたことと思います。ことしの猛暑で日本各地の公立学校の普通教室の気温対策が問題視されるなか、普通教室のエアコンが稼働し、涼しい教室で勉強ができる美浦村の保育所・幼稚園・小学校・中学校の職員、児童、保護者の方々は教育環境に力を入れている美浦村村政には感謝していると思います。

今後の課題は、各学校の体育館の空調設備だと思いますが、空調整備の設計がされていない体育館の空調設備の後づけは、いろいろと問題が生じることが予想される中で、体育館の室温をどのように下げるかが今後の課題になると思います。

今、日本では異常気象が至るところで起きています。災害が発生し、避難勧告・指示が発令され、避難する住民は避難所に待機しなければなりません。最悪の災害では交通網が遮断され、発電所が停止すれば電気の供給が停止し、上水道も停止します。災害はいつ何どき起

こるかわかりません。生活のライフラインが完全に停止しても決して不思議ではないのです。今回の台風や地震による災害での家の崩壊・交通の遮断・食料・電気・生活用水の断水でそれらの供給が何日も遮断され、住民の生活に多大な支障が生じたと報道されています。

そういうことで、生活に直接関係する災害時の水の確保について質問させていただきま

す。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災のときに、美浦村の水道が断水した地域と日数について伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、竹部議員のご質問にお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、東日本大震災は平成 23 年 3 月 11 日金曜日 14 時 46 分に発生し、美浦村でも最大震度 6 弱を観測し、その後、数多くの余震を繰り返し建物の損壊等大きな被害を受けましたことは、昨日のように思い起こされるところでございます。

本村の水道につきましては、地震発生直後より水道管の漏水調査及び応急給水に対応するため、給水タンクの準備を進めておりました。地震による停電等により県企業局からの送水が停止したため、配水池の貯留水を応急給水用に確保するため村内全域を断水とし、地震発生から約 3 時間半後の 18 時 20 分ごろより、保健センターにおいて給水タンクによる応急給水を 24 時間体制で開始をしております。

翌朝、12 日 4 時 40 分に県企業局よりの送水が再開されたことから、6 時 15 分に一部を除き給水を開始しております。送水再開により送水管に漏水が発見されたことから、夜間復旧工事のため 12 日 20 時から翌 13 日 2 時ごろまでの約 6 時間、一時断水としております。また、配水管でも郷中地内で漏水があり、復旧をしております。その間、排泥等により水道管のクリーンを実施し、13 日 17 時 15 分には全面復旧を完了しております。

断水といたしましては、記録によりますと、村内全域を対象に 3 日間で述べ 22 時間ほどであったと思われま

す。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2 番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

美浦村が東日本大震災のときに断水した原因は、停電による県企業局からの送水が停止したため、配水池の貯留水を応急給水用に確保するために村内全域を断水としたということ、断水したため給水タンクによる応急給水を村民に配給し、翌日の 12 日から県企業局からの送水が再開されたが、送水管に漏水が確認されて断水、村内の郷中地区でも水道管の漏水が確認され、一時的に断水し、3 日間で延べ 22 時間の断水があったということ、以前、水道管について質問したときに、美浦村の水道管は設置してからまだ 40 年ほど、他の自治体と比べると新しいと答弁されていたので水道管の破損が少なかったのかと思います。

しかし、美浦村管内の水道管の損傷がなくても美浦村管内以外の送水管が破損してしま

えば、前回の東日本大震災のときのように、断水が3日間、22時間では免れないということが、あり得ると思いますので、村として常に災害時の対処法として、危機管理体制の見直しを常にしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

美浦村地域防災計画では、上下水道施設の耐震化を計画的に図るよう推進しているが、美浦村水道配水場及び下水処理場の耐震の現状を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

美浦村では東日本大震災後、美浦村防災会議において平成24年3月に美浦村地域防災計画の修正が行われ、災害予防計画の地震に強いまちづくりとして上下水道施設の耐震化を推進することとされております。

これを受けまして、平成24年度に配水場の管理本館と第2配水池について耐震診断を実施しております。管理本館につきましては、鉄筋コンクリートづくりで地上2階、地下1階の構造で、昭和52年の創設時の建物で、第2配水池は昭和60年度の第1次拡張時に建設したものでございまして、内寸19.2メートル掛ける38.9メートル、全高4.55メートル、容量2,800立方メートルの鉄筋コンクリートづくりの地下式の配水池でございます。管理本館では付帯部分の塔屋の一部に性能不足はありましたが、建物部分は耐震判定指標を満たしており、また、配水池におきましても震度6強に相当するレベル2地震動における耐震性が認められております。

水処理センター及び農業集落排水事業の3処理施設につきましては、昭和56年以降の新耐震基準により建設されており、耐震基準は満たしているものと認識しております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

美浦村の上下水道施設に関しては、管理本館は昭和52年の建築物で塔屋の一部に性能不足はあるが耐震判定指標を満たしている、配水池においても震度6強に相当する耐震化が認められていること、水処理センター及び農業集落排水事業の3処理施設基準は、耐震に合っているということがわかりました。

施設の老朽化を防ぐことはとても難しいと思いますが、常に点検を怠らないように努力していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

災害時に供給する飲料水は、対象者1人につき1日約3リットルを基準にしているが、村が現在確保している給水車両の台数及び備蓄している供給飲料水の備蓄量を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

災害による断水時には、衛生的な飲料水を迅速に供給することが強く求められておりま

すので、日ごろより自治体間や民間企業とで相互の応援協定を締結し、また、飲料水の備蓄を行っているところでございます。現在、村が給水専用として所有している車両はございませんが、給水タンク 2 基、内訳としまして、2 トン 1 台、1 トン 1 台を所有し、その給水用タンクを車両に積載し給水車として使用しております。

また、備蓄している飲料水でございますが、木原小学校防災倉庫にスーパー保存水ペットボトル 500 ミリリットルが 936 本、大谷小学校防災倉庫に同じくペットボトル 500 ミリリットルが 1,512 本、安中小学校防災倉庫に同じくペットボトル 500 ミリリットルが 360 本、美浦村役場防災倉庫に同じくペットボトル 500 ミリリットルが 240 本備蓄しております。

なお、小中学校、役場、中央公民館、デイサービスセンター、文化財センターには、水道水の受水槽と貯水槽があり、最大で 155.65 立方メートル、155.65 トンになりますが、——の貯水量があり、災害時には活用できると考えています。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

現在、村では給水車両は所有していないが、日ごろより自治体間や民間企業との相互の応援協定を締結している。

給水車両自体特殊な車であるので自治体独自で保有することは難しいことと思っておりますので仕方がないと思っておりますが、2 トンの給水タンク 1 台と 1 トンの給水タンク 1 台を車両に積載し給水車として使用しているということがわかりました。

備蓄飲料水はスーパー保存水ペットボトル 500 ミリリットルで木原小学校防災倉庫に 936 本、大谷小学校防災倉庫に 1,512 本、安中小学校防災倉庫に 360 本、美浦村役場防災倉庫に 240 本、合計 3,048 本あるということがわかりました。

村民全員には行き届かない水量であることがわかりました。

また、水道水の貯水量が 155.65 トンあるということなので、災害時には活用できると村は判断しているようです。

そこで再質問します。

それでは、最悪の状況になり県企業局からの送水、近隣自治体からの応援ができなくなった場合、村が災害時に備蓄しているスーパー保存水ペットボトルと給水用に備蓄している水道水で、何日間飲料水が確保できると想定しているか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

村では、災害時の飲料水について、何人分を何日間確保するという想定では備蓄はしてございません。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

村では災害時の飲料水について何人分を確保するという想定はしていないという

この回答ですが、私は美浦村が今確保しているという備蓄で、何日間ほかの自治体から支援がなくても村民に飲料水を提供できるかということを知っているため、災害時に1日必要な飲料水量が公表されているので、水道水を利用している村民に最低3日間は必要な量を村民に供給できるよう検討していただきたいと思っています。

余談ですが、美浦トレーニング・センター総務課に防災協定を締結しているのかということを確認しましたところ、防災協定は交わしていないが、防災時は可能な限り美浦村への災害協力をしていただけるということを今回言われましたので、報告しておきます。

次の質問に移ります。

災害時に避難する公共施設には、防災井戸が設置されているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

各地区の災害時の避難所には、公共施設には井戸はございません。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 今ビッグパッドに移っているのは、これは京都府のやつなんですけれども——答弁ありがとうございます。

村が管理する公共施設には井戸がないとの回答には驚きました。

私は、美浦村に引っ越して40年たちますが、私が通っていた小中学校には井戸がありました。手押しポンプでしたけども。子供たちが遊ぶ公園にも手押しポンプの井戸がありました。

美浦村の小中学校や公民館など、水道の整備をととても早い時期に実施されたので、井戸などは不要だということで処分されたことだと思います。

再質問します。

今ある各地区の災害時の避難所には、防災井戸の設置は考えているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

災害時に水道水が使用できない場合に、生活用水に利用する防災井戸は有効であると考えられますが、設置に関しての費用、管理、水質等、現時点では避難所に井戸を整備することは考えていません。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

設置に関しての費用や管理を考慮すると、現時点では避難所に井戸設置する考えはないとの答弁ですが、備蓄の量でも何人分の確保として備蓄していない状況は、災害時の確保が十分でないと判断できますので、早急の検討を願いたいと思います。

次の質問に移ります。

災害時に水道の配水機能が停止した場合、生活用水及び飲料水を確保するために、各都道府県自治体が実施している「災害時協力井戸登録制度」の導入を美浦村も必要だと考えるが、村の考えを伺います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

災害時協力井戸登録制度は、災害による断水に洗濯、トイレ等に使用する生活用水として井戸水を提供していただける井戸を登録し、登録した井戸の情報を村民の皆様へ提供する制度でございますが、県内でも幾つかの自治体で実施しています。阪神・淡路大震災では、水道施設の復旧に3カ月を要したと聞いております。水道水が断水したときに役立つのは地下水や河川等、自然の水だったということです。さまざまな場面で住民の避難生活を支えることになったということです。

村内の多くの家庭では、上水道が提供される以前は地下水を利用しており、上水道加入後も井戸を残し、現在も散水等に利用している家庭も多くあります。

このようなことから、自家用井戸を災害時に提供いただけるものを募集し、災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持に活用できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございました。

災害時協力井戸登録制度に関して、とても前向きな答弁をいただきありがとうございます。

村民もことしの台風や地震で被災した住民が生活用水の不足で苦勞している報道を聞いているので、災害時協力井戸登録制度が実施されれば、水の確保には安心すると思っておりますので、直ちに検討し村民に登録の公募していただきたい。しかし、村の答弁では断水時の洗濯やトイレに使用する生活用水の確保として災害時協力井戸登録制度を実施したいとの考えですが、京都府のように飲料水用井戸、それから生活用水井戸に分類すべきだと思います。飲料水に適合すると認められた井戸は、毎年水質検査を実施し、災害時の応急飲料水として村民に提供できるように検討していただきたい。

災害はいつ何どき起こるかかわからないので、至急公募し、登録された井戸の設置箇所が村民にわかりやすいように災害時協力井戸マップと設置の看板を製作していただきたい。

総務課長にもう一度再質問します。

災害時協力井戸登録制度が実施された場合、登録された井戸に村が補助金を出して、生活用水と飲料用水に分類する水質検査は可能であるか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長ですね。

平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 竹部議員の質問にお答えいたします。

個人が所有する井戸水を、多くの方々の飲料水とするのは難しいと考えております。井戸

水の水質検査はできますが、飲料に問題ないとされた水質が、利用する際に持続できているか等の衛生面を考えると、生活用水に限られると考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

避難所の災害時の井戸は費用の関係で設置は無理と言いき、災害時協力井戸の登録は良いと言いながら、個人の使用する井戸を災害時協力井戸として登録してもらう制度であるのに個人が使用する井戸を多くの方が飲料水として使用するのは困難だということ、こういうことを考えること自体がおかしいと思います。生活用水も必要ですが、飲料水の確保が生きるためには絶対に必要です。

また、飲用に問題がないとされた水質が利用される際に持続できているかなどの衛生面を考えると、生活用水に限られると考えているのもおかしいと思います。京都府や他の自治体も美浦村より大都市であり、飲料水井戸を確保しています。美浦村の地下水が非常時に飲料水として使用できないと言えるのでしょうか。

井戸水は、きょう降った水がすぐに地下水になると思っているのでしょうか。地下水の循環に要する時間は循環の経路により大きく異なり、浅い局所的な循環と広域な深部の大きな循環では桁違いになります。水田から浸透した水が地下水となって近くのがけ下でわき出るまで数カ月程度。山に降った雨が浸透して浅い地下水となって近くの沢などにわき出してくるのに数年。山に降った雨が地下水となってそのまま低地まで流れてくるまで数年から数十年。上流域の山で深く潜った地下水位が海岸付近までに達するには早くても20年から30年、あるいは50年以上の長い期間を要します。

登録された井戸水も生活用水として使用することも水質検査をしなければなりません。その検査結果で飲料水として使用できる検査結果が出た井戸を飲用井戸として指定すればよいことだと思います。その後、1年に1回以上の検査をしていけば安全だと思います。

災害が県南地域で発生すれば、隣接している自治体に応援することもできないと思います。飲用する水をできるだけ村で確保できるよう、飲用井戸の検討をして災害時に備えていただきたい。

美浦村村長にお聞きします。

総務部長の前向きな回答をいただいたのですが、災害時協力井戸登録制度についての意見を伺いたい。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 竹部議員のですね、災害時の井戸ということで、総務部長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、生活用水は、飲用不適でもある程度は使えます。

ただし、今までの中で登録した——飲料水としての登録をしたところはありませんけれども、当時より、村の水道水よりは井戸水がいいということで使っている家庭も中にはまだ何軒かあるのではないのかなと思います。それは保健所の検査をした水を使っている——

以前から——要するに塩素が強い部分が嫌だということで、台所に自分の所の井戸水を配管して使っているというようないちもありません。それは、どのくらいあるかというのは把握しておりませんが、そういう部分も含めて、これは今ここで何軒あるとはお答えできないですけれども、そういう井戸を持っている方の協力が得られるかどうかは、これから調べた上でなければ、何とも今の時点では何軒あると言えませんけれども、いまだ、まだ使っている家庭がありますのでその辺も含めてどのくらいの件数があるか調べて、協力がまたできるものなのかどうか——当然、電気が止まれば井戸水でもくみ上げることはできません。その時に、簡易発電機がどこから調達してできるかも、これは、災害が起きたときの連携が必要になってくるかと思えます。当然、村内の大きな事業所で井戸を持っているところもありますが、そこも電気が止まれば水が上がってきません。その時の——要するに、緊急的な発電機もどのように調達できるか、それは村が用意するのか、どこが用意しておくのかということも協力をしてくれるところとの協議が必要になってくるかと思えます。

今ここで、何軒が大丈夫ですというお答えはできませんが、この後、そういうものも調査をして協力してくれるところ、また、どの地区にどのくらいの件数があるかも調べていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

費用がかかるので待機所には新たに災害用井戸を新設できない、災害時協力井戸登録制度がとてもよいと思うが生活用水とでしか活用できない、飲料水に活用できる井戸であっても個人が所有する井戸なので災害時でも迷惑がかかると思っている村の対応。

また、電気が停電すれば、ポンプをくみ上げることで井戸水が吸い上げることができないという村長の答弁ですが、今、モーターでくみ上げている横に、その管を、手押しポンプを備え付けることもできると出ていますので、再度確認願いたいと思います。横につけられますから。ぜひとも災害が起きたときの災害時協力井戸登録制度を実施し、飲料水、生活用水として、災害時に村民が水に関して心配がないように検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、イノシシ対策について質問します。

平成30年8月3日、経済課からイノシシの足跡が安中地区で発見され、10月ごろ罠を仕掛けて捕獲するとのことですが、「作物の被害と周辺住民と安中小学校生徒の登下校の安全対策」と「イノシシが捕獲できない場合の陸平縄文ムラまつり」の安全対策を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

ただいまのですね、議員ご質問のうち、作物の被害と周辺住民の安全確保についてお答えをいたします。

最初にですね、今回、陸平貝塚付近では、イノシシの駆除を行うことになりました経緯について、ご説明を申し上げたいと思います。

6月にですね、美浦村文化財センターよりイノシシと思われる足跡を発見した旨の連絡が経済課にあり、本村の猟友会に調査を依頼し、猟友会、鳥獣保護員と経済課職員で調査をしましたところ、イノシシの足跡に間違いなく、イノシシがいると思われるとの報告がありました。

それを受けまして、直ちに文化財センターにおいて足跡の確認された周辺に注意看板を設置するとともに、教育委員会より「人的な被害の報告はありませんが、陸平貝塚周辺は広域で公園化され、さらに神社もあり人の出入りも多いことから、人的な被害が出ないうちに捕獲をお願いしたい。」というような依頼がありましたことから、今回の定例会に補正予算をお願いし、10月ごろから罠を仕掛け捕獲したいと考えております。

また、村民への周知といたしましては、今回、補正予算をお願いしているところではございますけれども、安全が第一と考えまして、先行して広報みほ及び村ホームページに掲載し、注意を呼びかけているところでございます。

議員ご質問の農作物の被害でございますが、現在のところ被害は報告されておられません。猟友会の方に調査していただいたところですね、ミミズやその他の餌となるものが豊富であり、水場も生息していると思われる区域内に複数カ所存在をしていることから、被害がないのではないかとのことでありました。秋以降につきましても、好物のどんぐり等の木の実や植物の根などが豊富にあることから、農作物への被害は出ないのではないかとの見解でございました。

以上のようなことから、イノシシが生息しているであろうと思われる周辺の環境は、餌及び樹木や草の繁茂状況から、最適な環境であろうと思われることやイノシシは非常に神経質で警戒心の強い動物であり、人間活動の少ない場所を好むことから、近隣の住宅等に出現する可能性は極めて低いものと思われまます。

村としては、イノシシの生態や行動を詳しく理解した上で、人的な被害が出ないうちにイノシシを駆除することにより、周辺住民の安全確保と農作物の被害を最低限に抑えたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問の中の安中小学校生徒の登下校の安全確保と陸平縄文ムラまつりについてご説明申し上げます。

まず、安中小学校児童の登下校の安全確保についてでございます。

経済課より報告を受け、安中小学校へ連絡、児童への注意喚起をお願いし、あわせて公園内各所に注意看板を設置したところでございます。

今後、罠を仕掛ける場所等が決まった際に、周辺住民、安中小学校児童に回覧やチラシ等により、罠付近への立ち入り制限も含めまして、改めて注意事項等の周知を行う予定であります。

さらに、イノシシは藪や茂みなどに身を隠す場所を好む習性があることから、村民の皆様

に自宅の敷地や周辺について草が繁茂し過ぎないように、適切な管理、協力を呼びかけてまいります。

次に、陸平縄文ムラまつりの安全対策についてでございます。

イノシシは臆病といいますが、警戒心の高い性格であり、人が集まり物音がする場所に出没する可能性は低いと考えられます。これまで、公園内でさまざまなイベントを行ってまいりましたが、イノシシの気配を感じられませんでした。

先に申しましたとおり、イノシシは身を隠すことのできる藪や茂みを好むことから、祭り会場の下草刈りを実施し、イノシシが出てこない環境をつくり、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

北出経済建設部長の答弁では、猟友会の調査によりイノシシの足跡であることが確認されたとのこと。文化財センターにおいてイノシシが確認され、陸平貝塚周辺に注意看板を設置し、注意を呼びかけているということ。作物の被害は現在ないということ。生息していると思われる周辺の陸平貝塚周辺にはミミズやその他餌になるものが豊富で水場もあるので、生息していると思われるそのような環境が複数カ所存在していることで被害がないのではないかということ。イノシシは餌が豊富で樹木や草の生い茂る環境を好み、非常に神経質で警戒心が強い動物なので、人間活動の少ない場所を好むので、近隣の住宅等には出現する可能性が低いということ。村としては、イノシシの行動を詳しく理解した上で、人的な被害が出ないうちにイノシシを駆除することにより、周辺住民の安全確保と農作物の被害を最低限に抑えたいということの答弁ですのでよろしく申し上げます。

子供がいたとすれば、親離れの時期までに捕獲できなければ、ひとり立ちしたイノシシは好奇心から人里や畑に出没すると思われます。

昨年、稲敷市にイノシシが出没したときにも、美浦村もイノシシの侵入には気を付けるように意見しましたが、「今まで美浦村ではイノシシの被害や生息が確認されたことがない」ということを言われました。「だから大丈夫だ」と経済課は言うておりました。今回、美浦村にイノシシが侵入したことが初めてだと言われていますが、稲敷市、かすみがうら市、行方市ではイノシシが出没し被害も出ています。イノシシは泳ぐことがとても上手で、瀬戸内海を渡り、島に移り住んだという事例もあります。

稲敷市古渡、美浦村の対岸であるかすみがうら市や行方市から霞ヶ浦を泳いで安中地区陸平貝塚に侵入したとも考えられます。イノシシの侵入が、霞ヶ浦の近くである陸平貝塚周辺で確認されていることを認識し、近隣自治体と常に連絡をとり、イノシシの出没情報を得た場合には、速やかに適切な対策を急ぐようによろしく願いいたします。

中澤教育次長の答弁もありがとうございました。

安中小学校に注意喚起を行い、公園各所に注意看板を設置したこと、今後、わなを仕掛け

る場所が決まったら周辺住民、安中地区児童に回覧やチラシなどにより、罠付近への立ち入り制限を含め、改めて注意事項の周知を行うということ。イノシシの生態で、自宅の敷地や周辺にイノシシが身を隠す場所を好む藪や茂みを刈り入れ、適切な管理を呼びかけるとのこと。陸平縄文ムラまつりの安全対策では、イノシシ対策について、村としては、イノシシは臆病な性格であり、開催時には人が集まり物音がするので、イノシシの性質上、出没する可能性が少ないと臆測しているが、子供がいるイノシシであれば、子供を守るために攻撃的になっていることも考えられます。まつりに参加している人たちには、イノシシの生息していそうな藪や茂みに近寄らないという注意を呼びかけ、注意勧告をパンフレットで行ってください。また、罠にかかったイノシシはパニック状態で凶暴性が半端ではありませんので、罠を仕掛けた周辺には絶対に近寄らないように周知徹底を呼びかけていただきたいと思います。

次の質問をします。

村としてイノシシの侵入・生息・繁殖についてどのような対策をしなければならないかと考えているか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） イノシシの対策ということで、ご質問にお答えを申し上げます。

イノシシの侵入防止・生息・繁殖についての対策ではございますが、まずは、今回確認された2頭から3頭と思われる固体の確保を最優先に考えていきたいと思っております。

農地等への侵入防止対策につきましては、一般的には板や網による侵入防止柵や触れると電流が流れる電気柵などがありますが、先ほども申しましたように農作物の被害は報告されておりませんので、具体的にどの農家に対して侵入防止対策を講じるよう指導するのか、現在のところ具体的な案はございません。

また、繁殖させない対策としましては、イノシシは開けた場所を嫌い、山林や藪に沿って移動することが多いようでございますので、藪などを刈り払う事も有効と考えるわけでございます。しかしながら、村が保有する約23ヘクタールを全て刈り払うことは現実的ではないと思われまして、この場所は鳥獣や昆虫、その他野草などの貴重な生息場所にもなっており、自然環境との調和も考慮しなければならないことから、この方策は最終的な手段であると考えております。

また、泥浴びが好きで湿地などを好み、野菜くずの捨て場所などを餌場にするようでございますので、こうしたイノシシの好む環境を排除し、環境を整備することも大事な対策と考えております。

いずれにいたしましても、はっきりとした生息場所を確認できない現在の段階では、生息場所の確認作業を行い、足跡などがあり現れたと思われる場所に罠を設置し、個体の捕獲率のアップに努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

農地への侵入防止対策としては、現在農作物の被害がないので具体的な案がないということなのですが、どのような状況での畑だとイノシシが進入するかを指導すればよいと思います。

繁殖については、させない対策として開けた場所を嫌い山林や藪に沿って行動するので、鳥獣や昆虫その他野草の環境保全を保ち、藪を刈り払うようにすること。泥遊びが好きなので湿地を好み、野菜くずの捨て場などを餌場にするので環境の整備をすること。

このような具体的な案を出没周辺の住民や農家に指導していただきたいと思います。

イノシシの侵入について、確認された2頭から3頭のイノシシの個体の捕獲を優先するとの答弁はもっともだと思いますし、絶対にしなければなりません。捕獲ができなかった場合、イノシシの雌は12月から2カ月間繁殖期で、4月から5月まで出産時期で四、五頭の出産をします。雄は餌を食べなくなり、興奮状態で物音にも敏感になり雌を探し回るので、そのような状況の雄に遭遇すれば、とても危険であると認識していただきたい。

再質問します。

今回、確認された足跡は成獣の足跡だけですか、それとも、子供の足跡は確認されたのか伺いたい。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

足跡について猟友会で確認をしたものは、複数頭のものと思われるとのことでしたが、成獣だけと判断するには不十分な状況でございました。しかしながら、成獣と子供のイノシシと思われる小さな足跡も見たとの情報もあることから、子供を引き連れている可能性もあると思われます。

いずれにいたしましても、イノシシは1回にですね、四、五頭の子を出産すると言われておりますので、ふえないうちに駆除することで、被害を最小限にとどめることが最重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

子供を連れた親子イノシシであるかもしれないということですから、一層の注意が必要だと思います。先ほども言いましたが、子を守る母親イノシシは、子を守るために突進し攻撃的であり、人間に襲いかかるということを認識して対応していただきたい。

私からの忠告として、皆さんが間違った認識として捉えていることとして、イノシシは夜行性の動物ではないということを知らせていただきたい。

イノシシは自然の餌などで生活していますが、人間が生活する人里にイノシシが踏み入れた場合、簡単に餌が得ることを覚えたイノシシは畑や生活ごみの味を覚えてしまいます

ので、畑には野菜のくずを放置しないで土中に埋めるとか、生息範囲の各家庭では生ごみの管理などの指導していただきたい。

イノシシの子供がいるかもしれないということ、イノシシの雌の受胎年齢はイノシシの場合、ゼロ歳から可能だという調査結果が出ております。ゼロ歳で出産する頭数は1頭か2頭ですが、妊娠・出産がゼロ歳でもできるということ。出産適齢期は四、五歳がピークで四、五頭産みますが、年齢が上がるにつれて出産頭数は減ります。以上のことを知っておいてください。よろしくお願いいたします。

最後に、イノシシ対策について村長のご意見をお聞きしたいので、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、イノシシの対策ということで、先ほども部長のほうからですね、ありました。やはり藪を好むということであれば、やはり管理は、きれいにしておくことが繁殖できない条件だと思います。

ただ、先ほどね、村が管理するところが大体17町歩ぐらい、その他民間で持っているものを入れると23町歩あるという話です。あそこの「陸平周辺を自然のまま残そうという方」と、「管理をしながら残そうという考え方を持つ方」がおります。その辺も含めて、被害が出るようであれば、管理をしながらの保存、維持になってくるかと思えます。

その辺、今のところ確認した方はないのですが、足跡で確認がされているということでその後、民家のほうで、また、畑も含めて被害が出てきたときには、現状のまま、自然のまま残すべきだという意見を覆してでも、被害が出てくれば下草刈りをして、そこにイノシシが住める状況ではないような環境をつくっていかないと、繁殖は止められないというふうに思いますので、その辺、状況によって自然のまま残すという考え方を持っている方にも、被害が出たのどという部分が説明をして納得をさせるという部分も必要になってくるかと思えます。

その状況は、早目にそういう事態になれば、村としてもいろんな手段を考えて、イノシシがそこで繁殖ができないような状況、そこに住んでいられない状況は作り出していかないと——竹部議員が言うようにですね、かすみがうら市のほうから泳いできたとか言いますけれども、逆に泳いで帰ってもらうことが1番かなと思います。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長、答弁ありがとうございます。

自然の環境を保ちつつ、イノシシが住みにくい場所をつくり、地域住民の応援も得て、保全に努めていただきたいと思えます。

美浦村は農業の村として、おいしい農作物をつくっています。イノシシの被害で農民や住民に被害が及ぶことを食いとめるためにも、今回のイノシシ侵入を教訓として、防げるものは防げる環境整備を常に心がけるように、村民と一致団結して対処できる体制を維持していただきたい。

イノシシ侵入被害が起きてから対応するのではなく、適切な行動すぐに出せる、できるよ

うに、補正予算が出てから対処するのではなく、イノシシ害虫対策費の予算を常に申請してほしいと思います。そうしてイノシシを侵入させない環境、生息させない環境を整備していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員、山崎です。

通告書に従い、質問いたします。

まず初めに、補完的な母子手帳についての質問をいたします。

母子健康手帳は、昭和17年導入時には妊産婦手帳と呼ばれており、この手帳により妊婦の定期健康診断が習慣づけられました。昭和25年当時、妊産婦と乳幼児の死亡率は開発途上国並みの出生1,000人当たり60.1人であったが、平成18年には出生1,000人当たり2.6人にまで大幅に減少しました。もちろん、この間の出産環境の向上や医療の進歩が最大の要因ですが、妊娠から出産、子供の成長発達、予防接種等々の記録が1冊にまとめられた母子健康手帳が果たしてきた役割も非常に大きかったと思います。

そこでまず初めに、平成25年から平成29年度の本村における出生数についてお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

本村における出生数は年々減少傾向にあります。

平成25年度から平成29年度までの出生数でございますが、平成25年度が124名、平成26年度が118名、平成27年度が103名、平成28年度が92名、平成29年度が95名でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

出生時の体重が2,500グラム未満の赤ちゃんは「低出生体重児」と呼ばれ、厚生労働省によると、この低出生体重児は増加傾向で全出生数の1割前後を占め、最近の女性の痩せ指向や出産年齢の高齢化が背景と見られるだろうとのこと。

このうち、1,500グラム未満は「極低出生体重児」、1,000グラム未満は「超低出生体重児」とされます。

そこで、本村における平成25年から平成29年度の体重2,500グラム未満の低出生体重児数をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

出生児平均体重は、日本全体で男女とも減少傾向にあります。近年は横ばいとなっておりますが、この40年間で男女ともに約200グラム減少しており、平成28年には男の子が3,050グラム、女の子が2,960グラムとなっております。

出生数に対する体重2,500グラム未満の低出生体重児の割合は、男女とも増加傾向にあります。近年は横ばいとなっておりますが、平成28年には男の子で8.3%、女の子で10.6%まで増加しております。

このような中で、本村における平成25年度から平成29年度までの低出生体重児の数は、平成25年度が9名、平成26年度が10名、平成27年度が10名、平成28年度が13名、平成29年度が10名でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、本村としての低出生体重児に対するサポートと母親に対する心のケアとしては、どのようなことをやっているのかをお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

近年、出生児平均体重が減少し、低出生体重児が増加していることから、低出生体重児とその母親への支援につきましては、村としましても、大変重要なことと考えております。

本村では、保健師、助産師が全ての出生時の自宅を訪問し、育児・栄養・予防接種等についての指導を行っております。特に、低出生体重児の場合は医療機関と連携をとり、お子さんの状況を事前に把握した上で、退院後速やかに保健師による家庭訪問を実施し、その後も定期的な家庭訪問や電話相談等で支援をしております。その際には、母親が子供の発育発達に過度の不安を持つことなく、そのお子さんなりの育ちのペースを受け入れられるように母親の感情と知識の両面から支えるようにしております。

また、乳幼児健診や子育て支援センターにおいて開設しております育児相談におきましても、保健師、助産師、栄養士が個別に対応しているところでございます。

今後も、小さく生まれた赤ちゃんとそのご家族が安心して子育てができるよう、医療機関等と連携をして支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

小さく生まれた赤ちゃんは、標準的な体重の赤ちゃんとは成育状況が違うため、子育てに戸惑いや不安を感じる母親も多い。そのような赤ちゃんのために、ぴったりサイズのオムツも発売されるなど、成長を温かく見守るための支援も広がりつつあるそうです。

小さく生まれた赤ちゃんの場合、通常の母子手帳だと、生後1カ月ころの欄には「お乳を

よく飲みますか」とか「裸にすると手足をよく動かしますか」とかの項目では、全て「いいえ」としか記入できない。早産で出産したあるお母さんは、こんなに小さく産んでしまったからと自分を責めてしまい、落ち込んでいたそうです。それに、体重の欄でも誕生時の体重を書き込むグラフは、1,000グラム以上からになっているため、1,000グラム以下だと書き込むところがない。

そこで、静岡県では早産や病気で小さく生まれた赤ちゃんと母親のために、専用の母子手帳「リトルベビーハンドブック」というものを作成し、通常の母子手帳のほかに補完的にこの母子手帳も渡しているとのこと。また、名古屋市でも作成に向けて準備を開始しているそうです。

本村でも、このような母子手帳を作成してもらえることが一番いいのですが、もし難しいようならパソコン等で美浦村版の手づくりのものをつくるというのはいかがでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、村で交付している母子健康手帳は母子保健法に基づき、ほぼ全国で内容が統一されたものとなりますが、ご指摘のとおり、早産などで基準値以下の体重で生まれたお子さんの成長につきましては、出生時の体重のグラフは1,000グラムからの記入になっておりますので、それに満たない場合はグラフに記入することができないなど、記録しづらいページがございます。

これらに対応するため、村としましては、これまで同様、保健師らが保護者の方と直接お会いしながら、お子さんの補正した月齢に見合った成長ができているかを確認し、十分にケアを行うとともに、お子さんの成長が追いつくまでは、母子健康手帳を補完する補足的な記録票等を用いるなど配慮をしてみたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

村長が常日ごろ言っている言葉に「美浦っていいな」その言葉どおり、少数であっても小さく生まれた赤ちゃんも、みんな美浦村の宝です。そのような子供も置いてきぼりにするのではなく、赤ちゃんも、お母さんも、この美浦村で安心して成長していけるように、本当に「美浦っていいな」と思ってもらえるような取り組みを進めていただけることを期待し、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨今、どこの自治体でも、いじめの発見が難しく、大事に至ってから初めていじめが発覚するということが起きています。

本村の小中学校におけるいじめの、過去5年間の件数をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、いじめとは「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされております。心身の苦痛と感じた事案全てとなるわけでございます。

村内小中学校4校の合計のいじめ認知件数は、平成25年度11件、平成26年度6件、平成27年度20件、平成28年度27件、平成29年度36件、平成30年度——7月31日現在でございます、39件、以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

平成26年9月定例会において、「家庭用いじめ発見チェックシート」を導入できないかと質問したところ、「そのチェックシートはとてもいいものだと思うので、美浦村版家庭用いじめ発見チェックシートをつくりたい」との答弁をいただき、すぐに作っていただいたことに対しましては敬意を表する次第であります。

ところで、そのチェックシートは今でも使っていただいているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

美浦村版家庭用いじめ発見シートは、家庭用いじめ発見シートであり、心配な点がありましたら、学校の先生や美浦村教育相談センターに相談するよう促す内容であります。村内小中学校4校とも、使用しております。

木原小学校では、2学期に学校アンケートとともに保護者に配布しチェックしてもらい、その上で2学期末の教育相談に活用しています。安中小では、学年始めに学校のいじめ防止基本方針の資料とともに保護者に説明、配布しております。大谷小では、学期末の懇談会時に保護者に説明、配布しております。美浦中では、PTA総会や期末PTA時に説明、配布しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

今でもそのチェックシートを使っているとのこと、とてもうれしく思います。

ほかにも、いじめの発見方法としてやられていることはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

認知方法としましては、教員による日常の観察や声かけが基本的な取り組みとなります。定期的な取り組みといたしましては、村内各校とも学期に1度の生活アンケート調査を行い、児童生徒の様子を把握し、その後、個別の面談を実施しております。

家庭との連携した取り組みでは、各家庭に美浦村版家庭用いじめ発見チェックシートを配布して、共通した観点のもと、児童生徒の様子を把握していただいております。さらに、日記指導や家庭との連絡帳等でも情報の共有化を図っており、知り得た情報は教職員間で職員集会の折に情報交換を行い、全職員で気になる児童生徒の把握に努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどの、いじめの件数の報告にはあらわれてこないようないじめもあるのではないかと思います。

いじめに遭っている子は、いじめのことを、いじめられているっていうことを学校に言ったら、いじめがもっとひどくなるのでは、との不安で相談できなかつたり、周りでいじめに遭っている子がいても、そのことを学校に言ったら、今度は自分がいじめに遭うという不安があるため言えないというようなことになり、いじめの発見が難しくなっているのだと思います。

そこで、スマートフォンやパソコンから匿名でいじめの通報や相談ができるというアプリがあります。取手市では既に導入しており、牛久市でも本年6月より導入したとのことです。牛久市教育委員会によると、導入から1カ月で約30人の生徒から約50件のメッセージがあり、そのうち約30件がいじめに関する相談だったとのことでした。

本村でも経費等の予算の関係もあろうかとは思いますが、このアプリを導入することはできないでしょうか。

教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

いじめの通報や相談ができるアプリについては、近隣の自治体では取手市及び牛久市で導入されております。これは、議員もご指摘されたとおり、生徒がいじめを匿名で相談・通報できる、アメリカで開発されましたいじめ防止通報アプリ「STOP it (ストップイット)」と呼ばれるものであります。

取手市の事例では、市の教育委員会がアプリの利用料金を負担いたしまして、生徒にアプリをスマホやパソコンにダウンロードしてもらいます。生徒は無料となります。生徒がいじめを受けている、または、いじめを目撃するなどした場合、アプリを使いまして市の教育委員会に通報する。通報した生徒は匿名で、市の教育委員会には学年と学校名だけが通知されるというものであります。その後、専任の担当者が事実関係を確認して学校に連絡し、いじめの状況によって、市の教育委員会や関係機関が連携し対応するものであります。

そのアプリでは画像や動画も添付でき、導入費用は取手市の市立の中学生2,300人対象で1年間に約76万円とのことであり、このアプリは、茨城県以外にも東京都、大阪府、

千葉県、岡山県、奈良県などにあります国立、公立、市立の幾つかの学校で導入されているということでもあります。

教育委員会といたしましては、SNSの普及などに伴いまして、従来では想定できないいじめの事態が生じるおそれがあること、また、スマホが子供たちにこれほど広く普及した今日的な状況を踏まえれば、その状況に合った対応・体制を構築することは大切であると考えております。

そのため、いじめを見つけた子供たち、いじめに苦しんでいる子供たちのためには、いつでもどこでも報告・相談できる環境を整えていくことは重要であると考えております。

現在、SNSなど外から見えにくいトラブルが増加していることから、その対応策といたしまして、子供たちが正しいSOSを出せる相談ツールの一つとして、いじめ防止アプリの導入は有効であり、さらには、いじめの早期発見や情報共有を円滑にしまして、組織的な対応を実現するだけでなく抑止効果にもよりまして、いじめ自体を減少させる効果も期待できるものと存じます。

一方、美浦村でのいじめ防止アプリの導入につきましては、新たに費用負担が生じることや、その導入に伴いまして、相談体制を整備する必要があることなどから、既に導入しております取手市や牛久市の取り組み状況を参考にしながら、積極的に検討してまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

未来ある若者の尊い命のために前向きに考えていただけることを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時40分再開といたします。

午前11時29分 休憩

午前11時41分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、葉梨公一君の一問一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 3番議員、葉梨公一です。

通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

私の質問は、美浦村の今後の下水道事業計画についてお尋ねしたいと思います。

まず質問をする前に、今般の台風20号、21号で被災された方々、そして先日、北海道で起きました胆振東部地震で被災された皆様方に対しまして、そして犠牲になられた方々に心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、ことしは10月15日より「第17回世界湖沼会議茨城かすみがうら2018」が本県で開催されます。この会議は、湖沼とその流域で起こっているさまざまな環境問題の解決に向けての情報交換を行う会議です。

そのような中で、私たちが住んでいる霞ヶ浦周辺の市町村では、湖の水質浄化が叫ばれております。

そこで、お尋ねします。

本村における下水道事業はどのような状況にあるのか、現在の整備状況をお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、葉梨議員のご質問にお答えを申し上げます。

本村の下水道の整備状況についてご質問いただきましたが、ご承知のとおりですね、本村の下水道事業は、住民の生活環境の改善と霞ヶ浦等ですね、水質汚濁を防止し公共用水域の水質保全に寄与するため、公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業で整備を進めております。

農業集落排水場事業につきましては、当時ですね、生活雑排水が集落内の水路や農業用排水路を流れており、生活環境の悪化や稲の発育にも影響を及ぼしていたことから、昭和60年度に舟子地区で事業の採択を受け事業に着手、昭和62年12月に供用を開始しております。

その後も、農業用排水路の水質改善や農村の生活環境の向上を図るため整備を進め、昭和63年に山内・山王地区を、平成5年には信太地区、平成9年に安中地区、平成11年に大須賀津地区が供用開始し、また、平成14年度には機能強化事業により、舟子地区の区域を拡大するなど、現在、舟子地区、信太地区、安中・大須賀地区の3つの処理場で、し尿及び生活雑排水の処理を行っております。

また、公共下水道事業では前提計画区域を607ヘクタールとしまして、平成10年12月に下水道事業認可の承認を受けて、市街化区域である木原地区と処理場までの幹線周辺区域90.2ヘクタールの区域から整備を進めてまいり、平成17年12月には供用開始をいたしております。

整備区域につきましては、これまでに5回の変更認可により542.1ヘクタールまで区域の拡大を図るとともに、全体計画区域につきましても、霞ヶ浦流域別下水道整備総合計画の見直しや本村の地区計画決定を受け、648.0ヘクタールに拡充いたしました。

平成29年度末での下水道整備済面積につきましては約500ヘクタールで、下水道全体計画区域648.0ヘクタールに対して77.16%の整備率となっております。

以上が、現在までの整備状況となっております。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ご答弁ありがとうございます。

次に、未整備地区の今後の整備計画は公共下水道事業で行うのか、あるいは農業集落排水

整備事業で行うのか、お尋ねをします。

また、国のほうで推進しております、合併浄化槽の導入による整備区域のお考えはあるのかをお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、未整備地区の今後の整備方法についてのご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申したとおりですね、公共下水道全体計画 648 ヘクタールのうち、既認可区域である、郷中地区の一部と布佐地区、余郷地区、宮地地区及び大谷地区約 148 ヘクタールが主な未整備区域となっております。

今後の整備につきましては、本年度布佐地区と大谷地区の一部の 59.8 ヘクタールにつきまして、新たに事業認可申請を予定しております、既認可区域を初め、随時整備を進めていく計画としております。

また、合併浄化槽の導入による整備についてのご質問でございますが、茨城県では平成 7 年度に汚水処理整備の広域的視点から、整備計画及び維持管理構想を取りまとめた「生活排水ベストプラン」を策定し、地域の特性に応じた整備手法や生活排水対策を推進しております。

その中で、美浦村では公共下水道事業と農業集落排水事業で汚水処理整備を進めることとしておりますので、合併浄化槽導入による整備は考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

生活排水ベストプランにつきましては、平成 28 年度に 3 回目の改定が行われ、長期的な観点から、農業集落排水処理施設の統合や下水道への編入などの既存の施設を有効活用した効率的維持管理の推進等、持続可能な汚水処理運営を行うために再構築を図ることとなり、美浦村では農業集落排水事業の安中・大須賀津地区処理施設の処理能力に余裕が生じていることから、現在、公共下水道区域内の余郷地区、茂呂地区及び大谷地区の一部について農業集落排水事業での整備を進め、安中・大須賀津地区処理施設へつなぎ込むことで施設の有効活用を図るとともに、舟子地区と信太地区につきましては、老朽化等による修繕費の負担も増加しており、長期的かつ効率的な維持管理を考えた中で、公共下水道への統合についても進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3 番（葉梨公一君） ありがとうございます。

そこです、未整備地区の整備の促進を急いでほしいという声もございますので、下水道の早期整備に向け、特段のご配慮をお願いしたいと思います。

そこで、村長の考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは葉梨議員のですね、未整備地区への要請がたくさん来てい

ますよということで、いつごろになるのか。今、順次整備のほうは進めているんですが、担当のほうに確認しますとですね、最終が三十六、七年くらいに整備のほうの完成はなるということで今、順次南原から——今度は布佐南のほうですか、計画を——あと郷中の残りの部分。そしてそのあとは、大谷の南側、東側、西側ですか、125号の霞ヶ浦よりと、それから信太よりのほうのね、先ほど部長のほうからも説明がありましたように、コスト的な部分を考えると、東側、霞ヶ浦のほうは加入率が、整備はしてあっても接続が低いので、公共下水道じゃなくて安中の農業集落排水のほうに接続しても十分間に合うだろうという部分を、今、県のほうに出しておりますので、そちらで許可が下りれば、公共下水道と別に東側のほうは、安中地区の農業集落排水に接続したほうが金額的にも安くできるだろうというふうな計画であります。

また先ほどね、舟子の処理施設と信太の処理施設においては、この2つを将来的には——もう老朽化が二十数年経っていますので、舟子の場合には維持管理のほうもお金が2つ合わせ合わせると約4,000万近くかかる部分を、公共下水道のほうに接続が来年——来年1つ、もう1つ処理場をつくる予定でありますので、そこに接続すれば、維持管理も3,000万くらいは削減できるというふうな、今の部分でははっきりした数字ではないんですけども、そのような方向でやれば美浦村では、公共下水道が1つ、農業集落排水が1つということで、2つの施設の運営でできるのではないのかなというふうに思います。そうなってくると、この後のね、人口減少の中でも維持費は、少なくなってもこれはかかりますので、その辺の維持費の削減に向けた部分も必要であるかと思えます。

また、ことし4月からですね、県のほうが、65歳以上、18歳未満——収入もあるんですけども、その方がいるところは、最大で村が2万円を今まで出しておりましたので、接続に関しては県も2万円、4万円を出してたんですが、それに31万円出して35万円まで出していただけるということなんで、接続の加入促進にはつながってくるかなというふうに思っております。

その辺も踏まえて、湖沼会議、霞ヶ浦をどうきれいにするかということは、霞ヶ浦に流れる河川を持つ自治体ですね、河川は北浦まで入ると56本くらいあって、関係する市町村は24くらい、千葉県の香取市も、また、栃木県もそこも1つ入っております茨城県以外では。でも、美浦村だけが幾ら加入率を高めても、よそも同じように高めていかないと、霞ヶ浦の部分ではよくなっていかないので、率先して美浦村はできる限り早目にいろんな補助制度も使いながら、整備のほうは進めていくべきだというふうに考えております。ぜひ、いろんな情報が国・県のほうから入れば、美浦村はそれをうまく利用して、早目の整備に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 非常に詳しいご説明、前向きなご答弁をいただきましてありがとうございました。

平成36年か平成37年くらいには、全ての整備が整うということでございます。

今年、世界湖沼会議が行われるタイムリーなときでございまして、このような質問をさせていただきます。

未整備の東側地区では安中農業集落排水事業のほうへつなぐということ、それから古くなってきた公共下水道、農業集落排水事業の場所については新たに、新設をしていくというようなお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

これからも住みよい美浦村づくりのために進めていっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますので、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番、飯田です。

通告書に従い質問をしたいと思います。

プログラミング教育について質問します。

資料掲載のほうよろしくをお願いします。（事務局資料操作）

8月にですね、美浦中で19人の先生方と一緒にプログラミングの研修をちょっとのぞいてきました。大変すごいものだなと思いつつも、ちょっと不思議さも残った研修でありました。

質問はですね、本村のプログラム教育の目的と内容などを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

新学習指導要領において、文字入力やデータ保存に関する技能の確実な習得を図るとともに、将来どのような職業につくとしても求められる、プログラミング的思考を育むプログラミング教育の実施が求められております。

子供の姿や学校教育目標、環境整備や指導体制の実情等に応じて教育課程全体を見渡し、プログラミング教育を行う単元を位置づけていく学年や教科を決め、地域等との連携体制を整えながら、指導内容を計画・実施していくことが求められております。

大まかにまとめますと、1つ目としまして、プログラミング的思考を育むこと。2つ目と

しまして、プログラミングの働きやよさ、情報社会がコンピューター等の情報技術によって支えられていることなどに気づくことができるようにすることとともに、コンピューター等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度を育むこと。3つ目といたしまして、各教科等での学びをより確実なものにすること等の3つの目的、狙いということが言えます。

プログラミング教育の内容としましては、1つ目として、学習指導要領に例示されている単元等で実施するものの例としては、算数でプログラミングを通して、正多角形の意味をもとに正多角形を書く学習があげられます。2つ目として、例示はありませんが、学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するものの例としては、音楽でプログラミングを通して、さまざまなリズム・パターンを組み合わせて音楽をつくる学習があげられます。3つ目としまして、各学校の裁量により実施するものの例としては、学校の裁量で時間を確保し、社会科の我が国の工業生産における優れた製品を生産するためのさまざまな工夫や努力の学習と関連づけて、自動追突防止装置のついた自動車のモデルの製作と追突を回避するためのプログラムの作成を行うことなどが考えられます。また、4つ目としまして、クラブ活動など特定の児童を対象として教育課程内で実施するものの例としては、学校の創意工夫によりコンピュータークラブ、プログラミングクラブなどを設けて、コンピューターやプログラミングに興味・関心を有する児童が協力して、プログラムを作成するなどの活動を実施することが考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁いただきありがとうございます。

今、答弁聞きながら自分なりに考えたんですけれども、なかなかわかりにくいなあと思っております。

狙いのほうは、1つ目として、プログラミング的思考。2つ目として、情報社会コンピューターが情報技術で支えていると。3つ目が、コンピューターを上手に活用し、各教科で学びを確実にする。そして、クラブ活動を通してコンピュータープログラミングに興味と関心を持ち、児童が協力してプログラミング作成活動を実施するようになってもらいたいという形で理解しました。

ちょっとお宅的な児童がふえるのかなと、多少は心配していますけれども、このまま続けていてもらいたいなと思っております。

次の質問なんですけれども、このプログラミング教育実施で、本村の1番の問題点などございましたら伺いたいなと思っておりますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

プログラミング教育を行う上で、本村の教育環境は教える側の人材の面、並びに教材など物的両面でとても整っているものと考えております。

本村では平成 28 年度から、外部講師による児童に対するプログラミング教育や教員に対するプログラミング研修を行ってまいりました。

また、今年度購入いたしましてプログラミング教育に使用しております、教材であります自動車型ロボット（レゴMV3）であります。この教材は、村長、私、学校教育課の指導室長、そして村内の小中学校の I C T 担当教員が東京ビッグサイトで開催されました「教育 I C T ソリューション E X P O」を視察いたしました際に導入する方針を決定したものであります。このようなことから、村と教育委員会と小中学校が一体となりまして、I C T を初めといたしますプログラミング教育に取り組む機運が醸成されているところであります。全国的には、プログラミング教育の必修化を前に指導できる人材の育成が課題の面があると存じますが、美浦村教育委員会におきましては、さきに申しあげましたように、教育に携わる関係者が一体となったプログラミング教育に取り組む機運というものをより一層高めたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

掲載している写真中の右側のやつですけれども、レゴMV3 という機械で、これを多分導入して、現在導入して、茨城県内でもやっているところというのは本当に数件くらいかなと思っております。本村の問題として、今、教育長が答弁いただいたように、導入に関してはそれほど私も問題はないのかなと思っております。我が村は比較的早い段階から I C T 教育に取り組んでおり、ハード、ソフト、そして人材も他市町村よりも豊富ですので、本村のプログラミング教育は大きな問題はないように思います。

私個人の希望でございますが、I C T 教育では、ぜひ、県内で常に上位を維持してほしいです。きょうの読売新聞でも出ていましたけれども、つくば市ではプログラミング教育各校全部導入という形できょうの朝の新聞に載っていました。ぜひ、つくばに負けないような形でですね、プログラミング教育のほうも進めていただきたいなと思っております。

そして、例えば、単に個人的な希望なんですけれども、現在、美浦中生に I C T アンケート調査を去年実施しておりますけれども、次年度、次の年も実施していただきたいなと思っております。また、美浦中卒業生、何年か後でも結構ですからアンケート、I C T に関する、そして、プログラミング教育に関する問題でアンケート調査をしていただければいいなと思っております。ぜひ、実施できるようにお願いしたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

写真掲載よろしくをお願いします。（事務局資料操作）

この通告書、8月の下旬ごろにつくってございました。

大山スローププレジャーボートシーズンもね、無事過ぎるのかなと思ってございました。何とかいいシーズンが過ぎてよかったなと思ってございましたが、残念ながら9月9日ですか、大山スロープ東口、ちょうど今写真に載っている前のところの水の中で死亡事故がちょっと起きてしまいました。本当に残念でございます。また、ご冥福を祈りたいなと思っており

ます。今後、このような事故をなくすためにもですね、いろいろと何年もかけて協議してまいりました。

今回、大山スロープ健全活用を考える連絡会について質問します。

この写真の中で、このコーンポール赤と白のものですけれども、ちょっと詳細は写真ではわかりませんが、中にですね、美浦村と大山スロープ健全活用を考える連絡会という形で、交通安全のための整備という形で、こういう形で、ことしからですね、ポールを設置していただいております。

本年になって6月、7月と連絡会会議、開催しましたが、現在までの対応と今後の計画などを伺いたいと思いますので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） それぞれですね、飯田議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおりですね、大山スロープ周辺の地域は、霞ヶ浦に突き出た半島状の地形が特徴でございます、筑波山をですね、遠望する湖岸ならではの水辺景観に魅せられられ、そして、霞ヶ浦の水面に直接、長くなだらかに接する利便性の高いスロープを有していることから、水上ジェットスキー・バスボートによる釣り・ウインドサーフィン・水上飛行機・サイクリングなど、水辺のレジャーを利用される方々にぎわいを見せているところでございます。

しかしながら、多くの方が訪れることで、さまざまな問題が生じている実情もあります。とりわけ、スロープやその周辺においては、これまで幾つかの迷惑行為や危険行為も起きております。これらの懸案につきましては、飯田議員からもですね、過去の一般質問等により、ご指摘を多々受けており、村としても諸問題に取り組んできたところでございます。

ただいまご質問がありましたように、今年度は地元自治体である美浦村が中心となり、地元大山東部の区長・副区長・議員などの住民代表やジェットスキー・バスボート・水上飛行機などスロープを利用している方々の代表者、さらには、稲敷警察署・国土交通省霞ヶ浦河川事務所など関係者や機関に呼びかけ「大山スロープ健全活用考える連絡会」を立ち上げたところでございます。

連絡会は定期的な会合を通じて、地元から理解を得られるような安全で秩序ある利用を促すためにどのように活動をしていくべきなのか、意見交換、検討を行い、連携を図りながら、みずから行動を起こしていくことを目的としております。

今年度の大山スロープ健全活用考える連絡会は、6月17日、それから7月8日に開催をいたしました。連絡会ではまず、それぞれの立場から見て問題点の洗い出しを行い、その解決方法を探るため、活発な議論を広げました。

このような中、まずは、事故・混雑時におけるトラブルを回避するため、いわゆるローカルルールをつくり、利用者がそのローカルルールを踏まえ安全に楽しく利用していただくため、活動をしていくこととしました。議論を重ねた末に作成したローカルルールには、湖上でのルールや注意事項、周辺での注意事項や基本的マナーを盛り込んでおり、パンフレッ

トとして多くの利用者に配布するとともに、村ホームページへの掲載、周知看板として設置をし、呼びかけを行ったところでございます。

また、利用者同士のトラブルもあることから、カラーコーンを設置したほか、現地での啓発をするに当たり統一した帽子、ベストをつくり、連絡会のメンバーである利用者が着用してマナーを呼びかけております。

村でも、稲敷警察署と連携したパトロールを6月から8月まで計5回ほど実施し、マナー向上、安全な利用に向けた啓発活動を行っております。

さらに、稲敷警察署では船検切れなどの違反船舶の指導、牽引車両の違反や飲酒運転の取り締まりなどを行うなど、交通安全や防犯の観点から例年に増して活動を徹底強化されております。これにより、飲酒・スピード違反などの抑止効果があったものと考えております。このほか、村では漁業関係者や国土交通省・警察署・利用者などへの個別訪問を繰り返し、それぞれの立場で抱えている問題点、実態の把握にも進めてきたところでございます。

今後も、地元住民の方々、漁業関係の方々のご理解が何よりも重要であることを念頭に置きつつ、利用者が秩序を守り安全に楽しめるよう、利用者が中心となって、みずからが考え、関係機関とともに協力し合って行動していけるよう努めていきたいと考えております。

それから、今後の計画でございますが、先ほども申し上げましたが、この連絡会ではローカルルールをつくり、利用者がそのローカルルールを踏まえ安全に楽しく利用していただくために活動していくとしており、連絡会のメンバーである利用者が直接マナーを呼びかけております。その甲斐があつて、以前から比べれば数段のマナー向上となっているものと感じております。

連絡会メンバーからは、スロープの管理者は国土交通省であるものの、その使用については特に制限を設けておらず利用者の自由としていることから、一部の方による身勝手な行動が、問題を招く大きな要因の一つであるとのこと意見が多くありました。このご意見を踏まえ、ローカルルールには地元の住民が理解を得られないような問題行動が見受けられる場合には、スロープを閉鎖することもあり得る旨付け加えることを連絡会メンバー全員一致で取り入れております。

村としても、地元住民の理解を得られない行動が続けば、スロープを閉鎖することもあり得ますというような強い姿勢で臨んでいきたいと考えており、今後は、連絡会が発足したばかりでありますので、本年度の活動を振り返りながら、利用者のマナーアップに向け努力してまいりたいと考えております。

現在の構想ではございますが、来年度になるかと思いますが、ローカルルールの周知のため、大きなですね、看板を設置できればと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 北出経済建設部長、本当に明快なご答弁ありがとうございます。

この問題、何年も前からやってきました、本当に毎年毎年、協力によって少しずつ少しずつ

つ進んできたのが実状でございます。やっと本年、連絡会ができて、無事故であるような形で連絡会のメンバーとね、安全を祈りながら進めましょうという形で来たんですけどもね、先ほど申し上げたように、ちょっと水難事故がありまして、ちょっとがっかりしているところではございます。本来なら先ほど答弁されたようにですね、管轄が国交省の管理運営です。当然、国交省にも相当の協力をいただかないと、なかなか前へ進まないかなと思っております。現在は少しずつ協力も得て、本村地元住民と利用者の安全・健全活用の理由から、本村内でことし初めて連絡会が立ち上がりました。

今後はですね、国交省、そして稲敷警察署、そして地元の住民、そして連絡会のメンバーと少しずつ健全活用が前進してですね、今後、二度とこのようなね、水難死亡事故が起きないことを願いながら、連絡会、今後多分ことしの事故の件でいろいろ反省もあると思いますので、ちらっと聞きましたけれども今度の日曜日 16 日ですか、稲敷警察のほうで今回の事故を受けましてね、ちょっとイベントではないですけども、ちょっとパトロールという形で、大山スロープのほうで午前 10 時からやるような話をちょっと伺っております。

とにかく本村、やっと連絡会をつくっていただいた、そして連絡メンバーの方も一緒になって一丸となってね、今後も連絡会が少しずつ大きくなって全国レベルの大山スロープのローカルルールとしてね、確立できればいいなと思っております。今後とも、ひとつ協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

最後にですね、掲載写真ですけど、このような直売所に車が突っ込んで事故を起こしましたけども、そのときですね、事故の事故処理とですね、今後の直売所、交流館の安全対策を伺いたいと思ひますので、担当課よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

地域交流館地域産品直売所の事故後の処理対応と地域交流館の今後の安全対策について、お尋ねをいただいたところでございます。

まず、地域産品直売所の事故後の処理対応についてでございます。

平成 30 年 8 月 22 日午後 6 時 4 分頃に地域交流館地域産品直売所に軽自動車が入り込むという事故が発生いたしました。

軽自動車は地域産品直売所の車どめを乗り越え窓ガラスをつき破り、レジスター、商品棚、ショーケースなどを押しながら、かあさんの台所カウンター前のカフェスペースでとまりました。事故直後は水やガラス片で店内は散乱状況にあり、ガラス片が農産物及び販売物に飛散し、営業は困難な状況にありました。事故当日に警察による現場検証後、損害保険会社との対応や地域交流館建設受注者等による現場確認を行っております。

翌日、8 月 23 日には室内の片づけを開始し、壊れたガラス面の仮囲いを行いました。ガラスは特注品ということもあり、本復旧には 2 カ月ほど要します。また、壊れてしまった備品等については損害を確認し、見積もり・発注の依頼を進めております。なお、地域産品直

売所は8月29日に業者により清掃を行い、8月30日に営業を再開しております。

次に、地域交流館の今後の安全対策についてでございます。

地域交流館は、子供たちを初めとする利用者の安全確保を図らなければなりません。今回の事故は、車が車どめ等をすり抜けて店内に侵入したことにより起こってしまいました。このようなことから、車が館内に侵入することができないよう、地域交流館前面に、より丈夫なポールやゲートタイプの防御物を設置することを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

この件に関しては、全員協議会のほうで、担当課のほうから詳細な事故の説明、そして今後の対策などを伺っておりましたので、以上で質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番議員、岡沢です。

通告書に従い質問します。

まず、最初の質問は、災害発生時の避難所の運営についてです。

ことしに入って西日本豪雨災害、台風21号による災害、北海道大地震と未曾有の自然災害が発生しました。自然災害は、いつ、どのような形で起きるか予想不可能ですし、さらには、原発事故による広域避難者の受け入れも視野に入れて避難所の設営を考えなければならないと考えます。

そこで、本村における災害時の避難所の運営体制は、どのように組み立てられているのでしょうか。災害関連について村のホームページを見ますと、平成24年3月版の美浦村地域防災計画が掲載されており、震災対策計画編、風水害対策計画編、資料編の3編で構成されています。また、美浦村地域防災計画について、「この計画は、村域の住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、災害予防・災害応急対策・災害復旧に関する事項、その他の必要な事項について、村・関係防災機関・村民・事業所等が果たすべき責務や役割を定めています。」と書かれています。この美浦村地域防災計画は、どちらかといえば村域あるいは村民を対象とした計画と受けとめられます。いわゆる、広域避難というものを前提としていないものとも考えられます。しかし、現実には、いわき市やひたちなか市と原子力災害時における広域避難に関する協定を結んでいるわけですから、数千人規模での避難者の受け入れというのも考えられないわけではありません。

そういった観点から、地域防災計画と広域避難の両面に関して質問します。

まず1点目、村内の避難所の場所をお聞かせください。

資料をお示しします。（事務局資料操作）

先ほど述べました、美浦村地域防災計画に示されている避難所をあらわしたものです。わかっているなら聞くなと言われるかもしれませんが、ことしの台風13号が発生したときには、地域交流館が避難所となりました。また、防災マップを見ますと、美駒・南部ブロック地区に江戸崎消防署美浦出張所の記載があります。今はありません。そういったことから、細部について見直されていることもあるかと考えた上であえて質問します。避難所の場所はどこなのでしょう。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

現在の美浦村地域防災計画において、広域避難場所、避難所と指定しているところは、岡沢議員が示しております資料のとおりでございます。

防災マップについては、作成して10年以上がたち現在と変わっているところもあり、新しく地域交流館みほふれ愛プラザが建設されたり、江戸崎消防署美浦出張所が統合によりなくなったりしております。また、ハザードマップにおいても、国土交通省の見直しもあり、地域防災計画も含め全体の見直しを行い、新たに防災マップ、ハザードマップを作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、各避難所の受け入れ可能人数についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

広域避難場所ですが、こちらは地震時の市街地延焼火災から身を守るための一時的な広いオープンスペースのことであります。

モニターに表をお願いいたします。（事務局資料操作）

広域避難場所は、まず、西部ブロックでは木原小学校グラウンドで7,390人——横の方に（事務局資料操作）次に、中部ブロックでは美浦中学校グラウンド8,430人——これじゃなくて、広域避難場所をお願いします。（事務局資料操作）済みません。戻りまして、西部ブロック地区で木原小学校グラウンドが7,390人、次に、中部ブロックでは美浦中学校グラウンド8,430人、東部ブロックでは安中小学校7,130人収容できます。次に、美駒・南部ブロックでは、大谷小学校グラウンドを8,070人、土屋地区農村集落センター駐車場では2,770人が収容できます。

次に、避難所でございますが——先ほどのやつをお願いいたします。（事務局資料操作）避難所でございますが、西部ブロック、木原小学校校舎が1,190人、同体育館240人、木原保育所180人、木原地区多目的集会施設150人、トータル1,760人収容できます。中部ブロック、美浦中学校校舎2,060人、同体育館710人、同武道館250人、中央公民館870人、美浦幼稚園380人、トータル4,270人収容できます。東部ブロック、安中小学校校舎780人、同体育館220人、安中地区多目的集会施設200人、トータル1,200人収容ができます。美

駒・南部ブロック、大谷小学校校舎 1,580 人、同体育館 280 人、大谷保育所 340 人、トータル 2,200 人となっております。

先ほど岡沢議員が示された、土屋地区農村集落センターが避難所欄にありましたが、先ほどのものは広域避難場所になります。大変申しわけありません、ラインの違いで避難所になっておりましたけれども、土屋地区農村集落センターは避難場所になりますので訂正いたします。

以上が答弁になります。

よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、避難者 1 人当たりの最低居住スペース並びにその根拠についてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

避難者 1 人当たりの最低居住スペースについては特に決まりがないため、美浦村地域防災計画では 1 人当たり 2 平方メートル以上確保することとなっておりますので、避難所については 3.3 平方メートルを確保しております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） スフィア基準というものがあります。

災害や紛争などの被災者全てに対する人道支援活動を行う各種機関や個人が、被災当事者であるという意識を持って現場で守るべき最低基準の通称で、正式名称は「人道憲章と人道対応に関する最低基準」といいます。

1990 年代の冷戦終結後の世界では、各地で内戦が多発し、人道機関による国際的な活動が増加する一方で、支援活動が軍事目的に利用されるといった問題が起り、人道対応に関する国際的基準が求められていました。1997 年、NGO グループと赤十字・赤新月社は、人道憲章と支援主要分野に関する最低基準を定めるスフィアプロジェクトを開始、1998 年にスフィア基準をまとめました。以後、これが国際社会における人道対応の事実上の基準となっており、被災者全てが平等かつ公平な支援を受けるだけでなく、支援者側においても、援助の説明責任や品質維持のために役立てられています。

スフィア基準では、避難者 1 人当たりの最低居住スペースは 3.5 平方メートルと定められています。人道上の配慮から、3.5 平方メートルは必要と考えます。県の基準では 2 平方メートルとなっておりますことから、事実上そのまま 2 平方メートルとしている自治体が多いと聞いています。答弁では、3.3 平方メートルを確保しているとのことで、スフィア基準にほぼ沿った居住スペースを確保されているので評価したいと考えます。

次に、各避難所の施設面に関してお聞きします。

各避難所のトイレの数、男女別、さらに、和式か洋式か、風呂、シャワーの有無、さらに、

冷暖房の有無についてお聞きかせください。特に、夏場の避難所運営を想定すれば、衛生面の観点から風呂やシャワーの設置が必要と考えます。さらに、夏場においても、冬場においても、冷暖房の対策は避難者の健康を維持する上で欠かせないものと考えます。その点お聞きかせください。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

各施設については、広域避難に関する避難所一覧の表により説明させていただきます。モニターをごらんください。

先ほど避難場の収容人数を申し上げましたが、ここでは先ほど岡沢議員がおっしゃった、ひたちなか市といわき市の広域避難で協定を結んでおります、その広域避難の収容人数もあわせてご説明いたします。

木原小学校校舎及び体育館では490人収容としています、トイレの数でございますが、校舎男子で34個、内訳としましては、洋式11個、小便器23個、女子洋式22個、屋外では男子4個、内訳としましては、洋式1個、小便器3個、女子洋式2個、体育館では男子3個、内訳としまして、洋式1個、小便器2個、女子洋式3個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備ですが、校舎には設置してありますが、体育館にはございません。

安中小学校校舎及び体育館では423人収容としています、トイレの数でございますが、校舎男子19個、内訳としまして、洋式8個、小便器11個、女子洋式14個、屋外では男子4個、内訳としまして、和式1個、小便器3個、女子和式2個、体育館では男子3個、内訳としましては、洋式1個、小便器2個、女子洋式3個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備ですが、校舎に設置してありますが、体育館にはございません。

大谷小学校校舎及び体育館で550人収容としています、トイレの数でございますが、校舎36個、内訳としまして、洋式11個、小便器25戸、女子洋式27個、屋外では男子4個、内訳としまして、和式1個、小便器3個、女子和式2個、体育館では男子3個、内訳としまして、洋式1個、小便器2個、女子洋式個2、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備ですが、校舎に設置しておりますが、体育館にはございません。

美浦中学校校舎・体育館及び武道館では1,071人収容としています、トイレの数でございますが、校舎男子で52個、内訳としまして、洋式10個、和式9個、小便器33個、女子27個、内訳としまして、洋式15個、和式12個、屋外では男子5個、内訳としましては、和式2個、小便器3個、女子和式3個、体育館及び武道館では男子11個、内訳としまして、洋式3個、和式1個、小便器7個、女子7個、内訳としまして、洋式5個、和式2個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備ですが、校舎には設置してありますが、体育館及び武道館にはございません。

美浦幼稚園で58人収容としています、トイレの数でございますが、校舎男子、園児小便器12個、大人用小便器2個、女子園児用洋式10個、大人用洋式4個、屋外では、男子園児用小便器3個、女子園児用洋式2個、遊戯室——体育館という扱いではありますが、男子大人

用小便器2、女子大人用和式2個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備は、校舎、遊戯室とも設置しております。

木原保育所では43人収容としています、トイレの数でございますが、男子園児用小便器7個、女子園児用洋式9個、大人用洋式3個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備は設置してあります。

大谷保育所で90人収容としています、トイレの数でございますが、男子園児用小便器10個、大人用洋式2個、女子園児用洋式9個、大人用洋式4個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備は校舎に設置しております。

美浦村中央公民館で774人収容としています、トイレの数でございますが、庁舎男子18個、内訳としまして、洋式3個、和式3個、小便器12個、女子12個、内訳としまして、洋式9個、和式3個、風呂・シャワーはございません、冷暖房設備は設置してあります。

ひたちなか市といわき市からの広域避難者合計は3,501人を収容できるとしております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） トイレの数について、スフィア基準では男性1に対して、女性3の割合が必要と定められています。女性のほうがトイレに要する時間が長いからです。また、20人に1つのトイレが必要ともなっています。その基準を満たすよう求めたいと考えます。答弁は求めません。

次に、各避難所の救護の体制についてお聞きします。

人員を含めて、どのような配置をするのでしょうか。避難所での災害関連死を防ぐためには非常に大事なことだと考えます。その点、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 岡沢議員の質問にお答えいたします。

避難所運営につきましては、避難所開設箇所数及び避難者の数により村職員の配備を考えております。また、救護体制については、村職員では保健師、看護師を合わせて7人がおりますが、近隣の医療機関との連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） いろいろと質問しましたが、災害時に命からがら避難してきた人たちが避難所で、いわゆる、災害関連死とならないようにとの観点から、万全の対策をとられるよう求めたいと考えるものです。

村長にお聞きします。

広域避難といったことを想定して、どのような体制を構築しようとするのでしょうか。お答えください。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは岡沢議員のですね、避難所としての受け入れの考え方とい

う——当然、ここ数年、常総市の水害もありまして、身近なところでありましたし、また、九州西日本、また、今月は6日にですね、北海道の胆振東部地震といういろいろな災害が日本の中で起きております。

議員おっしゃる部分の自然災害の避難の部分もたくさんあるかと思えますけれども、部長が答弁しましたように3,308人ひたちなか市から受け入れるという、一応、協定的な部分は結びましたけれども、それに対するいろいろな受け入れ側の対応となると、実際、今回もですね、北海道のほうには保健師の派遣も県から要請がありました。実際、その前にもあったんですけども、美浦村は今、保健師さんが少ないということで、ちょっと無理な部分があって県の要請には答えられなかったんですけども、要するに、避難されてきた人の体調をですね、さっき3.5平米という話がありましたけれども、今回の避難は2平米しか見てないので、それから考えると3,308人という数字が多分出たんだろうというふうに思えますけれども、避難された方の日常の健康面も含めて、経験もないし、万全の体制で臨めるかと聞かれると、ちょっとそれは万全であるというふうには答えられないのかなというふうに思います。

きょうね、同僚議員の避難のときの、また、被災したときのみずから全てのいろいろな条件も加わってくるだろうし、これについては、実際、防災訓練は毎年やるんですけども、避難所の訓練、実際ね、防災士の資格を持っている方が3,000人受け入れるときにはどのくらいいいればいいのかっていう部分も含めて、また、保健師、看護師、どういう体制で臨めるかっていうのは、これからは想定外じゃなくて、想定内として、そういう保健師、看護師の融通がどの自治体とできるかということは、避難所計画の中に組み込んでいかないと、避難された方の生活が保たれないだろうというふうに私は見ております。

美浦村の人たちだけで対応できるっていうのは、居住のスペースと、あとは食事の部分の手助けはできるかもしれませんが、健康面については、これは不安がちょっと村としても残る、それはこれからの部分で、いろいろな自治体との連携を、そちらの面で連携がどこととれるかを視野に入れた部分をやっていかないと、受け入れました、ちょっと受け入れ側の対応が悪いかね、そういうふうになりかねないなというふうには危惧してはおります。そういう事態が起きないことが一番いいんですけども、起きたことも想定に入れての避難の計画なんで、受け入れ側としても、その辺の対応ができるように、今度は避難してくる側のじゃなくて、避難に影響を受けないような自治体との協力で支援をしてくれる人の融通ができるかどうか、これも計画の中では盛り込んではないんですけども、入れていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、災害時の避難所運営についての質問を終わります。

2点目の質問です。

異常とも言える気候変動が報道される中、夏休み期間中以外にも猛暑日、酷暑日となる事態が予測されます。児童・生徒の健康、あるいは災害時の避難者への人道上の配慮の観点か

ら、小中学校の体育館の冷房対策が必要と考えます。どのような対策を考えているのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの岡沢議員のご質問にお答えいたします。

ことは、7月早々梅雨明けとなり、その後、猛暑が続いたところであります。

小中学校の対応としましては、小学校では、気温により放送で警告、運動禁止や屋外活動を中止としたところでございます。かつ測定器により——WBGT：温度と湿度により警告を示すものでございます。測定器により各外活動または運動禁止としております。

中学校では、やはり測定器による警告・指示及び職員会議で部活動時の休息の取り方を30分おきに給水すること、夏休み部活動は、朝から午前中に行うことを決め、実施したところであります。

また、美浦村においてゲリラ豪雨等自然災害により小中学校の体育館が避難所となった場合、教育委員会といたしましては、空調設備の整った教室の開放をするものと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 避難所運営の観点から、さらには人道上の観点から、村長は、小中学校の体育館の暑さ対策について、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 次長のほうから各保育所、幼稚園、小学校、中学校の各教室にはもう整備は、美浦は意外と早目に整備はされましたけれども、体育館については、美浦はまだ整備ができておりません。多分、茨城県の中の小中学校の中で、それができているのは数%かなというふうに思います。できれば、ことしね、記録的な41.1度もあるような酷暑がね、温度の高い日が出てきたので、将来的には、これは、授業にかかわるものの部分においては空調は必要になってくるだろうと思います。突如ね、県内の小中学校をさておいて県立高校に県が各教室、空調を整備しますという話ね、やはり高校生よりも小中学生、特に小学校の子供たちの環境は体力的にもないんで、そこをまずやるのが、県も配慮が——そのほうがいいんじゃないのかなというふうには思ったんですが、もう、県の判断は高校にという話がまず出てしまいました。これによって各自治体は、多分来年度には、県内は各教室においてはですね、整備が進むだろうというふうには思います。

ただ、体育館についてはですね、避難の部分もあるんですけども、面積が大きい部分と、かなりの金額が予想されるので、先進的にやっているところを費用的な部分も含めて、やるとすれば、小学校を先やって中学校をその後にやっていくという、一気にやるということになるとなかなか難しい。中央公民館の空調もかなり年数がたったので入れ替えをやったときに、約数億からの費用が発生をした経緯がありますので、大体、体育館になるとそれくらい、それ以上の部分が必要になってくるのかなというふうに、まだ積算もしておりません

ので先進的にやっているところを例にとって、美浦としては何年くらいの部分でそういうものが導入できるか、議員おっしゃるように夏でもできるのがいいことだし、避難所としてもそれを利用できるということであれば、想定外の部分も含めて整備は必要になってくるのかなというふうに思います。

原発、それから大災害、自然災害があったときには、国の支援、県の支援も多分必要になってくると思います。そういうところで文科省の基準を少し緩めて、各都道府県の市町村の小中学校にも、文科省としての補助の割合を高めていただけるとうれしいかなというふうには思っております。ぜひ、要請をしていくような形をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 3点目の質問に移ります。

介護保険についてです。

2016年度に介護保険料の滞納による差押え処分を受けた61歳の方が、過去最高の1万6,161人になったことが7月30日までに厚生労働省の調査でわかりました。滞納者に対する処分は、差し押さえ処分のほか滞納期間に応じて利用料を一旦10割負担させた上で、後に保険給付分9割または8割が払い戻しされる「償還払い」が2,559人、利用料を一旦10割負担させた上で、払い戻しの全部または一部が差しとめになる「給付の一時差しとめ」が57人、原則1割の利用料を3割に引き上げ、高額介護サービスなどの給付を停止する「給付の減額等」が1万715人になりました。介護保険料は年々上がっており、滞納処分の増加は低所得者層を中心に、高く払い切れない人たちが広がっていることを示しています。

そこで、本村において、過去5年間で実際に給付の制限を行った件数について、未納期間ごとにお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料徴収の権利は、介護保険法第200条の規定により、2年間で時効となります。この時点で、徴収の権利が時効により消滅することになります。

給付の制限につきましては、この徴収の権利が時効により消滅している未納期間を保険料徴収権消滅期間といいます。認定前の10年間に、この保険料徴収権消滅期間があるときは、介護保険法第69条に基づき、その期間に応じて保険給付率が7割に引き下げられるとともに、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護予防サービス費、特定入所者生活介護予防サービス費は支給されないこととなります。また、2年未満の保険料の滞納がある場合、同法第66条により支払い方法変更の措置がなされ、納期限から1年間滞納しますと償還払いに変更され、1年6カ月間滞納しますと、同法第67条により保険給付の支払いの全部または一部が一時差しとめの措置となります。

ご質問の過去5年間の給付制限でございますが、滞納期間が2年未満の方の給付制限はゼロ件、保険料徴収権消滅期間による給付制限は平成27年度に1件、平成28年度に1

件、平成 29 年度に 1 件の計 3 件となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6 番（岡沢 清君） 次に、滞納処分を行う判断についてお聞きします。

滞納期間が一定の期間に達すれば、機械的に定められた滞納処分を行うのでしょうか。それとも国税のように、担当窓口と被保険者との相談の上で分納を認めるとか、さらには、要介護者の重度化といった状況を考慮した上で何らかの措置がとられるものなのか、その点、お聞きかせください。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

滞納処分を行う判断についてのご質問ですが、村が徴収する介護保険料を納期限までに納めていただけないときは、介護保険法第 144 条の規定により、地方税法第 231 条の 3 において準用する地方税法により差押え処分等を行うことが可能となります。

村では、督促状を発布後、納税催告書等を送付し、なるべく納付相談を受けるなどして、可能な限り自主的な納付をお願いしております。

実際に介護が必要となり、公的介護サービスを利用する際に介護保険料の滞納があると、思わぬ大きな金額の支払いが発生することになります。自分自身とご家族の将来の安心、さらには、介護保険制度の維持のためにも、どうしても収入などの面でお支払いが難しい場合は滞納ではなく、ご相談をしていただければと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6 番（岡沢 清君） 以上で、介護保険料の滞納者に対する滞納処分の実施状況についての質問を終わります。

4 点目の質問に移ります。

ことし 3 月の第 1 回定例会で、子育て支援に関する一般質問をしました。具体的には、18 歳未満の子供が 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の国民健康保険税均等割の額を所得制限なしで全額免除することを求めるものでした。村長から、「早急に他の自治体の状況を調査し、報告する」との答弁をいただきました。

既に半年が経過しましたので、ある程度の調査は行われたのではと考え、お聞きします。調査が済んだのであれば調査結果を、調査が済んでいないのであれば、いつまでに調査するのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

インターネットで検索したところでは、第 3 子の均等割額の減免に限定しなければ、全国で 11 の市が子供を対象として減免を実施していることを確認することができました。それぞれの市において、減免の対象者や減免率はそれぞれ異なるようでございました。減免の状

況等について一覧表にまとめましたので、モニターの資料をごらんいただきたいと思いません。

この表の内容は、実施している市のホームページ及びインターネットから内容を閲覧できる条例や減免取扱規則などで確認した内容を上げております。確認できなかったものにつきましては空欄としておりますので、ご了解をお願いします。また、18歳以下19歳未満などの表現の違いはありますが、対象者の年齢としては、多くの市が18歳となった年度の3月31日までとしているようでございます。

なお、低所得世帯に対しましては、国の基準により世帯全員の被保険者均等割額、世帯の平等割額の7割・5割・2割軽減があり、自動的に適用されますが、市が行う減額・免除は、この低所得軽減を適用した後の額について免除等がされるものでございます。

まず、3月の第1回定例会でご質問のありました「第3子以降の国民健康保険税均等割の額を全額免除、所得制限なし」でございしますが、埼玉県ふじみ野市と東京都東大和市の2つございました。

ふじみ野市につきましては、対象世帯を「賦課期日4月1日の属する年の翌年3月31日に18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者のうち、必要あると認めるもの」とし、年度末に18歳未満の被保険者が3人以上いる世帯の3人目以降の均等割額を全額免除としております。なお、前年度の市税等を完納していることが減免の要件となっております。また、対象者へは申請書が市から送られます。

次に、大和市では、ホームページに多子世帯の負担軽減ということで掲載されております。対象世帯を「同一世帯内に高校生年齢以下の加入者が3人以上いる世帯」とし、3人目以降の均等割額を全額免除としております。ただし、18歳以下であっても納税義務者及びその配偶者は対象外としております。

3番目の埼玉県富士見市では、対象世帯を今年度より、「18歳（高校生年齢）以下から22歳（大学4年生年齢）以下の被保険者が3人以上いる世帯」と対象年齢を引き上げ、3人目以降の均等割額を全額免除としております。また、平成29年度から平成32年度にかけて、資産割額・平等割額を段階的に引き下げて廃止する一方、所得割の税率、均等割額を段階的に引き上げることを決定しております。なお、富士見市は前年の世帯総所得金額が400万円以下の世帯を対象としております。

4番目の取手市では、18歳以下の子供がいる世帯の子供全ての均等割額の2分の1を免除としております。所得制限はなく、申請も不要とし、今年度より実施されております。

5番目の横浜市では、平成26年度から実施されており、前年12月31日現在で19歳未満の被保険者が賦課期日の4月1日に同一世帯にいる国民健康保険に加入している世帯主が対象で、世帯主が社会保険の場合などは対象となっておりません。横浜市は、均等割額を減免するのではなく、世帯主の所得から年齢区分に応じて1人につき33万円または12万円を控除し、所得割額を算定する方法となっております。申請は不要で、対象世帯へは通知書が送付されます。

6番目の石川県加賀市では、「かがっこ応援プロジェクト」という銘打った子育て支援策を行っており、国民健康保険税の減免はその施策の一つとして位置づけられております。賦課期日の4月1日現在の18歳未満の被保険者について、低所得者に係る軽減算定後の均等割額の2分の1を減免としております。また、減免による国民健康保険税の減収分につきましては、国民健康保険加入者の保険税、所得割で賄い、基金を活用しながら、平成31年度からの4年間で段階的に税率を引き上げていくこととしております。

7番目の愛知県一宮市では、賦課期日の4月1日現在の18歳未満の被保険者について、均等割額の100分の30に相当する額を減免としております。また、一宮では、非婚のひとり親家庭に対する支援としての減免も実施しております。

8番目の愛知県春日井市では、対象となるのは、前年の世帯の総所得が300万円以下で世帯主が寡婦または寡夫のひとり親であり、18歳未満の扶養親族を有する場合で、所得額に応じて世帯の所得割・均等割を3割から5割減免としております。ただし、納期限が過ぎた分や納付済みの分、さかのぼって加入したことによる課税分は適用されません。

9番目の兵庫県赤穂市では、高校生までの子供3人以上を養育している世帯が対象で、申請により均等割額を3人目は2分の1の減免、4人目以降は全額免除としております。

10番目の広島県福山市では、低所得により軽減が適用される世帯で、18歳以下の子供が2人以上いる場合に、2人目以降の均等割額を2割免除としております。

11番目の熊本市では、子供に限定せず、被保険者の人数により軽減をしております。賦課期日において被保険者の数が3名以上の世帯であって、世帯の総所得金額が100万円以下であり、保険料の納付が困難となった場合に保険料の10分の1の額を減免しております。該当世帯には申請書が送られますが、内容審査を経て減免となります。

以上、大まかではございますが、各自治体の減免状況の報告とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 大変詳しく調べていただいたと思います。

今回の質問は、調査結果の内容をお聞きするのみの趣旨ですので、今、この場で実施する考えがあるかとかいったことはお聞きしません。

ただ、調査結果の内容を踏まえた上で、一定検討を加えていただくよう要望させていただきます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

2時45分再開といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下村 宏君の一問一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 10番議員、下村です。

通告に従い、2点について質問をしていきます。

初めに、公有財産台帳の整備状況についてお尋ねします。

統一的な基準による地方公会計制度の導入で、財務書類等の作成が義務づけられました。当村でも平成28年度から貸借対照表・行政コスト計算書等の4表を作成し、公表をしてきました。特に、貸借対照表は資産と負債・純資産の残高及び内訳を明らかにしております。

そこで、地方公会計の活用前提としての固定資産台帳の整備状況と内容をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした「財務書類の作成に関する統一的な基準」が国から示され、平成27年1月23日には総務大臣より「統一的な基準による地方公会計の整備促進」についての通知があり、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等の作成の要請があります。

本村における整備状況と内容についてですが、平成20年度決算から「総務省方式改訂モデル」による財務諸表を作成し、議会の皆様に報告を行い村ホームページにおいて公表を行ってきたところです。また、平成28年度決算より、統一的な基準による財務書類の作成をすることとし、平成27年度にコンサルティング会社委託により、固定資産台帳の整備を行いました。

統一的な基準による財務書類については、村ホームページに公表していますが、固定資産台帳については、現在は公表しておりません。

議場のモニターをごらんいただきたいと思います。

固定資産台帳はそれぞれの物件のデータを作成していますが、その中の役場のエレベーターについての台帳のイメージになります。左側の項目で4段目の名称には役場庁舎エレベーターとあり、その下に所在地、2つ下には会計の区分、その下には所管課・取得価格等が記載されております。また、右の項目では、償却関連の項目があります。この表では空白もありますが、イメージということでご理解ください。

次のページをお願いいたします。（事務局資料操作）

次のページは、役場のエレベーター棟の台帳になります。資産の区分によりエレベーターとエレベーター棟とは別の試算になります。本年度内をめぐりとして公表を目指し、作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 当村でも早期に固定資産台帳が公表され、台帳が適切に更新をさ

れることを期待いたします。

また、この固定資産の中に遊休資産となっているものがあると思いますが、土地・建物の内容をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員の質問にお答えいたします。

遊休資産の内容ですが、表をお願いしたいと思います。（事務局資料操作）

平成 29 年度末の状況として、地目・筆数・面積でご説明いたします。山林 103、11 万 9,227、単位は平方メートルになります、原野 77、3 万 3,887、雑種地 37、7,348.53、畑 20、1 万 593.66、田 7、4,841、池沼 5、517、合計 249、17 万 6,414.19 となります。なお、道路で補足できてきているものについては、地番が付されているもののみであり、いわゆる「白地道路」等は、今回の固定資産台帳の整備の対象にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 次に、遊休資産の 17 万 6,414 平米でありますけれど、この遊休資産の性質によると思いますが、利活用と売却処分について、どのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員のご質問にお答えいたします。

財産の性質によつての利活用と売却処分ですが、財産取得と処分に係る規定として「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」及び「美浦村財務規則」に取得や処分の手続が定められております。さきに述べた遊休資産のうち、今後とも行政財産としての利用の予定がないものについては、規定に基づき払い下げの条件等を定め、売却等の利活用を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 現時点ですすね、県内市町村の中で、積極的に売却処分等を行っているところがあるのかどうかをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員の質問にお答えいたします。

未利用地の積極的な有効利用・財産処分を行う市町村も多くなってきました。茨城県のホームページに県内市町村の売却のための未利用地情報の提供というページがありますが、現在 15 市町が掲載されております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 市や町によっては空き家等を含め、遊休資産の処分を積極的に実施している自治体もありますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

次に、遊休地となっている土地で、特に、即宅地となるような土地について、村長に伺いますが、人口減少対策の一つとして、子育て世代を対象に宅地を造成して格安で応募者を募集するなどして、有効活用処分を考えたらどうでしょうか。村で所有していたのでは、固定資産税も入らないし除草などに費用もかかります。若い人が来れば、住民税も期待できると考えられます。既にこのようなことを実行している自治体もあるように聞いておりますので、中島村長の見解をお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは下村議員のですね、村が所管している未利用地という部分で、一番わかりやすく説明できるのは見晴台の処理施設——下水の処理施設があった場所なんですけれども、結果的に1回も活用しないで、そのまま村のほうに寄贈しますということで、もう大分前に村がもらったということでそのままになっていて、結果的には処分費用がかなりかかりましたけども、実際は処理施設をきれいに処分しまして、今、2区画ぐらいに分けて宅地として十分利用できる部分があります。

また、その他には村内に宅地として買い上げたんですけれども、そこにうちを建てないで、もう、村のほうに寄附をしますというような物件も何件かありますので、議員おっしゃるように、有効利用をしていただくのには、村内で村外にうちを建てる方とか、または、村外から美浦村の土地を利用して子育てをしたいという部分については、よその自治体でもやっているところがありますが、土地を所有して、うちを建てて、何年かそこに経過をしなければ他人に売り渡すことができないような条件をつけてやっているようなところもございませう。

ぜひ、そういうところの先進的に人口減少を抑えるような対策も踏まえて、施策をやっているところを踏まえてですね、美浦にあった土地利用の方法を美浦としても考えて村外からの誘致、また村外から出ていく人の宅地として利用できるようなふうには私としては、それも一つ、いろんな方の理解も得られるのではないのかなというふうに思います。ぜひ、先進的な部分でやってるところが幾つか見受けられますので、できれば、それを参考にして、美浦村に残っていただく、来ていただく、ということ念頭に、早い時期に考えてまいりたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 村長初め、執行部が知恵を出し合ってですね、将来を見込んだ速やかな対応を期待しております。

続いて、村道に認定されていない村道とされる道路が多々あると考えられますが、それらの把握ができていますのかお尋ねをいたします。

また、未利用地の処分はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員の質問にお答えいたします。

村道として認定されていない道路や水路などの法定外公共物ですけれども、いわゆる赤

道といわれるものについては、平成 16 年 3 月 31 日に国から村に譲与を受けております。法定外公共物については、図面はありますが地番がないので、全体の面積は把握できていません。その土地を活用する際に、測量し面積を確定し、地番をつけることとなります。現在は、明らかに道路や水路として機能していない場合に、土地の利用者や隣接の土地所有者から申請があったものに限り、将来においても公共的に支障がないか等の現況を確認し、基準価格により払い下げを行っております。

法定外公共物については、引き続きこれまで同様に現況を確認しながら対応したいと考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 将来は、固定資産台帳に現在把握できていない村道などもきちんと整理されていかなければなりません。でないと、精度の高い貸借対照表とはなりません。

それでは、それらの土地の基準価格についてお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 平野芳弘 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 下村議員の質問にお答えいたします。

村道や水路を拡幅する場合に、民有地を購入するときには基準を決めており、払い下げを行う場合も同様の金額で売却しております。価格については、いずれも1平方メートル当たりですけれども、市街化区域の宅地で1万円、その他で9,000円、調整区域の宅地で5,000円、その他で3,000円としています。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 使われていない農地等の境にある道路等について、今言った価格ではかなり高いように私は感じられます。近隣で取引されている実勢価格では処分できないのか、村長に伺います。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 一応村のほうではですね、税務課のほうでですね、評価額というものをもとに見直しをしながら、課税の対象にさせていただいております。しかし、実際の買い上げと実勢価格ですか、これには少し乖離がある場所があります。これについては、土地・家屋を評価する専門的な方がおりますので、美浦村も、毎年、土地の価格で出されるのは何カ所かあるんですけれども、特に1度も記録に載ったことのないのは、安中地区は多分載っていないと思います。木原とかね、その辺は結構載るんですけれども、安中地区で大体ことしの土地の評価の基準になる部分は、新聞に載ったことは私も記憶がないんですけれども、実質、そういう意味では評価額じゃなくて、実勢で今どのくらいの部分の利用価値があるのか、または利用をされるべきなのか、どの値段で利用されるべきなのかは、やはり、今の実勢価格が当然であるし、民間の不動産の取引の中でも、その実勢で行われているものと思います。村は判断の部分では、評価としては出せますけれども、実際に取引されている

値段、実勢価格というものとは、ちょっと乖離があるのかなというふうに思います。

議員おっしゃるように、その使われていないような道路であれば、わきについている土地の実勢価格をもとに判断すべきだと私は思いますので、それについては議会の中でもご理解をいただけると私は思っておりますので、そのような判断をして、利用されてない部分をどんどん利用していただく。村が先ほどもね、データに載っていましたが、田んぼや畑を持っていても、また、宅地を持っていても、村は不動産屋じゃございませんので、どんどん払い下げを促して、民間で利用していただくことが、行政にとってはありがたいことなので、ぜひ、公告をしながら公示しながら、そこに、利用してくれる方を、また、会社を促していただくような方策をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

ぜひ、実勢価格に合わせた村長執行部の柔軟な対応をお願いして、次に、2つ目の質問に入ります。

当村の村道行政についてお尋ねをいたします。

現在、各行政区から村道舗装について、どのくらいの申請が上がってきているのかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

各行政区から村道舗装の要望の申請が寄せられております村道のうちですね、工事着手に至っていない村道につきましては、現在のところ9路線でございます。この中で、申請時期が最も前のものですね、これにつきましては平成27年6月に要望が上がってきておるのでございます。

平成27年度、28年度に要望が上がってまいりました案件につきましては、役場周辺地区計画関連道路整備を優先して集中的に推進したことにより、行政区要望舗装は先延ばしとさせていただいているのが現状でございます。

これらの村道につきましては、限られた道路整備予算の中で、交通量や隣接地の土地利用状況などを勘案しながら、順次整備を推進しまして、通行の安全性の確保と利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 現在、9路線の申請が上がっているということですが、この申請された村道舗装に対しての優先順位があるのか、また、道路評価基準表を作成して、これらを活用しているのかをお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

各行政区からの村道舗装要望に関する優先順位につきましては、まずはですね、要望の受

付日を基本としながらも、対象路線の現状を確認の上、交通量の予測、付近の家屋密集度等の土地利用の状況、その他の緊急的な必要性等について、検討・協議を行い、決定しているところをごさいます、その中で道路評価基準表については作成しておらず、活用していない、というのが現状でございます。

今後の各行政区からの村道舗装要望についての優先順位の決定に当たりましては、村の現状に即した道路評価基準表を整えまして、より客観的に、そして適切に判断をいたしまして舗装整備が進められるよう、活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 早速、道路評価基準表を作成していただきありがとうございます。緊急性を要する特別な場合を除き、公平に仕事を進めてほしいというふうに思います。住民の中には「当地区には議員なんていないからな、後送りになっている」と私も耳にしたことがありますので、区長さん方にその旨をよく説明をして、そのような言葉が出ないよう、しっかりと道路行政を進めていただくようお願いをいたします。

最後に、平成28年第4回定例会において、質問をしました村道105号線の拡幅・修理についての進捗状況をお伺いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 北出 攻 経済建設部長。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えを申し上げます。

村道105号線は国道125号の美浦トレセン入り口交差点から霞ヶ浦湖畔沿いを走る県道上新田木原線の大須賀津地内を結ぶ総延長2,470メートルの幹線道路でございます、平成28年第4回美浦村議会定例会における下村議員からの一般質問に対してお答えをいたしましたとおり、平成29年度より車道の拡幅と歩道を新設することにより、安全に安心して通行していただくため、村道整備事業に着手をいたしているところでございます。

平成29年度は当該村道及び水路の境界確認測量と村道の縦断及び横断測量に加え、路線の地質調査を事業費2,527万2,000円かけて実施をいたしております。

今年度です、平成30年につきましては、前年度に行った測量及び調査に基づきまして、「標準道路幅員6.5メートル、片側2メートル歩道つき」の規格による「基本道路設計」を業務委託しているところでございます。また、年明けにはなるかと思いますが、美浦トレーニング・センター入り口交差点の上り坂を経て下り坂となる終点付近において、一部法面整備工事を予定しております。

本年度の事業費につきましては5,230万円を予算化しているところでありまして、2年間で7,700万円余りを投じて事業を推進しまして、来年度です、平成31年度から、本格的に道路改良工事を施工してまいりたいと考えております。当該路線の宮地地区から大須賀地区にかけての水田地帯の区間につきましては、特に、舗装の経年劣化が進んでいる状況であり、また、ガードレールが設置されている影響から、幅員が狭く感じられる状況となっておりますので、この区間から工事を進めてまいりたいと考えているところござ

います。

なおですね、当該道路整備については、日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの周辺環境の改善を図るための補助事業として認められておりますので、事業費については村負担分ですね、軽減が図られているというようなところでございます。基本道路設計がですね、まだでき上がっていないというようなことで、事業完成時期については未定としか申し上げられませんが、できる限り早期に完成できるよう、事業を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 国道125号バイパスが今月中に大谷トレセン進入道路につながりますと、村道105号線の利用は格段にふえると想定されます。事故防止などの観点からも、できるだけ早く村道105号線の整備をお願いいたしまして、私からの質問を終わります。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

次に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） 1番議員の松村です。

初めに、西日本並びに北海道において被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。では、通告書に従って質問をさせていただきます。

最初に、本村の道德教育についてお尋ねいたします。

2018年、本年度から小学校の「道德」が「教科」となり、中学校でも同じく2019年度から「教科」として授業が行われます。従来の「道德の時間」は「教科外活動」として各教科とは別に行われてきましたが、さきの学習指導要領の改訂により、今年度から「特別の教科」として行われております。この学習指導要領の総則によれば、「学校における道德教育は、特別の教科である道德（以下「道德科」という）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと」としてあります。

道德科の導入から半年がたちましたが、教育現場において何がどう変わったのか、状況を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの松村議員のご質問にお答えいたします。

小学校では、平成30年度から教科として実施されており、中学校では、平成31年度から教科として実施されます。

強化に伴う学習指導要領の改正のポイントとして、次の3点ほどが挙げられます。

1つ目といたしまして、検定教科書の導入、2つ目としまして、「考え、議論する道德」、

3つ目としまして、学習評価の実施、検定教科書の導入については、従来は学校の裁量で副読本を選択、使用していましたが、教科化されたことにより、文部科学省の検定を経た教科書が採択された教科書を使用することとなります。

「考え、議論する道徳」への転換とは、登場人物の心情理解や道徳的価値に迫るとして、望ましいことや当たり前のことを言わせたり、書かせたりする授業から、道徳的価値を自分のこととして理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする授業になるということです。

学習評価については、国語や算数のように数値による評価や他の児童・生徒と比較することはせず、一人一人の成長を認め、励ます個人内評価として記述により実施します。道徳の授業における学習の状況、成長の様子を評価し、学習意欲の向上、教師の指導の改善に生かしてまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 専門家いわく、「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的に判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」と述べております。

ただその上で、今回からの教科化により、新たに「評価」が導入されました。他の教科に見る通知表5段などの数値式評価と違い、「児童・生徒の成長や学習態度を文章による記述式での評価」としております。評価については、文部科学省では「他の児童との比較による相対評価ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受けとめ、励ます個人内評価として行う」などとしております。しかし、この道徳の評価をめぐるっては、「子供の内申に踏み込むことへの検証がなされていない」「心の問題を成績評価するのはなじまない」などの懸念もあるようです。

本村において、児童にとって何より大切な「心の成長」をどう評価していくのか、お尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 中澤眞一 教育次長。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの松村議員のご質問にお答えいたします。

道徳科の学習活動において、児童・生徒が道徳的価値やそれらに関する諸事象について、他者の考え方や議論に触れ、自立的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身とのかかわりの中で深めているか、といった点を見取り、評価してまいりたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

さきの質問で「道徳性」について少し触れましたが、この、道徳性とは人格の基盤であり、人間としてよりよく生きようとする人格的特性と言われております。「人格」はすぐれた人

間性であり、「特性」はそのものすぐれた性質を意味します。これらのことから、道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人間特有のよさと言えます。

しかし、近年ではそれとは真逆な、目を覆いたくなるような非道徳的な振る舞いが、社会にあふれています。パワハラ・セクハラの問題、企業や官庁などの文書改ざん問題、SNS上の異常な動画の投稿や書き込み、とどまるところを知らない子供への虐待などなど、まるで理性のタガが外れてしまった感すらあります。道徳性の諸様相として「道徳的判断力」「道徳的心情」「道徳的实践意欲」「道徳的態度」などが学校教育では挙げられます。内容はごらんのとおりであります。これらの様相は、むしろもっと大人たちが真摯に向き合わなければいけないスキルではないでしょうか。社会を構成していく上で、道徳性は大事な能力です。

本村においても、これまでも種々取り組みがなされてきたことと思いますが、さらに「道徳性啓発」のセミナーのようなものを検討できないか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 糸賀正美 教育長。

○教育長（糸賀正美君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

道徳性啓発セミナーの検討についてでございます。

道徳観については、それぞれの価値観に基づくものであり、多様な考え方があるものと考えております。

村では、平成26年から教育振興基本計画に基づきまして「ゼロ歳から90歳までの社会力育て」を教育施策の根幹に据え施策を実行してまいりました。

社会力とは皆様もご承知のとおり、「人が人とながり社会をつくる力」のことでありまして、1つ目として、よりよい社会をつくろうとする意欲や態度と、2つ目といたしまして、よりよい社会を具体的に考える力（構想力）と、3つ目といたしまして、考えたよりよい社会を実現し実行する力（実行力）のことであります。

例えば、毎年実施しております、役場周辺の草刈りボランティアには、村議会議員の皆様を初めといたしまして、多くの村民の方々が、夏の暑い中にもかかわらず、汗を流していただいております。また、陸平の堅穴住居復元プロジェクトにも、毎週の作業にもかかわらず、村内を初め稲敷市や石岡市からもいらっしゃる常時20名以上のボランティアの方々にご協力をいただいております。

さらには、子供たちの学習支援であります地域未来塾やさまざまな問題を抱える家庭に出向いて支援いたします訪問型家庭教育支援事業におきましても、たくさんの方々にご協力いただいております。心からそのご尽力に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

教育委員会といたしましては、社会力を高める日々の施策を実行していくことによりまして、その結果として、多くの方々がボランティアに従事いただくなど、村民の道徳意識が高まっていくことを期待しております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

これまでの本村の社会力強化への取り組みについては、私も感謝とともに敬意を抱くものであります。引き続きよろしく願いいたします。

さて、文科省では、今度さまざまな情報と技術が飛躍的に発展する「超スマート」社会の到来に向けて、来年度予算案に対応の新事業費を組み込んでおります。超スマート時代をあらわすキーワードに「ソサエティ 5.0」があります。これまでは情報の活用において、莫大な量の情報から自分に必要なものを見つけて分析・判断する作業が求められておりました。今後は、通信技術の発達と膨大なデータを蓄積・処理する技術により、全ての人と物がつながり、さまざまな知識と情報が共有された新たな価値をつくり出す社会になると予想されております。このことは、単に通信技術を中心とした I O T や A I の進化にとどまらず、日々の生活や社会全体にも多大な影響を与えることを意味しています。経済に対しても、この技術性がますますクローズアップされていくと考えられます。

では、このことと、さきの道徳性とどう結びつくのか。「神の見えざる手」で有名な経済学の父、アダム・スミスは、その著書「国富論」の前年、1759年に「道徳的感情論」を公刊しております。それによれば概略、世の中は資本主義社会という商取引全盛の社会となるが、基盤となるのは「道徳」であるとし、さらに、社会の人々が互いの喜びや悲しみなどの感情をともに理解し合うことを「共感」と表現し、社会への必要性を強調しております。そして、この他社に対する共感がなければ、身勝手な行動が許されてしまい、取引上においても平気で相手を裏切ることが起きてしまう、だから、自分がされて嫌なことは人にしない、という人々の共感が基盤となって、この社会は成り立っている、と説明しております。一見、道徳とはほど遠く感じられる経済学の基底に、このような倫理観を据えた経済学の父の言葉には深みを感じられます。

最後に、「人間の道徳的水準は、技術の進歩とは逆に、かえって低下していく傾向がある。それは、技術の進歩によって勝ち得た力が、道徳の果たしてきた役割を代替してくれるかのような錯覚に陥った、人間の愚かさに起因している。この錯覚から抜け出すことが、人間のみずから招いた、現在の危機を解決する出発点である」との教育者の言葉をご紹介します。1つ目の質問を終わります。

続けて、次の質問をいたします。

認知症や障害者の家族を介護する人のための「ケアラーズカフェ」の取り組みが全国で広がっています。

3年前の質問において、介護者のためのカフェの提案をいたしました。その後の検討について伺います。

○議長（沼崎光芳君） 吉田正己 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田正己君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

ケアラーズカフェの取り組みとのご質問ですが、「ケアラーズカフェ」なかなか一般的にはなじみの薄い言葉かと思いますが、ケアラーズカフェは、家族の介護に携わる人が、ふら

っと立ち寄り、悩みを打ち明けられる場所のことかと思われま

す。つくば市内で、この4月から自宅を開放して、毎週火曜日に「茶にすっぺ」の集いが始まった記事を目にいたしました。県内での取り組みはこの1事例かと思われま

す。都内にあるケアラズカフェは、外から見ると普通のカフェで、一般の人も利用できるのですが、店内には介護に関するチラシやポスターが張られており、介護に関する情報も得られるようになっているよう

です。月に1回程度のカフェではなく、介護者の都合で立ち寄れる場所、日常ふらっと立ち寄れる場が必要とのことから、開設されているものかと思われま

す。本村でのケアラズカフェの取り組みとのことですが、カフェというわけにはま

まありませんが、地域包括支援センターを拠点としまして、介護や認知などの相談窓口体制の実施と医療機関等への連携等を行っているところでございま

す。ご質問の中にございました3年前のご質問で、介護者のためのカフェの提案と

のことですが、新オレンジプランにおける「認知症カフェ」の件かと思われま

す。認知症カフェは、地元のボランティアやNPO団体により開設・運営されていることが多く、現在県内では、平成30年4月1日現在で27の市町村で開設され、交流の場が提供されているよう

でございま

す。本村においても、このような地域の中で、気兼ねなく情報交換ができる居場所づくりとしての必要性は、強く認識をしております。本村におきましては、集いの場としまして、認知症カフェを平成32年度に開設する方向で、平成31年度より準備を進めてまいりたいと計

画をしております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 前向きなご答弁、大変にありがとうございます。

より住みよい美浦村づくりに向け、よろしく願いいたします。

以上で、私からの質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了します。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時39分 散会

平成30年第3回
美浦村議会定例会会議録 第3号

.....
平成30年9月21日 開議
.....

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第2号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例
- 議案第7号 美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 平成30年度美浦村一般会計補正予算(第3号)
- 議案第10号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第11号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第12号 平成30年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 平成30年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 平成30年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)
- (一括上程・委員長報告・討論・採決)
- 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第16号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第17号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第18号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第19号 平成29年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第20号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第21号 平成29年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 議案第22号 平成29年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	平野	芳弘君
保	健	吉田	正己君
経	済	北出	攻君
教	育	中澤	眞一君
総	務	山口	栄美君
企	画	菅野	眞照君
住	民	嶋	洋子君
福	祉	吉原	克彦君
国	保	鈴木	章君
都	市	吉田	公一君
経	済	木	鉛昌夫君
生	活	圓	城達也君
上	下	埜	口哲雄君
子	育	藤	田良枝君
て	支		
援	課		
長			

生涯学習課長	木村光之君
幼稚園長	坂本千寿子君
大谷保育所長	保科八千代君
木原保育所長	永井弘子君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青野克美
書記	木村弘子
書記	高松良幸

午後1時01分 開議

- 議長（沼崎光芳君） 皆さん改めましてこんにちは。
決算審査特別委員会に引き続き、第3回定例会ご参集大変ご苦労さまです。
ただいまの出席議員は14名です。
これより、平成30年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。

-
- 議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。
直ちに議事に入ります。

-
- 議長（沼崎光芳君） 日程第1 議案第2号 美浦村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第3号 美浦村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第4号 美浦村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第5号 美浦村指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第6号 美浦村居宅介護支援事業実施条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第7号 美浦村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-
- 議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第8号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

-
- 議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第9号 平成30年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第10号 平成30年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第11号 平成30年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 11 議案第 12 号 平成 30 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 12 議案第 13 号 平成 30 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 13 議案第 14 号 平成 30 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 14 議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 石川 修君。

○決算審査特別委員長（石川 修君） 平成 29 年度美浦村決算認定の 8 議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は平成 30 年 9 月 11 日、本会議において設置され、同日、議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の 8 議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、9 月 11 日、9 月 20 日、9 月 21 日の 3 日間開催いたしました。

9 月 11 日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。

指名推選により、決算審査特別委員長に私、石川 修、副委員長に椎名利夫君が選任をされました。

9 月 20 日、9 月 21 日の特別委員会では、議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の 8 議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第 21 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計決算認定の件の 7 議案は、全員賛成により認定するものと決定いたしました。

また、議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件は、全員賛成により可決及び認定するものと決定をいたしました。

以上の結果を、会議規則第 41 条第 1 項の規定により報告をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

○議長（沼崎光芳君） これより、日程第 14 議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 15 議案第 16 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 16 議案第 17 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結します。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 17 議案第 18 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 18 議案第 19 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 19 議案第 20 号 平成 29 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 20 議案第 21 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 21 議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 22 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

ます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月13日水曜日午前10時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者、茨城県教職員組合、杉山 繁氏ほか35名、紹介議員は山崎幸子議員です。

紹介議員である山崎議員に委員会に出席いただき、趣旨説明を受け、趣旨については納得をいたしました。豊かな子供の学びを保障するためには、まず、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働の是正が必要であると考えられます。その実現のためには、教職員定数改善と教員の機会均等及び水準の維持向上を望む請願に対し、厚生文教常任委員会としましては、委員全員が賛成をし採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択することです。

この請願は委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第23 発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 先ほどは、請願第1号に対しまして、皆様のご賛同を賜り、まことにありがとうございました。

発議第1号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書についてでございますが、ただいま事務局が読み上げたとおりでございます。

議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第24 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則128条の規定により議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレットに配信のとおり派遣することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はタブレットに配信のとおり派遣することに決定しました。

なお、議員派遣に変更がある場合は議長に一任とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第25 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成30年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 葉梨公一

署名議員 小泉嘉忠

署名議員 塚本光司

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成30年9月11日 開議

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	石川	修君
副委員長	椎名利夫君	
委員	松村広志君	
〃	竹部澄雄君	
〃	葉梨公一君	
〃	小泉嘉忠君	
〃	塚本光司君	
〃	岡沢清君	
〃	飯田洋司君	
〃	山崎幸子君	
〃	下村宏君	
〃	林昌子君	
〃	小泉輝忠君	
〃	沼崎光芳君	

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	青野克美
書記	木村弘子

○議会事務局長（青野克美君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でございますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うこと

とになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくをお願いいたします。

午前11時43分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、石川 修君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、石川 修君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは委員長と交代をいたします。

○委員長（石川 修君） それでは、委員会を再開いたします。

これより決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 指名推選とのことでございますので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認め、椎名利夫君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、椎名利夫君が副委員長に当選されました。

○委員長（石川 修君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月20日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時46分 散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

平成30年9月20日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第16号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第17号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第18号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第19号 平成29年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第20号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第21号 平成29年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第22号 平成29年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	石川	修君
副委員長	下村	宏君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
〃	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	林	昌子君
〃	小泉	輝忠君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長 中島 栄君

教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教育次長兼学校教育課長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	山 口 栄 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	高 橋 利 夫 君
収 納 課 長	濱 田 勘 木 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	市 川 佳 代 子 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	糸 賀 育 代 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時05分 開議

○委員長（石川 修君） 皆さんおはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労様でございます。

出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第15号から議案第22号まで、各会計の決算認定及び剰余金の処分の8議案となっております。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので、省略をさせていただきます。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書ページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可をいただいてからマイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

○委員長（石川 修君） 議案第 15 号 平成 29 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、決算書の 49 ページ、上の枠の中ほどのちょっと下なんですけど、152 の還付金返還金、これは還付金の計算の間違いで、これを住民が返還してきたということなのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（石川 修君） 税務課長 高橋利夫君。

○税務課長（高橋利夫君） ただいまの山崎委員のご質問でございますが、大変申しわけないんですが、ちょっと還付金の返還金のほう、ちょっとこちらお調べをしまして、お答えをしたいと思います。最初からで本当に申しわけございませんが、おそらく、固定資産税もしくは住民税ということになるかと思うんですが、ちょっと詳細につきましては、お調べして……。

○委員長（石川 修君） 高橋税務課長、ちょっとマイクを近づけて、ちょっと聞こえないと言うから。

○税務課長（高橋利夫君） 申しわけありませんが、ちょっとお調べをいたしまして、お答えのほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは今の還付金返還金のほうは、後でわかり次第お願いいたします。

それと同じページ、やはり同じく諸収入の雑入の中の、今度 168 番の町イチ！村イチ！参加助成金、これが 20 万円、これはどういったものなのかをちょっと教えてください。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

これは町イチ村イチというイベントが 2 年に一度東京のほうで開かれまして、そちらに参加した年に町村会のほうから 20 万円の収入があるということで、平成 28 年度の決算書

には多分載っていない、2年に1度の事業でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書では示せないんですが、決算カードの数字をもとに、物件費の経常収支比率について質問させていただきます。

なお、昨年の決算審査特別委員会でも同様の質問をしました。

平成27年度は12.3%、平成28年度は12.8%で0.5%ということでしたけれども、私も考える上でちょっと錯覚してしまっていて、経常収支の比率と金額は別ですから、0.5%アップしたからといって経常比率と一般財源が同じベースでふえていることではないということがわかりました。また、なぜ0.5%アップしたのかというと、平成28年度の場合は分母の額が約1億1,000万円近く平成27年度に比べて減っていますから、当然、分母が減れば、経常比率の数値も上がるわけですが、そのケースで企画財政担当のほうで、仮に平成27年度と同じ分母の金額だったら12.8%じゃなくて12.5%になり、0.3%分は分母が下がった分だということがわかりました。

平成29年度は、平成28年度が12.8%に対して、平成29年度は13.4%と0.6%上がっています。ところが、平成28年度と平成29年度の分母の経常一般財源総額と臨時財政対策債の合計額を比較してみたら、330万円くらいしかかわっていません。ということは、分母が減ったことによって0.6%になったわけではないということは明確ですし、先ほど0.3%くらいは分母の減った数、あとは、エアコンの中央公民館のエアコンのリース代が平成28年度は上がったということでしょうけれども、エアコンのリース代は平成28年度、29年度はほぼ同額で1,000円しか変わりませんので、それも影響してないということになると、0.6%アップした要因って何か原因についてお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員のただいまの物件費の0.6%上昇の要因というご質問であったと思いますけれども、ただいま手元に、この0.6%増の要因をご説明できる資料を持ち合わせておりません。大変申しわけございませんが、休憩明けのときにご説明させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算カードだけでは読み取れない数字がありまして、実は昨日、財政担当から、それを示す数値データをもらったんですけども、平成27年度と平成28年度を比較できるものもできましたら、今日中ではなくても結構ですから、後日でも構いませんから後で渡しますので、いろんな資料を求めたいと思いますので、よろしく願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、岡沢委員のほうから依頼いただきました、今お手元に平成27年度、28年度の対比表があるということでございますので、その平成28年度、

29年度の対比表のほうを準備させていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員よろしいですか。

（うなずく）

そのほか質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 決算書 40 ページをお願いします。

ふるさと応援基金についてちょっとお尋ねしたいのですが、今、全国的に話題になっておりますふるさと応援基金ですが、美浦村は平成 27 年度が 2,000 万円ということで、平成 28 年度が 1,700 万円、平成 29 年度にちょっとまた上がりまして 1,800 万円台ということになってまいりましたが、これは、8 月 29 日付けの農業新聞なんです、こちらのほうに寄附金額が 10 億円を超えた関東の上位 6 自治体ということで載っております、こちらのほうには、第 1 位が茨城県の境町、第 2 位に茨城県の日立市、第 6 位に茨城県の守谷市と上位に茨城県が 3 つも入っております、これはどういう原因があるかなと思ってちょっと調べてみましたが、全国的にみましても、キーポイントになるのは牛肉ということでございまして、境町も牛肉、日立市も牛肉、守谷市は常陸牛ということを銘打っております、美浦村でもやっぱりこういったコマーシャルをしていけば、ふるさと納税がふえていくんじゃないかということで、そこら辺のアイデアがあるかどうかちょっとお尋ねしたいのですが、お願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいまの葉梨委員のご質問についてお答えいたしたいと思えます。

今、農業新聞の 8 月 29 日というお話があったところでございますけれども、この日やっぱり、全国的に——私、今手元に茨城新聞の同日の新聞を持っておりますけれども、委員指摘のように、県内でいえば境町、日立市守谷市、そのあとが、実は稲敷市、古河市、石岡市というふうが続いております。

議員指摘の要因といたしまして、牛肉ではないかというご指摘があったところでございますが、実は本村もふるさと納税サイト、例えば、「ふるぼ」であったりとか、幾つかのサイトを使っておりますけれども、そちらをご覧くださいますと、常陸牛のサーロインステーキであったり、常陸牛のリブローズステーキというものも、実はもう既に掲載はされておるところでございます。

この辺でいうと、河内町さんが非常にやっぱり同じように、いい数字を上げているということで、その原因といたしましては、牛肉ともう一つ——牛肉といいますか、実はお米のほう、やはり米どころ茨城南部ということで、河内町さんはすごい、今やっぱり、けたが 1 個上を行っているところございまして、本村も実は年月で申しますと、ことしですね、2 月 8 日開催の平成 29 年度返礼品提供事業者説明会というものを村で行っているところご

ざいますが、やはり米、美浦村もお米が、米どころでございますので、米のですね、いわゆる返礼品の割合、今の3割問題ということで皆様のお耳にも到達すると思っておりますけれども、その3割を超えた返礼割合でやろうということで、実は頑張ってきたところでございます。そのおかげといいますか、今回の補正予算のほうにも増額補正という形をお願いしているところでございますが、その流れで言いますと、今般総務省のほうで3割を超える返礼品を見直ささいという、もともと通知文は来ておったところでございますが、来年度、税制改正の中で3割を超える返礼品を出している市町村に関しては、特例から外すという、かなり明確な方針が出てきたところでございます。あわせて、高額返戻金、これについても見直せということで来ておきまして、本村におきましても、今後のあり方というものを検討していく流れになっておったところでございます。

委員のほうから指摘がございましたように、お米だけじゃなくて、牛肉もだよというご指摘でございますので、本村のあくまでもふるさと納税ですから、村と関連のないものというものは今後除外されていく、例えば、日立市なんかでいうと、工業製品等が結構、当然、日立製作所でございますので、今まではやっていたんですけれども、転売できるものも今回除外されていく流れになっていくと思っております。商品券であったりとか、何とかなの入場券であったりとか、そういうものも踏まえて美浦村としてですね、当然ふるさと納税という仕組みは今後も永続していくという認識を持っておりますので、より魅力的な商品を各ホームページサイト上にですね、掲載をさせていきながら、ふるさと納税の——ある程度減ると思うんですけれども、減額の影響が少ないような施策をこれから検討していきたいと思っております。

実は来週、茨城県のほうから、これは総務省の指示だと思っておりますけれども、うちに来るのは市町村課長が、この3割を超えているということで来訪されまして、村長と協議をするという予定が既に入っております。

税制改正につきましては、来年4月以降ということになりますので、その辺の流れも踏まえて、よく執行部と協議しながら、村のふるさと納税の返礼品のあり方というものを検討していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） お米なんていうのは、日本全国どこでも出ておきまして、美浦村の特産品でございますが、マッシュルームも美浦村で生産しております。それで、パプリカも生産しております。それで、先ほど申し上げました肉に関しては、美浦にはお肉を取り扱っている企業が2社あると思うんですが、そういったものを利用して、できるだけ多くのふるさと納税を集めれば、村のためには裕福になっていくんじゃないかなということで質問させていただきました。そのことに関して、どのようなものを載せるかということは、執行部のほうでご相談して決めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは私も、このふるさと応援寄附金に関連して質問させていただきます。

決算書 35 ページの寄附金、中ほどよりちょっと下ですね、15 番の美浦村ふるさと応援寄附金 1,228 万 4,500 円。

これは何件くらいあったのか教えていただきたいと思います。それと、できれば平成 28 年度もわかれば、平成 28 年度が何件だったのか、お願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず平成 29 年度でございますが、申し込み件数がですね、478 件でございます。

前年度でございますが、前年度が、平成 28 年度が 641 件でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、平成 28 年度より平成 29 年度のほうが、かなり件数としては下がったということですよ。

それで、今現在、平成 30 年度はまだ年度途中ですけれど、平成 29 年度よりは額とか件数とかは、平成 29 年度よりも同じ時期、ペースでいくと上回っているってということなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

今回の先ほどちょっと葉梨委員の回答にも申し上げましたが、補正予算を要求させていただいたという根拠が今、山崎委員からご指摘がございましたように、昨年と比較すると 3 倍——3 倍でかかないですかね、非常にいい傾向で——先ほど申し上げましたお米の返礼品割合を上げたのが 3 月ということでございまして、4 月——六、七月あたりからボンと伸びております。

ふるさと納税の特徴といたしまして、住民税の控除の関係で、毎年 11、12 月ここでボンとふえるということが、どうしても制度上そういう仕組みになっておりまして、今回の補正予算の根拠も、そういうことが根拠になっておりまして、このまま行けば、少なくとも平成 28、29 年度よりも、平成 30 年度の実績は越えてくるという見込みをしているところでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ありがとうございます。

すごくいい傾向でふえてきているので、あとは国のほうの——引っかからない程度に、好調なのを維持していただきたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） せっかく今出たので、このふるさと応援寄附金、この事業報告のほうでもJTB等々への支払い部分であるとか、いろんな部分があるわけなんですけど、これがこの額そのまま——別に歳入利益っていうことではないわけなんですけれども、実際にどれくらい利益として出るものなののでしょうか、3日前の朝日かなんかにもやはり、そういうのが出ていて、村税の30倍以上稼いでいるよとか、実際に1,788自治体のうち半分くらいかそんなものであろうと、上がっている、利益になっているっていうか——実際に美浦はどうなんですか。そういうものを一切差っ引いて、手元に残るっていうものはどのくらいのもんなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいまの塚本委員のご質問にお答えしたいと思います。

今の塚本委員のほうからご指摘がございましたように、入ってきたお金は村の歳入、一度歳入としては入れる形にはなりますけれども、当然、歳出予算も計上させていただいております。

歳出予算に関しましては、決算書の75ページ、こちらが企画費の中の、ふるさと応援寄附金事業費としてどれだけかかっているかというものが出てきているところでございまして、合計で756万2,503円、これは平成29年度の決算額となるわけでございます。当然、これが事務的等のかかったお金でございましてけれども、村から出ていく寄附金も当然ございます。明確に、平成29年度まだ全部閉めて手元に数字はなくて、大変申しわけないんですけども、実際の村税、住民税の減収がどれくらいかという、ざっくりなんですけども、これは明確にちょっと出ないもんですから、およそ平成29年度で200万円くらいだろうと、本来の村税収入から200万円くらいは美浦村から流出している、というものも当然ございます。

これは仕組み上、地方交付税を交付されておる市町村に関しましては、流出した部分に関して約75%と言われておるんですけども、交付税の算定の計算に入ってきておりまして、75%分は基準財政需要額、要は、これくらいお金かかるという積み上げの中に含まれてくる、だから、その分が計算されて交付税が入ってくるよというのが国の論法でございまして、例えば、新聞等にぎわしている世田谷が何で出っぱなしだよというのは、不交付団体に関しましては、何百億出ちゃおうが1銭も交付税は入ってこない。その分の住民税の減収分に関しては、まるっきり払っぱなしという形になりますので、交付税をいただいている市町村に関しては全額ではありませんが、流出したふるさと納税による個人住民税に関しては、一部補填がされているという仕組みになっているところでございますので、本村においては赤字にはなっていないというのが現状でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） じゃあ実際には、これでマイナス云々であろうと、美浦も9億でしただけ地方交付税っていうか、その段階になったようなんで、そっちのほうで最終的には、

国の税金で帳尻を合わせるってというような考えなわけですね、要は。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員のご質問にお答えします。

厳密に言いますと、今 75 と申しましたので 25%分は入ってこないということでございますけれども、いわゆる国から交付税で補填されるというのが、非常に交付税の算定式というのは超複雑、私もまだ半年しかおりませんので、計算の細かいところまで申し上げることができないんですけれども、あくまでも、その入ってくる部分と出てくる部分の差額に関して国が補填するという大きな仕組みの中で出ていった部分の計算式の中にも見ているってというのが現状で、ただし、よく考えますと、あくまでも補填されてくるのは国税として国が集めた税金が入ってきますので、その中に美浦分が入っていないのと言われれば、当然入っていると、非常に税金の大きなループの中の一つに位置づけられているということでございまして、ふるさと納税自体がですね、応援したい市町村に対する個人の納税の、結果的には住民税振替にはなるんですけれども、生まれ育った、例えば、美浦村の方が東京に行くと、美浦村に納税したいということも含めて、それがもともとの趣旨でございまして、国の中で地方税が大きく回っている仕組みの一つということになっているということでございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 塚本委員の質問に関連して、お答えいただいた内容で確認のために質問させていただきます。

回答で約 200 万円の損失が、税収の損失があるということで、そのうちの 75%が交付税に算定されるっていうことでございますけれども、75%っていう数字でいいますと、基準財政収入額の算定で最後に 75%をかけるわけですから、ということは、収入額から 200 万円の 75%を——税収ですから、引いた額っていうのならわかるんですけれども、それがなぜ、基準財政需要額のほうに反映されるのか、それが地方交付税算定の方式でそうになっているというふうにわかりますけれども、今まで、そういったふるさと応援寄附金事業での税収の創出ということが、算定台帳に入っているとわからなかったものですから、そのことを——そっちの財政需要額のほうで確かだということでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員の質問にお答えします。

先ほど私、需要額と申し上げたと思いますが、収入額の誤りです。収入額から当然入ってくるべきものが、入らなくなった部分の 75%を算定上補填している形、大変申し訳ございませんでした。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） やはり、ふるさと応援寄附金の関連なんですけれど、ちょっと決算

とは離れちゃうんですけれど、この先ほど同僚議員からも出たその新聞の記事なんですけれど、私、茨城新聞のところで、ここでは美浦村が平成16年度は、ふるさと応援寄附金が20万円、平成17年度がマイナス449万円っていうのは、これはどういうことなんでしょう。すいません、決算とはちょっと離れるんですけど。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員が今お手元で見られているのは、8月29日の茨城新聞でしょうか。

○委員（山崎幸子君） はい。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、私も手元にありまして、マイナス美浦村に関しましては449万円というふうな書きぶりになっておりますが、実はこの新聞が出ましたときに、私どもの課のほうでも当然コピーをとりまして議論をしているところでございますが、見た目は非常に赤字になっているということでございますが、先ほど岡沢委員の質問——塚本委員の質問にいろいろお答えした流れの中でご理解いただいたと思うんですけれども、単純に引き算、足し算のやり方が、この新聞記事だと誤解されるよねっていうのが、うちの課の課員の意見でございます。

あくまでも入ってくる部分と出る部分だけの足し算、引き算でこれはやられているようでして、先ほど申し上げましたように、さまざまな裏で出る分、あと、住民税の△部分も入ってきたりとか、トータルで考えれば、村はプラスになっているというのが、財政のほうの数字でございますので、この数字に関しましては、どういうふうに裏で計算されたのか、実は、結論はその場では、ちょっとすいません、出してないんですけれども、村としては赤字にはなっておりませんので、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 済みません、また決算と離れるんですけれども、そうすると、そのことに関しては、茨城新聞のほうには言ったんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

他の新聞論調も実はばらばらになって、いろんな書きぶりがございましたので、特段、茨城新聞のほうに申し上げたということはありません。

○委員長（石川 修君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） ページ数が一緒なので、ちょっとここで2件ほど。まず1件は、上から2枠目の財産収入 1 不動産売払の収入の部分、右側に来て5の土地建物売払収入、26万5,000円ですね、ここはどのような形で——村としてもなるべく売れるものは競売なり何なりで売るのでしょうから、実際に去年だと平成28年は、道路絡みでの布佐地区の

とある売買ありということで、去年の決算時はそうでした。

今回の平成 29 年度 26 万 5,000 円、これをちょっとご説明願います。

ページ 35 ですね、同じページです。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

35 ページの土地建物売払収入の 26 万 5,000 円でございますが、場所は、堀田というところの 53 平米の村有地を単価 5,000 円で売却したものとなっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） その単価 5,000 円っていうのは、どの辺から来ているんですか。妥当なところなんですかそれは。道路の単価が、そういうのがやっぱりあるんですか。ちょっと念のため確認で。

○委員長（石川 修君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

道路等の廃道敷地においては、村が用地買収する価格で払い下げも行っております。

単価について、5,000 円というのは調整区域——市街化調整区域の宅地ですと、5,000 円ということで買収も同じ価格でやっていますので、払い下げも同じ 5,000 円でやっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 何か資料をもらった記憶が出てきました。失礼しました。

この中に念のため、同じページなんですけど、今の質問はこれで OK です。一般寄附金の部分ですね、寄附金、寄附金の 17 寄附金、右側のページにきて 35 ページの 20 一般寄付金 6,428 万五千何某、これは昨年ですと、J R A さんとキッズカンパニーだったようですが、今年もそれは変わらずなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

ちょっとお待ちください。申しわけございません。

ただいまの 35 ページの 20 番一般寄附金 6,428 万 5,545 円でございますが、大きいものといましては、例年と同じでございますが、J R A 日本中央競馬会からの環境整備事業費の交付金が 6,420 万円、これがほとんどでございます。そのほかに今、委員のほうからありましたように、キッズカンパニーのほうから平成 29 年度は 1 万 1,366 円。あと、一般の住民の方から 9,708 円を寄附していただきまして、残りの 6 万 4,471 円でございますが、茨城県県南労働者福祉協議会という会がございまして、これが毎年ではないんですが、何年かには一遍、村のほうで寄附を受けてございまして、合計として 6,428 万 5,545 円、これが一般寄附金となります。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） じゃあ、4件ということでよろしいですね。ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書 245 ページ、社会総務費の中の大きい6番の成人式典事業費、43万6,678円、これが、平成28年度の決算だと71万8,288円だったんですけど、この大きな金額の差っていうのは、単純に対象者が減ったっていうことだけなんでしょうか。それにしてもちょっと額の、額が違い過ぎるなっていうような感じがあったもんですから、お願いします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村光之君。

○生涯学習課長（木村光之君） 山崎委員のご質問にお答えします。

平成28年度までは、成人者に対してクオカードを額面1,000円ですけれども、差し上げていました。平成29年度からは廃止になりましたので、その関係で減っているかと思いません。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） それではですね、ページ13ページになります。

決算書のほうの13ページの個人・法人ひっくるめてそうなんですけども、固定資産税もそうなんですけど、不納欠損額の数字が出ております。また、収入未済額も大きな金額で出てきております。こういうものが本当は村の収入になっていけば、村としては本当にいいなと思うような感じですか。また、収納課のほう大変努力しているっていうのは、ここの数字でまた見られます。徴収率が、もう、個人については、現年度分で見ても98.89%ということ、99%近いというような数字を上げているっていうのは、これに対しては評価を somewhere あります。

この、計上してある金額に対しての対象者数と発生年月日について教えていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 収納課長 濱田勘木君。

○収納課長（濱田勘木君） 下村委員の質問にお答えをいたします。

まず、不納欠損の件数でございますが、まず、個人村民税が77件、法人村民税が2件、固定資産税が235件、軽自動車税が104件、合計いたしまして418件となっております。また、発生年月日でございますが、ちょっと今、手元に資料ございませんので、ちょっと調べさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） はい、ありがとうございます。

これについて年度別関係、明細表がですね、あれば、こういうもの帳票でできたら欲しいので、終わるまで結構ですので、あしたの午前中あたりに済みませんが、そういうのを、明細をいただきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 収納課長 濱田勘木君。

○収納課長（濱田勘木君） 下村委員の質問にお答えいたします。

年度別の滞納整理一覧表を出納検査用につくってございますので、そちらのほうをご提示させていただきます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、じゃあそれではちょっと、不納欠損額ですとか収入未済額というのが出てきたものですから、一緒といっはなんですけれども 45 ページでございまして、監査のほうからも、こっちの出ていましたけれども、学校給食のほうで過去にさかのぼって、過年度でやっぱり納めていないという形で収入未済額が 443 万 9,538 円という形で出ています。これに関しては実際に、この件数的なもの、今、課長のほうでね、前のページの 13 ページのことでありましたけれども、これに関しても件数であるとかそういったものっていうのは、もう、やっぱり出ているということだと思んですが、その辺をちょっとお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの塚本委員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの収納課と同じように、毎月の監査資料で一覧表は出ております。

取り急ぎ件数を申し上げます。木原小学校、平成 29 年度末でございます、19 世帯 20 人、大谷小学校 10 世帯 14 人、美浦中学校 31 世帯 38 人。

以上が件数、世帯人数でございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） それは帳票でもらえるものなののでしょうか。あと——なんでしたっけ——督促状況としてはどのように、それは、進めておるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまのご質問でございます。

督促状についてということでございます。

督促状につきましては、督促状ではなく事業上では、催告書になろうかと思えます。催告書は、年度末に児童手当のほうと現年度分をあちらで催告しておりますので、その兼ね合いを含めながら年 1 回、年度末に過年度分についての催告書を発送しているところでございます。

平成 29 年度については 26 件となっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 収納課さんでは前に 7 回とかいろいろあったようですが、実際には 4 万円くらいからね、管理職の人とかかなり努力をされているようなんですが、この給食のほうに関しては、1 回催促なり送って、face to face で会って云々ということはないってということですよ。送って、送りっ放しになってしまっているわけですよ。

実際に、ただで食べてきて払っていないってことですからね、どうなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまのご質問です。

委員おっしゃるとおり、催告書を年 1 回送り反応がない場合、本人と会う機会はないというのが事実でございます。税のほうと制度上違いまして、同じような手続は踏めないのがちょっと歯がゆいところがございますが、今後とも催告書の発送に努めていきたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、わかりました。

実際に過年度分という形で入っているところが何件かあるわけですから、良心のもとにいろんなことで、今も払いますよっていう形で、この方たちは同意してくれているんであろうなあとと思うんですね、心の片隅にはやはり「ただで食べてきちやったよ、食べ逃げしちやったよ」っていうイメージを持っていると思うので、良心に任せるしかないんですが、なるべくそれを徴収できるような努力を、その年 1 回の催促、それ以外で何かできないのかなっていう、その辺もちょっと考えてもらえればなと思います。答弁は結構です。

○委員長（石川 修君） 答弁よろしいですか。

（うなづく）

林委員。

○委員（林 昌子君） 済みません。

ただいまの質問の関連でお聞かせいただきたいんですけども、催告書の件です。

児童手当分から相殺してってという通知を出されているわけですが、その通知を拒否と言ったらなんですか、児童手当分からも引き落とすことが了解、得られない世帯は何世帯くらいあるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまのご質問です。

これについてはゼロ件です。全て滞納はございません。話し合いのもと、徴収となっております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） めちゃくちゃな質問をされると思われるかもしれない、もしかしたら。

自治体クラウドサービス利用料、これは、年度間で、一般会計の範囲で幾らかかってくるのか自分で計算している余裕がなかったんですけども、この一般会計の枠で、自治体サービス利用料が総額幾らになっているのかっていうデータはあるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

岡沢委員ご指摘のとおり、自治体クラウドサービス利用料につきましては、一括で契約を私ども企画財政課のほうでやらせていただくところがございますが、各種システムが各業務ごとにばらけておりますので、各担当課ごとに自治体クラウドサービス利用料ということでお支払いをさせていただいているということがございます。それはひもづけて一つにまとめるということはすぐできますので、午後の開始の時にでも、合計額をお示しできればと思います。

なお、若干、本来リース契約でございますので、毎年同一額という額になればよろしいところなんですけれども、制度改正でありましたりとか、セキュリティの向上要求等がございます、やっぱり、実を申し上げますと、平成 28 年から平成 29 年で若干伸びております。課によって全く移動のない課もございますし、総額としては、若干伸びているというのが現状でございます。

数字のほうは、後ほどお示させていただきます。

○委員（岡沢 清君） 自治体クラウド運用を……。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員、挙手をお願いします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 自治体クラウドの供用運用を開始した時点では 5 つの自治体だったと思いますが、今は茨城新聞で 1 カ月くらい前だったかどうか、7 つの自治体に運用が拡大したっていう記事が載っていたんですけども、5 つでやっていたのと 7 つの自治体、その 2 つふえたっていうことで、サービス利用料総額は何らかの影響はあるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

済みません、手元に明確な根拠を持ってないところがございますが、5 から 7 に変わったというのが、茨城県内で茨城クラウドという仕組みを、構築しております、こちらはあくまでも音頭を県が取りまして実際にクラウド構築しているのは市町村、かつ市町村がなぜ 5 から 7 になったのか、そういう 44 分の今 7 ということでございますが、私ども美浦村も今は、茨城計算センターというシステム開発会社のシステムを使っているところがございますが、その前の世代、TKC という会社の業務システムを導入して使っておりました。

もともとその 5 のスタート、今回 7 というもののユーザーは全部 TKC のユーザーの茨城クラウドという仕組みのお話、実はなっておるところでございます、じゃ、5 から 7

になったから5の市町村が全体を5で割った分の負担で、7になかったから12で割ったうちの12分の1に減るよという仕組みには実はなっておりませんので、自治体クラウドという考え方は総務省のほうが今、強力で推進をしているところでございまして、各市町村がばらばらでシステムを入れる、機器を調達する、いやそうじゃなくて、サーバー等を1カ所に集めてクラウドという考え方を使得、全体のコストを下げると、総務省等の言い分は今までも恐らく、部長等が答弁しているかもしれませんが、3割減というふうな御旗を立てておるところでございますが、それはあくまでも、今入っているシステムを自治体クラウド化することによって、そっくり入れかえるという大きなフェーズを経れば3割下がる可能性がある、実際下がっている自治体もありますよというのが総務省のほうの事例集、もうこれはホームページにも公表されているところでございますけれども、今回、5から7に市町村入ったから3割減ってるかという、実は決してそういうふうな単純なうまい仕組みにはなっていないというのが現状でございます。

本村におきましても、今、まだ決定はしておりませんが、今のベンダー茨城計算センターの中で少しでも経費を削減するためにクラウドという仕組みを使得とすることで、今、検討して鋭意進めているところでございますので、実際にそれが稼働して若干でも効果が上がることが見込まれることが確定しましたときには、きちんとご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

付け加えさせていただきますけれども、先ほど総額のデータを欲しいと、サービス利用料の。それで、若干平成28年度に比べると平成29年度はふえたとおっしゃっていましたが、可能であれば午後1番でなくても結構ですので、平成28年度と平成29年度の総額での比較を教えていただければ嬉しいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員のほうから平成28年度、29年度の比較を含めたということでございますので、ちょっとそれに関しましては今、岡沢委員のほうからありましたように、きょうはちょっと厳しいかもしれませんが、でき次第提供させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ありませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の147ページ、民生費の中の下の枠の災害救助費、その中の20扶助費の中の災害見舞金、これは事業報告書のほうを見ると、災害見舞金2件で20万円出しているってということで載っていたんですけど、これは、災害の時、この金額っていうの

は、全焼で幾らとか、半焼で幾らとか、そういう金額があるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

災害見舞支給金の件でございますが、こちらは火災で全焼が平成 29 年度 2 件ございまして、1 件当たり 10 万円の支出となっております。その災害種別といたしますか、半焼ですと 5 万円とか、そういうルールは要綱で決めておりますので、そちらの要綱に基づいて実施しております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと見舞金が出るのは、全焼の時と半焼の時のみでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

そのほかにですね風水害ですね、こちらのほうにも該当はあると記憶しております。要綱につきましては、後ほど提示させていただいてもよろしいでしょうか。要綱につきましては、美浦村の防災地域防災計画、こちらの付録の部分にも記載はございますが、後ほど、要綱のほうは提出させていただきます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書の 85 ページと報告書の 35 ページ、サムネイルで 47 ページですか、2 点お尋ねいたします。

決算書の特定空家対策事業費、5 の業務委託料の内訳を伺いたいのですが。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 圓城達也君。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの松村委員のご質問にお答えします。

こちらにつきましてはですね、空き家活用に向けた所有者へのアプローチ支援というものがありまして、こちらが 40 万円、あと物件ごとの対策支援が 40 万円、立入調査等の実施支援としまして 60 万円、空家等対策協議会の運営支援としまして 50 万円、こちらの合計に消費税がかかった金額となっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

それとですね、報告書の表に「空き家の今後の活用について」というアンケートの結果の集計ですかね、この、その他 32 っていう、この内容、大体どのような回答だったのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 圓城達也君。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの松村委員のご質問にお答えします。

ちょっと、その他についてですね、詳細については今把握しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。済みません。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） よろしくお願ひします。

○委員長（石川 修君） ここで、会議の途中ではございますけれども、暫時休憩といたします。

再開時間は11時20分でお願ひします。

こちらの前の時計でお願ひします。

午前11時05分 休憩

午前11時21分 開議

○委員長（石川 修君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど資料の提出がありましたけれども、塚本委員、それから山崎委員の要求の資料が出ておりますので、ご査収ください。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

税務課長 高橋利夫君。

○税務課長（高橋利夫君） 先ほど山崎委員からご質問いただきました件について、回答のほうをさせていただきたいと思ひます。

決算書のページで49ページなんですけど、中程152番、還付金返還金6万3,800円についてでございます。

こちらの6万3,800円のほうにつきましては、住民税の関係であるわけなんですけど、平成8年度の村県民税の所得割により控除できなかった配当割額株式等譲渡所得割額の控除額というものが15万1,000円ほどあったわけなんですけど、年税額のほうに、その年の年税額のほうに充当したわけなんですけど、充当できなかった14万5,000円余りを先に還付させていただいているわけなんですけど、その方の同じ年に、平成27年分の所得税の修正申告がされたことに伴いまして、配当割株式譲渡所得割額の還付額が8万1,000円余りに変更になりました。そうしますと、差額分が計算しますと6万3,800円ということになりましたので、その分をご本人さんから返していただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、株式譲渡の絡みなので、本人が平成27年の申告の修正をしたので、このようなことで還付金の返還金が生じたってということですね。

○委員長（石川 修君） 税務課長 高橋利夫君。

○税務課長（高橋利夫君） ただいまの山崎委員のおっしゃるとおりでございます。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 申告修正があったために、これが出たっていうことで安心はしました。何かこちら側の間違いで、返還するようなことが起きたのかなと思ったものですから、はい、ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

生活環境課長 圓城達也君。

○生活環境課長（圓城達也君） 先ほどの松村委員のご質問にお答えしたいと思います。

事業報告書 35 ページ、(13) 空き家対策の表の2のその他の部分についてですが、こちらがですね、将来、自分または家族が住む、これが3件、セカンドハウス、物置などとして使用するが10件、子供や孫などに活用任せる、これが1件、あと、現在未定というのが6件と、この部分に関しての回答がなかったのが12件となっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 松村委員よろしいですか。

（うなづく）

そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 予算書の83ページ、総務費、防犯対策費として、防犯設置等で工事費として21万2,000円、平成28年度は34万416円ということで、年々防犯灯の設置が進んで、美浦村が住みよい環境になってきているのかなってというのはわかるんですけども、その中で、修繕等も含めているということで載っていましたので、もし、LEDの照明等でトラブル等で修繕しているものがあれば教えていただきたい。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 圓城達也君。

○生活環境課長（圓城達也君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えします。

防犯灯、LED等の修繕ですが、ちょっと内訳が今手元にございませんで、後ほど回答させていただきます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） わかりました。

防犯灯をLED照明に切り替えてから何年間か経っていると思うんですけども、以前の蛍光灯に比べてはほとんどないのかなという部分があったんですけども、事業報告書の中で確認したならば、修理等もあるということを書いてありましたので、もしわかればと思って質問したので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 79ページでございます。

諸費、右側5番の産業後継者対策事業費50万円ということで、毎度、毎度、例年ちょっと質問して申しわけないんですけど、産業後継者対策として、結婚促進協議会50万円、2

月に10組のカップルが成立したようなんですが、商工会の青年部のほうが主催ということで役場サイドも共催で、そこへ40万円入れて、あと10万円ちょっとはどこに行ったのかわかっているのはあれなんですけど、11月、去年11月だと思うんですが、いばらき出会いサポートセンターへの入会助成金を創設しましたよと、募集を開始しましたということなんですけど、どんな、あれなのか、あと、ここに10万円使ったのかどうか、ちょっとわからないんですけど、その辺ちょっとご説明ください。

あとその10組、その後どういう進展というか、どうしているのか、もしわかればお聞かせくださいませ。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 塚本委員の質問にお答えします。

産業後継者促進協議会のカップリングパーティーを行いまして、これがつくば市で行っております。そのときに、補助金としまして40万円を補助金として出しております。

そのうち、10万円が結婚祝金としまして、1カップルに10万円を出しております。その10万円は、毎年5年間を補助するという形でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） その後の10組の進展については。

総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 10組につきましては、ちょっと追跡調査っていう形はできませんので、どうなっているかわかっているのは、なかなかつかんでないっていう状況が本音でございます。

それと、出会いサポートセンター入会の助成金を創設しましたけれども、こちら、現在では入会はしていないという形でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 確か去年の平成28年に何か結婚したのが1組あったような、何かそんな記憶があるんですが、ちょっと定かじゃないんですが、今回のこの10万円は、この平成29年度の中で2月にカップルができた中で成婚が1組あって、そこへ10万円を結婚お祝い金を出したということですか。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 塚本委員の質問にお答えします。

今回のカップリングパーティーでの結婚ではございません。前の子の結婚したということで、それのお祝い金という形で出しております。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今ちょっと再度確認する。

5年間もらえるっていうふうなことで、今おっしゃっていた部分があると思うんですが、よその河内さんのほうで何か100万円云々何てのもあるようなんですけど、ちょっと再度、

もう1回、それちょっと説明お願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 本来であれば、本年度も10万円を支出という形になるんですが、その結婚された方が転出してしまったということで、10万円の補助金っていうか、それは出していないという状況でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 決算書21ページ、細かいことなんですけれども、自動販売機設置使用料というのがありまして、45万9,522円を計上しておりますが、前年度は39万7,074円でしたが、これは自動販売機の設置数というのはどのくらいあるのでしょうか。そして、売り上げに対する何%かバックが村のほうへ入っているのかどうか、そこら辺のところを、それでこれは、村でなくて業者が設置しているのでしょうか。そこら辺のところをお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 葉梨委員の質問にお答えします。

現在、自販機は2階に3基、1階に3基を設置してございます。その中で、面積で使用料というのが年間をいただいております。売り上げに対して何%かバックアップっていうことはございません。あくまでも土地面積を貸した分の収入ということでございます。それとあと、各自販機に電気メーターをつけていまして、電気料をまた別に設置するというところでございます。それと各事業所、事業所といいますか「コココーラ」とか、そういうところで設置という形になっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） その役所だけじゃなく、その他中央公民館とか、光と風の丘公園、それと農林漁協センター、そこら辺にも設置されていると思うんですが、それも含まれているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 葉梨委員のご質問にお答えいたします。

まず、先ほどの21ページの自動販売機設置使用料、これは教育使用料になりますので、こちらが光と風の丘公園ですとか、公民館ですとか、そちらの使用料になります。

今、山口総務課長が申し上げたのが19ページの、総務使用料の中の自動販売機設置使用料になります。各費目ごとにですね、例えば総務使用料は庁舎、あるいは先ほど言ったように、教育使用料の中の自動販売機は生涯学習課等が担当になりますので、それぞれ設置してまして、それでは教育使用料のほうにつきましては、生涯学習課長が説明いたしますのでよろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村光之君。

○生涯学習課長（木村光之君） 葉梨委員の質問にお答えします。

まず、中央公民館ですけれども4台設置してございます。

1つは、有限会社坪井園、2つ目が塚本牛乳店、3つ目が障害者福祉協議会、4つ目が一般社団法人安心安全まちづくりICT推進機構の4台でございます。

光と風の丘公園ですけれども、こちらのほうは5台設置してございます。商工会青年部、沼崎酒店、障害者推進協議会、有限会社坪井園が2台でございます。

農トレについては1台、竹藤商店1台でございます。

安中多目的については、1台、有限会社坪井園。

文化財センターについても1台、商工会青年部が設置してございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の117ページ、民生費ということで緊急通報装置、平成28年度は24万1,272円、平成29年度は16万4,808円が工事費として歳出されています。

事業報告書を見ますと、11世帯に設置されましたよということで、今まで77世帯に設置された状況であるということがわかります。おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者や病弱な高齢者2人世帯で構成する世帯に、非常時に緊急時に不安解消のために設置するんだということで、その条件については認識しております。

現在で、村の中で一人暮らしの人と病弱で2人世帯で生活しているという世帯数がわかれば教えていただきたい。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えする前に、まずちょっと一つ確認なんです、今緊急通報の設置世帯数の中での独居世帯と高齢世帯なのか、それとも要援護者として全ての世帯のほうなのかそれを確認したいんですが——（「後のほうじゃなくて前のやつ」と呼ぶ者あり）では、設置世帯数になりますかね。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 設置数のほうは、事業報告書のほうで、一人暮らしと65歳の障害者の中ではわかっているんですけども、それ以外に美浦村で現在、ひとり暮らしの高齢者と、あと2人暮らしの高齢者の世帯数がわかればということでお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉輝忠委員の質問にお答えいたします。

大変申し訳ございませんでした。

私どものほうで把握しております件数でございますが、独居老人の世帯が277、それから高齢世帯といわれております65歳以上で夫婦の方でのお住まいですけども、それが353世帯となっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 我々の地区にもそういう方がいるんで、常に、救急車何かきたりするときには常に気をつけておりますけども、今現在、277、353 世帯ということで、多くの世帯があるなということを確認しましたけれども、これからはそういう家庭がふえていくような環境にあると思いますので、この家庭の中で、民生委員さんのほうからの要請があったら即つけられるような状況にあるかと思うんですけど、今現在で民生委員さんの指示があったらいつでもつけられるような状況にあるのかどうかちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えさせていただきます。

民生委員のほうで現状のほうがそういうような状況で、緊急通報装置を設置したほうがいいだろうということで当方のほうに申請がございます。申請を受け付けてから工事完了までに、おおむね2週間の日程をちょうだいして対応しております。現在のところ、受付をさせていただいてから10日、最短で10日くらいで今ついているような状況でございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 吉原福祉介護課長の説明を聞いて安心をしました。

いつでもそういう状況の人が民生委員さんに相談したならば、その期間内で設置できますよということで安心をましたので、理解しております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ただいまの緊急通報システムの関連なんですけど、これは65歳以上の独居老人、これはつけたほうがいいだろうっていうのは民生委員さんの判断になるわけでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

設置に当たりましては、民生委員さんの意見を求める欄がございますので、当然、民生委員さんのほうで確認をし、必要であろうという必要性に基づいてうちのほうに申請する、そのような形となっております。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、その民生委員さんの必要だろうと思う、その基準っていうのは、民生委員さんの中では、全て同じような基準になっているのか。というのは、ちょっと私も相談を受けて、「やっぱり不安だからつけたい」っていう人がいて、民生委員さんに行ってもらったんだけど、「何かいろいろ言われて、だから面倒くさいからやめちゃった」とかっていうような人——その人は心臓の持病を持っていたんですけど、やっぱりそういうこともあって、そういう持病を持っていて独居老人っていうのは、ほんとにあんまり民生委員はいろいろ言わないで、即つけてあげるような方向で動いてあげるのがいいとは

思うんですけど、その辺、民生委員さんによっては、ほかの地区の人は「何も言われなくてもすぐつけてもらったよ」とかっていうところもあるし、その辺が——済みません。お願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

基本的に民生委員さんのほうには、一人暮らし老人、もちろん高齢世帯の中でも、そのような病弱であったりとか、お1人で障害者の方、そういう方でも緊急通報装置、こちらのほうを設置するというので、お話しはしているかと思われます。

当然、民生委員さんに訪問していただいて、その家庭での必要度というのを聴取していただいて、申請書に記載して福祉介護課のほうに出していただくんですが、ただ、設置ができないという場合があるんです。なぜかといいますと、現在使っておりますこの緊急通報装置、ボタンを押せば、稲敷広域消防本部のほうに届くんですけども、これがNTT回線限定ということになりますので、その点がもしかするとネックになっていて、そういう話が出たのかなってというふうに自分は推測するんですが、基本的に設置に当たっては、あなたはだめ、これはだめってというふうな話は民生委員のほうでは行っていないと思われます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） その人は完全にNTTです。普通に黒い電話を使っています。

民生委員さんのほうで、ちゃんと基準——その判定するための基準の一覧表みたいなそういうものを皆さん、そういうものをつくってもらうと比較的同じような判断でやってもらえるのかなって、ちょっと民生委員さんによっていろいろあったんで、あとは、配食なんかもそうなんですけど、「いろいろ言われたからいいわ」とか言う人がいるんで。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 個別といいますか、その緊急通報装置の設置、配食の話も出ましたけども、民生委員さんに半分以上をお願いしている部分がございます。

基本的に申し上げますと、おおむね65歳以上でと区分的には割と広めにとっています。ですので、直接民生委員さんが判定はしません。あくまでも必要性を書いたものを、うちのほうに申請いただいておりますので。ただ、直接民生委員さんがっていうことであれば、民生委員協議会の中で、その旨の話は今後していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それでは175ページをお願いしたいと思います。

4番の中ですね、10番の補助金があります。

その中で、50番の中で416万6,000円が、これは県の補助だと思うんですけど、これ補正で入れた金額だと思うんですけども、この事業内容等々含めて簡単でよろしいんで

説明をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまの小泉嘉忠委員のご質問にお答え申し上げます。

こちら委員のおっしゃるとおり、平成 29 年 12 月に補正でとらせていただいた予算となります。

事業内容につきましては、簡単に申しますと、現在供給しております馬きゅう肥ですね、美駒グリーンと、それから、マッシュソイル、こちらをペレット——要は、粒状に加工する機械を、今般、J A 茨城かすみのほうで整備することになりまして、それが県の補助事業に該当になりましたということで、12 月に 416 万 6,000 円の県補助金の補正を計上させていただきまして、支出のほうでは、園芸のほうで、茨城の園芸産地改革支援事業ということで支出のほうをしております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 茨城かすみのほうに、要は補助金の申請を含めた中での対応をしたということによろしいんですか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 茨城かすみ農協のほうから補助金の交付申請をいただいて、かすみのほうに補助金を交付してございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書ではなくて事業報告書の 60 ページ、その中の、ちょっと似たようなあれなんで、2 つ同時に質問させてもらっていいですか。

オ. 日中一時支援事業、これが障がい者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護する家族の一時的な休息や……っていうような——ここで公費負担額が 324 万 9,300 円、これは具体的に、どういったことに対して、その公費を負担しているのかっていうことが 1 点と、もう 1 つは、ク. 身体障害者自動車改造費助成事業、これが助成件数 2 件で公費負担額 20 万円、これの公費負担額は、これ 1 件につき一律 10 万円なのか、それとも改造の内容によって金額が違ってくるものなのか、その辺をお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、日中一時支援事業の公費負担分なんですけども、利用者に対してですね、国と県と村で負担する部分での公費負担っていうことになります。こちらの支出に当たっては、決算書 121 ページの扶助費、こちらのほうから支出しているような形になっております。日中一時支援につきましては、村内の利用施設であれば、コナンであったりとか、虹の里であったりとか、こちらの利用者の形になります。

それから、クの身体障害者自動車改造助成事業でございますが、1 件に対して 10 万円が

上限になります。ですので、改造費用で30万円かかっても、上限は10万円というような形になります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 自動車改造費のほうは了解しました。

日中一時支援事業で、これは、この中の家族に対するものに関しては、日常的に介護する家族の一時的な休息のためっていうときには、短期ステイとか、そういったものではないんですか。例えばじゃあ、どんなことですか。この家族の一時的な休息に関しては、どういったことなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えさせていただきます。

日中一時支援ということですので、基本的にイメージしていただくのであれば、デイサービスみたいな感じのものをイメージしていただくと、非常にわかりやすいかなと思われまます。朝行って夕方自宅に戻ると、そのような感じでの事業ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、デイサービスを使ったときの使用料を、この公費負担で賄っているっていうことなんでしょうか。

それと、ステイは、全くこの公費負担のそこには入らないんでしょうか、補助金っていうのはもらえないんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員の質問にお答えさせていただきます。

山崎委員のおっしゃられているほうがですね、障害者地域支援事業といいまして——ショートステイとかグループホーム利用とかになりますと、その前の58ページにございます障害者自立支援給付事業と、こちらのほうが該当してくるのかなっていうふうに思われまます。

今般、日中一時支援ということでございますので、日中、朝から夕方までと——その中で障害を持ちの方のですね、日中の活動の場ということでございます。

○委員長（石川 修君） ここで会議の途中ではございますけれども、昼食のため休憩とさせていただきます。

再開時間は午後1時といたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時02分 開議

○委員長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑のある方はどうぞ。

企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 午前中、岡沢委員のほうからご質問ちょうだいいたしました、自治体クラウドサービス利用料の平成 28 と 29 の合計額がわかるものということで資料を用意させていただきまして、皆様の机の上に A 3 横版の 1 枚を置かせていただきました。

右側のほうに増減等、29・28 が並んでおります。やはり若干システムの改編、追加等がございまして 285 万 2,000 円、一般会計のほうで増になっているということがわかる資料になっております。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員、今の企画財政課長の説明でよろしいですか。

○委員（岡沢 清君） 金額がわかれば結構です。

生活環境課長 圓城達也君。

○生活環境課長（圓城達也君） 小泉輝忠委員の午前の質問にお答えいたします。

決算書 83 ページの防犯対策事業費、この中の修繕料の施設等修繕料についてのご質問をいただいております。

こちらですが、防犯灯 14 件の修繕料になります。ただ、この中でですね、実際は電源故障——引き込み線なんかの欠線で故障しているものとかも含まれておりまして、また、地区からの要望により、防犯灯を移設したものなんかも含まれております。

LED の器具を交換したものについては、14 件のうちの 3 件になります。その 3 件の中でも、1 件は落雷で、1 件は火災による焼失なので、純粹に器具が壊れて交換したのっていうのは、この中で 1 件になります。

例年、器具の故障は大体二、三件くらいで推移しているような状況です。

以上です。

○委員長（石川 修君） 質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 美浦中学校教育振興事業費、ページ数が 233、10 の補助金の 5、社会体験事業、7 の進路指導対策費、これは毎年ちょっと金額が違うんですけど、どういうあれになっているのかを教えてください。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部委員のご質問でございます。

進路指導対策費と——でございますけれども、ちょっと手元に資料なくて後ほど調査し、報告したいと思います。申し訳ございません。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） よろしく申し上げます。

その中の社会体験事業なんですけれども、この補助金というのは、このお世話になるとこ

ろに出すものなのか、それと、どういうものなのかも後で教えてください。

○委員長（石川 修君） 中澤教育次長。

このことについても後ですか。

（はい……）

〔「手を挙げて答弁しなさい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 済みません。合わせて調査し、至急報告したいと思います。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） ページ 77、12 番の水郷筑波サイクリング環境整備事業費、この中の 5、サイクリング環境整備工事とありますが、これはどのような事をしたんですか、舗装なのかどうか、その内訳を教えてください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 竹部委員のご質問にお答えします。

77 ページのサイクリング環境整備工事でございますが、96 万 1,000 円、これは霞ヶ浦のサイクリングロード整備の一環でございます、平成 29 年度には、大山地区の路面標示を先行してやらせていただいています。

来年度に、さらに、全体の路面表示——国道 125 号線を走っていらっしゃると思いますと、青い表示とかごらんになったことあると思うんですが、実は、北側の阿見町と南側の稲敷市のほうが、整備が先に進んでおりますので、美浦村も追隨して進めていくという形にしております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、事業報告書の 57 ページ、タブレットページで 69 ページです。

その③、ク. 各種証明等の中の③いばらき身障者等用駐車場利用証制度、これの中で、内訳が障がい者等 37 件、難病 2 件、介護認定者 5 件、妊産婦 42 件、その他 2 件で、このその他っていうのはどういったものなのか、お願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） ご質問ありがとうございます。

山崎委員のご質問でございますが、その他 2 件の内容、その他の件につきまして後ほど調べてご報告させていただきます。済みません。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほど、資料を配付していただいた平成29年度自治体クラウドサービス利用料決算、これは既に平成28年度との比較でいただきましたけれども、この見方でちょっとわからないところがあるんですけども。

まず、一般会計のほうの増減は、このとおりでわかるのですが、例えば、その下の国民健康保険特別会計の増減なんですけれども、トータルでは445万8,110円で、平成28年、29年同じ金額で推移しているわけですけど、増減額が536万4,036円というのが、その見方がちょっとわかりません。

それと、その下の公共下水道事業特別会計についても、平成29年度の決算額から、平成28年度の決算額を引くと、この表には1,966万3,120円になっているんですけど、計算してみると283万9,228円になるのですが、それと、公共下水道事業特別会計における自治体クラウドサービス利用料が95万6,664円の上の欄、下の欄は9,277万849円となっているんですが、これはどういった見方をしたらいいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

大変申しわけありません。一般会計のゾーンが真ん中ぐらいまでであると思うんですけども、実はこの資料1回目つくりまして、財政の係とちょっと私どもで見てまして、増減間違えてるじゃんということで、式のコピーをするときにですね、増減欄のコピー、横計だけだと思いましたが、今、岡沢委員から指摘がありまして、例えば、公共下水道特別会計が縦計も誤っております、おそらく、上の一般会計の縦計はあっておるはずですが、下の公下からですか、公下、介護、後期——後期あっていますね、間違っているのはそうすると、縦計が間違えているのは、公下だけだと思います。横計に関しましては、岡沢委員のご指摘とおり、増減は当然内訳がゼロ、ゼロですから、国民健康保険特別会計なんかは、増減計はゼロになるわけですし、済みません。

式のコピーをするときにですね、様式じゃなくて計算式が入った状態で縦計だけ、どうもコピーしてしまったようで、修正したものをですね、きょうの1回休憩挟んだときに、差しかえをさせていただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

午前中の回答いただいた折には、若干ふえているっていう表現だったんですけども、増減の額が大きく出ていて、ちょっと疑問に思ったもので、いずれにしても修正したものをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 先ほど、山崎委員のほうからご質問ありました事業報告書57ページ、クの各種証明等の③いばらき身障者等用駐車場利用制度のその他の2件の件なんですけど、こちらの2件ですけども、けがをされまして、駐車場に自分で乗りおりに

不自由だということでの申請が2件ございました。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 47ページのほうをお開きいただきたいと思います。

7番の雑入のところなんですけれども、収入未済額が526万6,816円発生をしております。

これの内容と原因をお尋ねしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 下村委員のご質問にお答えいたします。

これは、電力需給契約解除損害賠償受給金になります。

これは、平成27年11月から平成30年10月まで3年間の契約で、日本ロジテック協同組合というところと美浦村が17施設につきまして、電力の供給契約をしておりました。これが平成28年4月、経営の悪化により会社更生法を申し出たということで、その残りの契約期間、平成28年4月から平成30年10月まで契約が残っているわけですけれども、その間の電気料金の損失——当時、倒産した会社と比べるものが——東京電力と比べまして、その差額が美浦村の損害ですよということで、最初に3,300万円くらいの請求をいたしました。昨年度、平成29年11月に破産管財人の弁護士より、もう実際に実績が出ている部分については、実績で計算して出してほしいというものがありまして、平成28年4月から平成29年10月まで、これは、日本ロジテック協同組合と現在契約を結んでいる電気供給会社との差額ですね、実績の差額を計算しまして、平成29年11月から平成30年10月に関してはまだ推計ということで計算しました。その額が526万6,816円ということで、この部分につきまして計算し直して、破産管財人のほうに申し入れたものでございます。

これは繰り越しということになってはいますが、ちなみに、平成30年になりまして、会社の清算ということで、今年度になってから、賠償金——全額ではなくて、一部ですけれども、125万3,954円が賠償金として入ってきております。

この526万6,816円につきましては、損害賠償金の未納ということで計上しておりました。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、午前中に配付いただいた災害見舞金支給条例の、これについてなんですけれども、第2条の中で「災害の種類は次のとおりにする」で、3番が震災、5番が落雷なんですけど、これの支払いの判定基準がどうなっているのか、ちょっと、火災とか水害、水難は、これで、第4条でわかるんですけど、ちょっとどこで読み取ったらいかがかわからないので、ご説明をお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 松村委員のご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、第2条で災害の種類、それから見舞金の額とございます。こちら、第2条の災害に応じて、第4条の事案が発生した際のお支払いという形になります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 例えば、この落雷なんかに関しては、これ、どのような判定になるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 松村委員のご質問にお答えさせていただきます。

仮に落雷だとすると、落雷によって何か生じるかと思えます。その状態によって判断したいと思えます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） まさに、そのカ所が聞きたいわけで、損害の支障があったということで、それがどのような根拠に基づいて判定するのか、例えば、落雷なんかですと、数十メートル先に落ちて、それが飛び火してテレビが壊れたとか、洗濯機が壊れたとか、そういう案件があるわけですね。そういう場合はどうするのかと、理由は細かいあれですけども、ご説明をお願いします。

○委員長（石川 修君） 松村委員、条例の文言ですから、決算とちょっと離れるので、この場合はそれでとどめていただいて、別の機会に担当課長のほうに聞いていただけるようお願いをいたします。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の135ページ、民生費の児童福祉総務費の中の10利用者支援事業費259万3,980円のところなんですけれども、事業報告書のほうでは、75ページに内容等を事業内容を示していただいていますので、内容は理解はするんですけれども、76ページに入りまして、相談件数の実績が載せていただいております、本当にわかりやすいんですが、結構な件数だと思うんですね。これを1人で対応できているのか、人手不足でほかの人の手を借りているのか、その実態のほうを教えてくださいたいのと、あとは、これは件数ですので、例えば、何人の方からのご相談なのかというところの数値がわかれば、教えてくださいたいと思います。

○委員長（石川 修君） 子育て支援課長 藤田良枝君。

○子育て支援課長（藤田良枝君） 林委員のご質問にお答えいたします。

利用者支援事業についてご質問いただきました。

この件数は総数の件数になります。

相談員は、相談員として配置しているのは1人なんですけれども、広場のほかの職員も相

談の窓口にはなっております。細かい内容については、中心に相談員がいますので、そのほうとタイアップしながら行っていると、広場の事業の行っている保育士等が全面バックアップしながら、一緒に相談を行っている件数となっております。

もう一つが、件数と相談の人数なんですけれども、ほぼ件数と人数を——済みません、この表には実人員が載ってないんですけれども、総件数で1件につきの件数を載せておりますので、延べで457人の相談があったという形で見ていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ご説明を今の部分で理解はしたわけなんですけれども、ただ457件でも1人の保護者の方で育児不安があったり、離乳食の問題があったりと1回の相談でも2案件3案件を相談される方もいらっしゃるのかなと思ひまして、実際にそういうことで悩まれている保護者がどれくらいいるのかなということを知りたくてちょっと人数を確認させていただきました。

わかる範囲内で、もし、お示しいただけたらありがたいんですが。

○委員長（石川 修君） 子育て支援課長 藤田良枝君。

○子育て支援課長（藤田良枝君） 林委員のご質問にお答えいたします。

この457件の内訳のほうと、先ほど1人の方が複数というお話がありました。複数の場合には、メインの相談の内容で区分をさせていただいております件数になりますので、複数件としても個人の記録としては、例えば、離乳食の相談とあわせて、ちょっと反抗期の質問があった場合には離乳食のほうがちよっとメインだったら離乳食というふうに、件数のほうは計上させていただいております。

相談内容としましては、事業報告書にも書いてありますように、一番多いのは育児不安が1番目に多い内容となっております。2番目は離乳食と食事、どういうものを食べさせたらいいのか、どういうふうに好き嫌いをなくしたらいいのかという事のご相談、3番目に多いのは反抗期の相談で、3歳くらいになると「イヤイヤ」が始まりますので、何でも嫌だということに対して、どのような対応が必要かということの相談を具体的に、広場を使って相談に乗っているという形になります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ご丁寧に説明いただきまして理解させていただきました。

457名の方もほんとうにご相談をされているということで、結構、日常の業務の中で対応するのは、とても大変なお時間を費やされているのかなというふうに想像するわけなんですけれども、今後も、相談員の方々もいろんな情報収集をしながら、より有益な情報提供できますように、また、一緒に本当に美浦村で子育てを楽しいなと言って子育てしてもらえ、また、助言をしてあげていただきたいなということを期待をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の189ページです。

橋梁維持費の橋梁維持補修事業費で、工事請負費が2,268万円となっていますけれども、まず、決算額は1本の橋の維持補修工事なのか、それとも何本なのかということと、それから3年ほど前だったと思うんですが、これから9本の橋を維持補修する計画があるということなんですかけれども、現在、維持補修工事を必要とする橋は、平成29年度末で何本なんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 吉田公一君。

○都市建設課長（吉田公一君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

平成29年度の予算に載っている橋梁の補修工事につきましては、1橋の工事費になっております。橋梁名が、お持ちください——余郷入地内にかかっております、みどり橋という橋になります。

それで、うちのほうで、平成25年に橋梁長寿命化計画というものを作成いたしまして、美浦村地内にある、ある程度大規模の15橋につきまして、橋の橋梁につきましては、1件当たりが大分費用がかかりますので計画的にやっていきたいと思いますということで、そういう計画を立てました。それに基づきまして、現在までですと2橋の橋、あと軽微な橋も含めまして、そこの役場のところの中央跨道橋が100万円くらいなんですけど、計4基の橋を補修しております。

今後、計画に基づきまして順次、危ない橋からやっていまして、最終的には危ない橋が危なくなる前に予防段階での橋の補修をすることによって、費用がかからない形で、健全な形で、村内の橋梁のほうを管理していきたいという形になっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

よくブロック塀が倒れて下敷きになったとか、そういった強度不足での災害というか、そういうのが起きているところですから、そうは言っても、単年度で何本もつというわけにはいかないのはわかります。

一応、平成25年度で強度設計をしてとなっていますけれども、それから5年近く現在、経っていますので、なるべく点検を怠らないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 吉田公一君。

○都市建設課長（吉田公一君） 点検につきましては、5年に1回——うちのほうですと、村内59橋ありまして、15橋のグループとその他小さい橋の44橋のグループに分かれておりまして、これが5年ごとにやるような形で計画して、点検のほうはやっていく形になっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 下村 宏君。

○委員（下村 宏君） それではですね、貸借対照表のことを少しお伺いしたいんですけれども、これはもう公表されているっていうことなんで、公表した場合に、村民のほうから私等に対して質問されると困るので、確認をしておきたいと思います。

長期延滞債権 2,787 万 9,100 某があるわけですけども、金額はどのような形で出てきているのか。収入未済を見ると 3,600 万円くらいあるんで、数字の出し方と、もう 1 つ、徴収不能引当金マイナスで 6,688 万五千六百何某、それともう 1 つ、徴収不能引当金－134 万 3,632 円という数字が出ておりますので、この数字のですね、あらわし方、どういうふうなことであらわしているのか、あとでも結構です、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） ただいま下村委員のほうから、貸借対照表についてご質問ちょうだいいたしました。

平成 29 年度の数字がまとまりまして、議会の皆様にもご説明をさせていただいた流れで、今般、公表もさせていただいた流れでございますけれども、今、ご質問があったのは、貸借対照表の俗にいう左側、資産の部の長期延滞債権それと未収金に絡む問題、それと徴収不能引当金ということだと思われまます。

長期延滞債権と、今回、未収金の取り扱いは平成 28 年と平成 29 年では変更が生じておりまして、一言で申し上げますと長期延滞債権のほうに計上しておるのは、税込であったり、使用料・給食費等の過年度分——古い部分の収入未済額がこちらに計上されます。

未収金のほうは、同じ税込・使用料・給食費等の現年度分、平成 29 年度の現年度分の収入未済額、平成 30 年 3 月 31 日現在でいえば、長期延滞債権のほうは 2,787 万 9,165 円、未収金のほうは 1,721 万 682 円という形になって、昨年度までの計上の仕方とは変更になっておりますので、まず、そこをご注意いただきたいということと、徴収不能引当金の考え方でございますが、徴収不能引当金に関しましては、過去 5 年間のですね、平均の不納欠損率、それをまず計算をいたしまして、未収金に対して徴収不能引当金を計上するというのが基本的な考えになっておりまして、長期延滞債権につきましては、過去 5 年間の同じような加重平均で欠損率を出しまして、長期のほうの徴収不能見込額を計算するというのが基本になっております。

そういう形で計上をしてでき上がったのが、今回の貸借対照表になっておりますので、もし、議員の皆様が質問を受けて、疑義があったときには、財政係のほうにぜひお問い合わせいただいで、明確に説明をさせていただければと思っております。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の 209 ページ、教育費の事務局費の中の 9 スクールガード事業費 81 万 6,740 円ということで、多分、お 1 人の方だったかな、ずっと長きにわたりかか

わっていただいている方の支出だと思っただけですけども、こちらのほうですね、事業報告書のほうでも112ページに記載はしていらっしゃるんですけども、「協力者による児童生徒登下校時の見守りを実施」ということで、一行でちょっと終わっているものですから、実際の実績ですね、いろんな案件があったとき、こういう対処ができたよという実例だとか、あとは見回りしている時間体ですね、登下校ですので、登下校の時間帯の工夫、各学校回られていると思いますので、その工夫されている部分ですね。

子供たちがスクールガードリーダーのおじさんを知らないっていう方がいらっしゃいまして、こういうやっぱり顔を覚えていただくことで、何かあったときに「おじさん助けて」と言えるような体制になるのかなと思いますので、何とか学校との連携ですね、職員も知らないようなこともちょっと小耳に挟みましたので、やっぱり学校とか児童生徒がスクールガードリーダーの方の顔をやっぱり覚えておいていただくことも大切ではないかなということも鑑みまして、そういうような現実的な連携ですね、学校との連携、そういうのをどのようにされているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいま林委員のほうより、スクールガード事業についてご質問いただきました。

これにつきましては、まず、事業内容としましては、登下校の見回りということで通常、午前中が7時から8時、午後が4時から5時、この前後、準備の時間があるかとは思いますが、1日2回巡回していただいております。平成29年度の延べ件数は402回、巡回をしたものを述べて数えますので、午前・午後やっていたところで2件と数えております。ほとんど休みなくというか、やっていたという状況でございます。大変不規則なので、やっていたという方には、職としては申しわけないところもございしますが、見回りをしていただいております。

1回の見回り、おおむね今の時間にやってくださいということでお願いしておりますが、おおむね2時間近く——1時間半程度、両方合わせまして1日の走行距離が30キロ強を走っていただいております。その中で危険箇所では立ちどまり、横断の見守りとかそういうものも含めてやっておりますので、活動している時間のわりに距離——違う意味では走っていないように思われるかと思えます。

それと、昨年度におきまして平成29年度におきましては、見回りにおいて何らかの事案が発生したかという点につきましては、大変好ましいことで1件だけ、不審者といいますか「ちょっとお金がないので」というおじさんがいたという連絡が1件ございまして、その点は、教育委員会、学校教育課及び学校のほうへ、または、警察のほうへという連絡となっております。

それともう一つ、もう1点でございますけれども、学校との連携ということだったんで、私一瞬、そういうときの連絡網の話しかと聞いていた……学校でのスクールリーダーの方の連携ということですので、毎年春に学校のほうへ職員とともに訪問して——委員からそ

う言われますと、挨拶程度になってしまいます、この方が今年度ということで、毎年、職員の方も変わりますので、挨拶に行っているという状況でございます。

今後もうちょっと、この方がやっておりますというやり方について、学校へ周知を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ご説明いただきありがとうございます。

学校との連携についても挨拶のみということなので、対応した職員は覚えていますけれども、その他の方はきっと面識もないまま終わってしまっているのが現状ではないかと思えます。とても、せっかくこの事業を継続して見守っていただいています大事な事業ですので、できるだけ学校の児童生徒、また保護者の方にもね。個人の車で回っていただいていますよね、ステッカーか何か張って。ですので、なかなか「この人何だろう」というところがすごく多いので、そういうところを皆さんに安心をもって、この人が安全な人であり、皆さんの見守りで動いているということの事業周知ですね、それを今後していただけたらなというふうに思います。

あともう1点ですけれども、例えば下校のときですね、登校は一斉なんですけど、下校が学年ごとばらばらになりまして、どうしても最後1人になってしまうところとか、ちょっと1人になるところでちょっと心配だなんて、例えば、学校側としては思うようなところもあるように見受けられます。ですので、もし可能であれば、連絡協議会まではいきませんけれども、こういう時期にはこういうところを重点的に回っていただきたいとか、何かそういう連携がスクールガードリーダーの方と学校とでの何かそういう意識統一ですか、そういうような時間帯を設けられないかどうかっていうのを、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまのご質問ですが、時間の延長については、ちょっと検討してまいりたいと思います。

下校の時間が基本1時間、その前後ちょっと早目に始まってくれるわけでございますけれども、これではちょっと不足する場合もあろうかと確かに思います。ちょっとこれはただ検討させていただきます。

それともう1点、何かあった場合の連絡等を含めまして、もう1点ではこちらからのメール等連絡により、この辺を重点に回って下さいというのは日ごろやっております。ことし、今年度に入りまして、大谷小の朝の不審者の案件では、その後、大谷地区、小学校地区を回る祭には、重点的にお願いしますという連絡をすぐ入れておるところでございます。そのようなところで、学校・学校教育課から指示をし、計画的なルート以外に重点的に回るような指示は、できるだけ早くやっているとおりでございます。

時間については、今後の検討をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今のスクールガードの件に関してなんですけど、このスクールカードで車で見回っていただいている方の車には何かステッカーを張ってあるのかとか、それをやっているリーダーの人の着ているものが何かあれば、わかるようなものを着ているのか、そういったものが全くないと、何かいつも変な車がうろうろうろうろ回っているみたいな感じになるんじゃないかと思うんですけど、そういったスクールガードリーダーの方だっってわかるような何かは、あるんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの山崎委員のご質問でございますが、確かにわかりにくいかと思いますが、スクールガードリーダーということで車への表示はしております。ただ服装で目立つかつていうと、目立ってのは何らしていません。

今、委員ご指摘のとおり、危険箇所です主に通る十字路ですけども、そこで立っていたときに、先ほど言った1件、去年ちょっとしたおじさんに声かけられたっていうのがありまして、確かにそういう立っているときに、反射のたすきとか何らかの表示があってもよいのかなと、今思っております。そういう携帯品といいますか、服装に使えるものを検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今、車のところに、そういうわかるようなものを張ってあるって、それはどういったふうを書いてあるんでしょう。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） スクールガードリーダーと書いてあるだけで詳しくは、申しわけございません、記憶にないところです。ステッカーがあったっていうだけのところです。確認します。申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ステッカーもじゃあ、こうぱつと遠くから見てもわかるような感じとか、あとは着ているものも反射のたすきとか、私たちももらったベスト、わかりやすいベスト、ああいったものとか遠くから見てもわかるような、全然知らない人が見ても、ちゃんと見回りをやってくださっている方なんだっていうようなことがわかるような服装なり車なりをお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

今のスクールガードリーダーの関係で、私のわかる範囲でお話しさせていただければと思います。

実際にやっていらっしゃる方は女性の方です。車のほうに、確か文字は忘れましたが、黄色い色のステッカーだったと思うんですね。今、走っている車のほうは、スズキのハスラーという軽自動車緑色の車だったと思いますが、最近、去年だか2年前に、車をちょっと変えられましてですね、その車で毎日走って見守りをいただいているというところで

あります。

できるだけこういった形の方が見守りで通学路を、登下校のときですね、回っていただいているということは学校関係者は当然ながら、子供たちにもわかるように、先ほどの林委員からのお話もそうでしたが、それは努めていきたいと思えます。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 先ほど、事業実績のところでも報告した、今のスクールガードリーダーの方でございます。昨年度 402 回と申しました。間違えまして、全てやっていただいて 402 回のところ、5 回ほど休んでおります。397 回です。ほとんど休まず年間やっているってことだけお伝えしたいと思えます。申しわけございませんでした。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 223 ページ、木原小学校の補助金のところの 5、プール監視員設置補助と 225 ページの安中小学校、これ補助金 10 のところのプール監視員設置補助金が出ているんですけども、大谷小学校というのは、これはないんですか。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部委員のご質問でございます。

プールの監視員に対する監視員設置補助金でございます。大谷小学校におきましては、夏休み一般開放をしております。木原小、安中小につきましては、PTAのほうに補助金を交付しまして、PTAのほうで高校生アルバイトでしたか……と保護者の方で監視員をいただいているところでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 了解しました。わかりました。一般開放ということで補助員を設置しているということで了解しました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

ここで会議の途中ではございますけれども、暫時休憩とさせていただきます。

再開時間は、14 時 10 分、2 時 10 分です。

午後 1 時 5 3 分 休憩

午後 2 時 1 1 分 開議

○委員長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 先ほどは、自治体クラウドの利用料の決算一覧を提出しましたところ、縦計、横形に誤りがございました。申しわけございませんでした。お手元のほうに修正をした A 3、1 枚を配布させていただいたところでございます。

なお、先ほど岡沢委員のほうからも、ちょっと一言ございましたけれども、増減額はさほどという話をしたところ、大きく 322 万 9,200 円ということで、収納課のですね、徴収費の

ところの徴収事務費が大きく増加しているように見えるところにつきまして、説明を、この場をお借りいたしましてさせていただきたいと思えます。

この 322 万 9,200 円の増加の要因といたしまして、クレジットカード収納——村の村税であったり、介護保険料、国保税等の徴収が——これは保育所、幼稚園も含めてクレジットカードで今度できるような仕組みを導入させていただきました。当初、自治体クラウド茨城計算センターに移行したときに、システムとしての対応はできるということで、負担行為のほうには計上させていただいた部分ですけれども、平成 29 年度に初めて予算化をさせていただきました。初期経費として 258 万 1,200 円。これが大きな増加の要因となっております。通年経費も若干増加になりますので、平成 30 年度の予定額といえますか、今、出されております額が 1,078 万 430 円ですから、平成 28 年度より若干延びますけれども、平成 29 年度の 1,326 万 7,670 円、これはクレジットカード収納を開始に伴う初期経費の特殊要因として増加をしておるといってございませぬ。

あとは若干、その 33 万ふえたりとかあるんですけども、例えば、総務であれば臨時職員管理システムであったり、財政のほうでいえば、公会計システムの通年導入、平成 28 年度の月分一部入っていたんですけども、平成 29 年度からは十二月分の請求が始まりましたので若干ここが伸びていると、トータルでは 285 万 2,928 円が、平成 28 年度と平成 29 年度の比較において、一般会計の自治体クラウドサービス利用料の増加ということになっておるところでございませぬ。

それと済みませぬ、もう 1 点でございませぬが、これも岡沢委員のほうからのご質問ちょうだいいたしました、決算カードにおける物件費の増加の理由はというご質問をちょうだいいたしております。約 2,000 万円、平成 28 年度と平成 29 年度を比較しますと、物件費が増加をしております。明細は細かく——物件費ですから、多々ございませぬが大きな要因といたしましては、まず、子育て支援センターの管理費、これが平成 29 年度から発生をいたしましたので、この分で 923 万 4,000 円、あと大きかったのが、給食であったり、さまざまな光熱水費であったり、燃料費、これが平成 28 年度と平成 29 年度を比較しますと、かなり各課で増加をいたしております、大きなところでいえば、中学校の給食管理が 1,065 万 6,000 円だったものが 1,411 万 4,000 円、345 万 8,000 円ここで伸びております。

あと、自治体クラウドサービス利用料の部分も、先ほどあった部分で伸びておりますし、あと、GIS といいまして、各パソコンの端末から、職員が使っているパソコンの端末から「地図情報システム」これは、いわゆるわかりやすい表現で商品名を使わせていただきますと、「グーグルマップ」みたいなものなんですけれども、あれは、いわゆるインターネットの世界で全世界が見られるマップ。あくまでも職員が、村の資産として地図情報を使うシステムといたしまして、もともと税務課、上下水道課、都市建設課、一部農業委員会にも導入をされておったところとございませぬ。実は、同じ会社が提供した地図システムを使っておりましたが、契約もばらばらでありまして、あとは、各職員が端末からのぞける環境じゃございませぬでした。それを、統合型の GIS システムを導入するというところで、切りかえの関

係で見在目、物件費が464万円伸びた形になっております。実は今、ばらばらでしたという話を申し上げましたが、各契約ごとに更新の手続きであったり、イニシャルであったり、それを一本化することによって、毎年度の経費が結果的には下がるということを担保した上で入れかえたということで、平成29年度がちょっと目立つ形にはなっておりますが、村としては、GISにかかる費用が全体としては抑えられる、そういう目的で導入をしたものでございます。

そういうものを積み上げて、物件費が平成29年度は平成28年度と比較して、2,000万円余り伸びているというものが、今、財政のほうで分析をした結果でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 自治体クラウドのサービス利用料に関しては各課、各科目について詳細に述べられ、示されていると思います。お手数をおかけしました。

また、経常物件費の経常収支比率あるいは物件費増減の主な科目については、昨年質問したときよりも、かなり目で見ても詳細に理由がわかるという資料をいただきました。これも、よくわかる資料だと思っています。ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 先ほど竹部委員よりご質問いただきました、決算書の233ページ、備考上のほうで、まず、5社会体験事業補助金でございます。

社会体験補助金につきましては、中学校のほうへ補助金を交付しておるところでございます。社会での職業生活の体験を通して、正しい職業感を持ってもらう、人として、人間として社会の発展、意欲、態度を育てるということで、2年生140名ということでやっております。

内容としましては、できるだけ近隣の職場、企業等におきまして、事業所に連絡のついたところ、受け入れてくれるところで職業体験をするということで、費用として——同意を得られました事業所に対しての謝金と申しますか、お金の支払いは行っておりません。全て内容に伴う経費でございまして、引率者の旅費、名札、その他筆記用具等消耗品、通信費、あと、学校以外へ特別のことでいきますので、保険加入費保険代、最後の学習のまとめ報告等の印刷製本費、と申しましても2万円程度でございますけれども、そのような事業にかかわる需用費等で支出しているところでございます。

続きまして、同じページの2段下になります、進路指導対策費でございます。

これにつきましても、中学校のほうへ補助しているところでございます。

内容としましては、こちらのほうがかなり需用費等でこのくらいの額になってしまうところでございます。3年生の進路ということで、高校受験に際しまして、最初の説明会のお茶代であったり、高校の先生を呼んだ高校の話を聞く会と、その他のやはり消耗品のようなものになるんですけども、願書記入の関係の用紙、一般事務用品、いろんな書類を整理するフォルダー。または、県立高校学力検査、過去の問題集。または、試験のときに、私立高校

入試など引率の旅費ですね。その他にも、ちょっとした特殊な遠いところへの出願の郵送料でしたり、やはり、事務用品関係 18 万 6,300 円となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 細かい説明ありがとうございました。了解しました。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今ちょうどそれが出たので、ちょっとそれに含めてまたいいですか質問を。私も、事務所のほうに江戸崎中学校の父兄がいます、そこから江戸崎中から奥原のほうまで送って行ったりするとか、そんな話をしていたんだけど、実際に、この平成 29 年度で受け入れたその企業さんっていうのは、例えば、保育所さんであるとか公的な施設、それ以外の民間の施設、どういったところがやっているというのがわかれば、後で教えていただけますか。なんかでお会いしたときに、中学生のそういった体験のために、ご苦労さまですと、一声私どものほうからお声かけられるので。できればこの場でどこどこって申し上げませんので、どういうところが受け入れをやってくれているよということを、ちょっとお示しを後でしていただければありがたいです。

以上です。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） たびたびで申しわけございませんが、先ほど金額のほうの使途、使用道等事業実績報告書よりご報告をさせていただきました。

今、私も報告して思ってたんですけども、会社数、その他協力してくれた会社、それについては、報告書のほうの使途の詳細のところに書かれてなかったところがございます。後で調べて報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の 183 ページに、商工費、補助金として、平成 28 年度観光協会には、7 万円補助しますね。平成 29 年度は、206 万 5,000 円で差額が 136 万 5,000 円あります。事業報告書の 101 ページを見ますと、いばらきまつり物産展から都市農村の交流事業ということでもありますけども、その内容が全てでよろしいでしょうか。それとも、去年までと比べて 136 万 5,000 円急に大きくなっているんで、それだけの事業の展開が追加されたということの理解でよろしいんでしょうか。よろしく願いします。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答え申し上げます。

観光協会の費用でございますが、まず 1 点は村の観光協会補助金、こちらが 10 万円増えてございます。

それと午前中に山崎委員からご質問のありました「町イチ村イチ」こちらの支出が 20 万円と、これが増でございます。

残りの 106 万 5,000 円につきましては、昨年、ふれ愛プラザが開館いたしましたことに伴いまして、みほ一すの啓発グッズをつくるようにということで予算のほうをいただきましたので、ぬいぐるみ、ストラップ、トートバック、ミニタオル、ピンバッジ、ネームストラップ、缶バッジ等を観光協会のほうで作成しました。その費用が約 106 万 5,000 円となっておりますので、そちらで合計で 136 万 5,000 円増となっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、木鉛経済課長から説明いただきました。

いばらきまつりの物産展から都市型農村の関係ばかりでなくて、美浦村直売所のオープンやその他に合わせて、増額になったっていうことの意味でよろしいんですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） それでは 69 ページをお開きください。

その 13 の委託料で、福祉バスの運転業務委託料っていうのがありますけれども、福祉バスの稼働日数と福祉バス運営にかかる経費等、わかったら教えてください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 下村委員の質問にお答えします。

福祉バスの稼働日数でございますが、さくら観光に契約を結びまして、日帰りで 102 日間稼働しております。費用につきましては、運転手 1 人、それと燃料費を含めまして、262 万 8,000 円でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

あと、この福祉バスを運営するのに、壊れたとかそういうような維持費みたいなやつ。わかれば教えてください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 平成 29 年度で申しますと、車検代が 19 万 3,071 円。

福祉バスで修理がありまして、bpf マフラーメンテナンスキット交換、ファンベルト調整ということで 10 万 1,065 円、平成 29 年度は修理を行っております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございました。

思いのほか維持費が、修理みたいなものかからないというふうに確認をしたところですが、もし、これが大きくかかるようになったときは、あらゆる点から考えて、執行部のほうで、これらの運営については検討してほしいというふうに思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 事業報告書のタブレットナンバーの 66 ページです。

この中の上のほうのエ、老人クラブ活動助成、これが、老人クラブ連合会助成費 183 万 1,704 円、その中に単位老人クラブ 30 団体への助成金も含まれていると思うんですね。これは社協のほうの管轄だとは思いますが、もし、わかればクラブ名の一覧が、出していただけたらお願いしたいんですけど。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、老人クラブの全部で 30 団体ってということで、老人クラブの名簿でしょうか。

○委員長（石川 修君） 単位老人クラブの名簿を欲しいということですよ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） これは、単位老人クラブですね。

あと、趣味クラブとかそういうのは含まれてはいないんですね、私そっちと勘違いしていました。

いわゆる地区ごとの老人クラブですね。

それなら……。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 山崎委員の質問に答え、お答えさせていただきます。

まず、単位老人クラブ、地区ごとの老人クラブでございますが、こちらに関しては 30 クラブございまして、127 万 5,600 円を支出しております。それから、今、趣味クラブというお話がございました。老人クラブ本体に対する基本割というものもございます。それから、趣味クラブ活動で行っている団体、それから、女性部活動ということで 55 万 8,048 円を支出しております、トータル 183 万 1,704 円というような——失礼しました。今、数字間違えました。単位老人クラブ分が 127 万 3,800 円。老人クラブ連合会分といたしまして、趣味クラブを含めたところで 55 万 7,904 円で、合わせて 183 万 1,700 円ということになります。

以上です。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは趣味クラブが団体っていうのかなんていうのか、幾つあるのか、その辺の一覧みたいなものはないでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 正式なところでの趣味クラブについては、ちょっと私のほうで、今、資料の手持ちありませんので、そちらについては後ほど調べて報告させていただきます。

○委員長（石川 修君） よろしいですね。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 235 ページの美浦幼稚園、幼稚園の運営費の中で、235 の 11 の 6 修繕料、48 万 9,358 円、公用車等修繕料、これ車検だと思ったんですけど、先ほど、福祉バスで 19 万円の車検って言われたんで、それと比べても 48 万 9,000 円ってこれ、やっぱり修理費が入っているんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 坂本千寿子君。

○幼稚園長（坂本千寿子君） あの確認。竹部委員のご質問にお答えしたいと思います。

ちょっと確認なんですけど、235 ページの修繕料のところのよろしいですか。

○委員長（石川 修君） そうですよ。

48 万 9,358 円の公用車の修繕費が先ほど、公用車はあったけども、高いんじゃないかっていう話だったので、その内訳ということです。

○幼稚園長（坂本千寿子君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

幼稚園、購入しまして 18 年経っています。

それから 2 台、18 年目と 17 年目になっております。

それで車検料、それから点検ということで、少しずついろいろかかってきてはおります。

それで、平成 28 年度、前年度にすごく修理がかかったんで、見積もりのほうを大まかに——例えば、タイヤですとか、それから、ここに表があるんです。ちょっとお待ちください。クラッチですとか、それからバッテリーですとか、見積もりをいろいろとっております。

それでとったんですが、昨年度、平成 29 年度は、修理が平成 28 年度に全体的にいろいろかかりましたので、平成 29 年度は、タイヤの交換だけで済んでおりまして、ここで流用ということで、多くはとってあったんですが、その分を、公用車修繕料を 9 の 4 項、目 1、11 へ流用させていただいて、施設のほうでちょっと使わせていただいで、2 台分、両方 2 台ともそういうことで、ここでなっております。

○委員長（石川 修君） 坂本幼稚園長。

ちょっと私には聞き取りにくかったんですけども、マイクを、ちょっと大きい声で。私、耳が遠いもんですから済みません。お願いします。

幼稚園長 坂本千寿子君。

○幼稚園長（坂本千寿子君） 平成 28 年度はバッテリー、それからタイヤ、ブレーキそれからドアの修理、それからエアコンのほうもすごくなりました。

平成 29 年度としましては、タイヤの交換、それからドアの修理だけをしております。

それで、平成 28 年度がそういうわけで多かったんで、ちょっとここで予算を、見積もりを相談しまして、このように 48 万 9,358 円というふうになっておりました。

[発言する者あり]

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

わかんなかったら再質問して結構ですから、そこで手を挙げないで、相対ではやらないで

ください。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 平成 28 年度にかかった予算、ブレーキの修理とか、タイヤの交換、バッテリーの交換というのが平成 28 年度。

それで、平成 29 年度の予算を組んだら、その余ったお金を平成 29 年度のほうに回したって先ほど言いましたよね。修繕費のほうに。ということは、この公用車自体がバス幼稚園バスですよ。18 年間使っているバスであるということで、毎年その修繕費用がかかるといことですよ。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 坂本千寿子君。

○幼稚園長（坂本千寿子君） 先ほど言ったことはそうなんです、2 台分ですので、2 台に対して取った予算がこういうこと。大変、車検のほうもかかっておりました。あと重量税とかかかっておりました関係上、ちょっとこういう見積もりは出ておまして、このような……。

○委員長（石川 修君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 回答というわけではないんですが、おそらく竹部委員が質問していらっしゃる趣旨というのは、平成 29 年度の決算額で幼稚園のバスの修繕料がどれだけかかったかということをお聞きになっているかと思うんですね、それについての数字というのは恐らく押さえてあると思いますので、それを確認した上で回答させていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 了解しました。よろしくお願ひします。

毎回これだけの修繕料がかかるということで村長の考えは、バスの乗りかえとかっていうのはお考えなんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 竹部委員のね、バスについてということなんですけども、公用車で買って、運転は非常勤で頼んでやっているんですけども、実際は福祉バスもそうなんですけども、もう村のバスも大分古くなってきております。

多分、幼稚園バスじゃなくて福祉バス、中型になると、何か 3,000 万円くらいかかるということで、注文すると 1 年先とか、そういうような話でございます。できれば、新しく村の名前を書いたバスを走らせるのもいいかもしれませんが、そういう事業者がいて、事業者には、当然福祉バスは運転手もいないんでお願いはしてるんで、できればもう、費用対効果として大きくお金がかかるんで、あと維持費も含めて、バスもお願いして、運転手もお願いして、村のほうで頼めるようなものがあれば、そちらのほうを費用対効果でどちらが運営していく中でいいかなという部分を考えて、費用対効果のほうを選ぶ。

幼稚園も 2 台持ってますんで、これもだんだん古く、18 年と今言いましたんで大分古くなってきています。多分 10 年以上過ぎると、重量税も何か高くなってくるような話があり

ますので、所有する側の費用が費用なんで、村が所有していれば村のほうがかかりますけども、それを委託して運営する側のほうのものであれば、車はその都度、幼稚園だとリース的に年間借りるということになってくるかと思えますけれども、その辺の判断は、財政または幼稚園のほうとも協議しながら、いつの時期に新たに更新するか、それは考えて進めていきたいと思えます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） ありがとうございます。

リースのほうが一——小学校の送迎はリースですよ。小学校の送迎はたしかリースだと思う。そういうのがあるんで、経費等も考え……（「リースじゃない」と呼ぶ者あり）リースじゃなかった。委託か委託だ。運営だね、運営だね。済みません、運営でした。リースのほうで車検代もかからないし、あと整備料もかかりませんので、そここのところ考えて。

余談ですけど、下で運転手さんとお話したら、幼稚園バスのほうはディーゼルなんでエンジンかかっちゃえば大丈夫だからとは言っていましたけど、そういう状態の車なんで、済みませんけど、よろしく検討願います。運転手はディーゼルだから動いちゃえば大丈夫だからとは言っていましたので、よろしく願います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 先ほど山崎委員のほうからお尋ねございました、老人クラブの趣味クラブの件でございますけども、五つのクラブがございます。輪投げクラブ、カラオケクラブ、俳句クラブ、盆栽クラブ、写真クラブの計五つとなっております。

30万円ですけども、これは均等割で一つのクラブ当たり6万円ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

松村委員。

○委員（松村広志君） 247ページをお願いします。

11 訪問型家庭教育支援事業費の8報償費の下、3事業協力者謝礼について、内容、どのようなお支払いをされているのか尋ねします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村光之君。

○生涯学習課長（木村光之君） 松村委員のご質問にお答えいたします。

訪問型家庭教育支援なんですけれども、核になる方がいらっしゃいます。美浦村家庭教育支援チームと言われる方で、適応指導教室の先生方が4名、小松先生、大林先生、堀江先生、吉田先生に入っているチームがあります。もう1つは、子育て自主サークル、荒井さん、中山さん、浅野さん、江原さんなんですけれども、子育てを自主的に行っているお母さん方のサークルが2つのチームで、去年は核になって働いていただいています。

適応指導教室の先生なんですけれども、週4日勤務、1日6.5時間勤務でございます。通常の時間は、この事業は当てはまりませんで、この時間外にお子さんの家庭に訪問していた

だいたとか、そういうものが訪問型家庭教育支援チームの報酬として払ってございます。

子育て自主サークルの方については、4カ月健診のときに、保健センターで月1回ですか。昨年は前半に研修がありましたので、後半から動きましたけれども、月1回、4カ月健診のときに来ていただいて、その事業を説明していただいたっていうことでございます。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 187 ページ土木費の江戸崎地方衛生土木組合負担金ということで、1,241万円ということで負担金を出しています。

美浦村の中で、業者に出さないで、江戸崎地方衛生土木組合を使って、草刈りだとかいろいろな修繕、工事みたいなものを時々見かけるんですけれども、これ、年間どれくらい江戸崎衛生土木作業を頼んで作業を行っているのか。たまに、江戸崎衛生土木組合のバックフォーだとか、そういうのがバイパスのB地区のほうにも置いてあったりするんですけれども、利用頻度というか、村として、これは負担金を払っているのでお金の発生はその都度はしてないと思うんですけれども、どれくらい利用してどれくらいの効果があるのか、その辺ちょっと教えてもらえればと思います。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 吉田公一君。

○都市建設課長（吉田公一君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えいたします。

衛生土木組合の作業日数ということですが、衛生土木組合の職員2名がほぼ専属という形で美浦村のほうにほぼ1週間のうち、来られるときは大体来て作業をしている状況になります。うちのほうの運転手1名とともに作業しておりまして、側溝等の清掃、軽微な補修、舗装道路等の補修、あと、草刈り——道路際に生えている草刈り等の作業等をやっている状況であります。

繰り返しになりますが、作業していただいている状況につきましては、1週間のうちほぼ大体毎日来ていただいているような状況になります。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 毎日ということなんですけれども、日報なり、どこをやったとかっていうのは多分記録していると思うんで、どれくらいのものを作業しているのかっていうのは、ちょっと2名専属できているっていうんですけれども、そのほか、機械はどのようなものを使ったとか、どれくらいの規模のものをやったのかっていうのはわかると思うんで、集計で年間どれくらいやっているのか、ちょっと資料提出してもらいたいのですが。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 吉田公一君。

○都市建設課長（吉田公一君） それでは、後ほど資料整えまして、ご提出したいと思えます。よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 美浦村でエレベーター等、何か所かあると思うんですけれども、その維持修繕料っていうのが年間相当な金額になろうかと思うんですけれども、今後、村として補修の維持管理、補修の金額というのはどのような形で考えているのか、このまま単年度でやっていくのか、その辺の方向性をちょっと教えてください。

○委員長（石川 修君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

エレベーターにつきましては、役場を初め新しい施設のみほふれ愛プラザと公民館に設置してあります。あと中学校、小学校にも小さいですけれども給食を運ぶやつがございます。

そのようなものについて、今まではどちらかという、そのメーカー系ですね、エレベーターを制作した会社あるいは設置した会社で、随契でやってきたところが多いんですけども、ことしに入りまして、みほふれ愛プラザに関しましては入札で実施しました。

さらにですね、今は、メーカー系ではなくても、どのメーカーのエレベーターでもメンテナンスができるというような会社も営業というか提案がございます。そういうのを含めまして提案として見積もり、美浦村のエレベーターをメンテしたときにどれぐらいかかるのかなということで、資料等もいただいております。その中で、複数年で契約をしてしまっている部分もありますので、一気に全て入札というわけにはいかないかと思うんですけども、そういうような、提案がある会社、ほかの市町村でもう既に、そのメーカー系ではなくてメンテナンスの専門の会社に委託をして保守点検をやっているところもあるようでございます。そういうことを考えますと、経費と内容を見まして、必ずしもメーカー設置会社ということではなくてもできるということであれば、経費の有利な方法で今後考えていきたいと考えております。全く同じということではないんですけども、ほとんど同じということであるということで、そういう会社が複数あるようですので、メーカー系あるいは、そういう保守メンテ専門の会社等々含めて入札ができればなと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ぜひ、そのような形で費用の抑制というか、そういうこともありますので1番いい方法を選択していただければと思います。

○委員長（石川 修君） それでは会議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩。

再開時間は3時10分といたします。

なお、報告、答弁漏れがあるようでございますので、休憩後、答弁できるようにお願いをしたいと思います。

午後2時56分 休憩

午後3時14分 開議

○委員長（石川 修君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れは、収納課長 濱田勘木君。

○収納課長（濱田勘木君） 午前中の下村委員からご指摘がありました、滞納整理の年度別の一覧表及び不納欠損の一覧表を提出させていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） 先ほど塚本委員よりご質問ありました、社会体験の関係でございいますが、実績報告精査しましたが、訪問した会社はわからず、予算の使途関係が詳しく載っている報告書でございました。

今、中学校のほうへ確認しましたところ、避難訓練中でちょっとつながりませんでした。後日、報告したいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（石川 修君） 幼稚園長 坂本千寿子君。

○幼稚園長（坂本千寿子君） 先ほど竹部委員からご質問があった点についてお答えしたいと思います。

さきほどは大変失礼いたしました。

調べましたところ、幼稚園のほう、バス2台ございます。両方合わせまして、車検料が19万3,287円。それから点検、これは、車検は年2回です。点検は3カ月ごとに行っております。点検のほうが26万1,036円かかっております。そうしまして、タイヤのほうの交換がありました。3万5,035円ということで、合計48万9,358円ということでございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほかございませんか。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 木原保育所と大谷保育所のことをちょっと一緒に、ちょっと聞きたいんですけども……。

○委員長（石川 修君） ページ数をお願いします。

○委員（竹部澄雄君） 143ページ、木原保育所運営費8の報償費、報奨金事業者協力者謝礼17万2,000円。

それから大谷保育所141ページ、同じ謝礼費なんですけれども、この謝礼費って何なのか教えていただけますか。

○委員長（石川 修君） 大谷保育所長 保科八千代君。

○大谷保育所長（保科八千代君） ただいまの竹部委員の質問にお答えいたします。

この報償費というのは、毎月保育サポーターという方をお迎えしております。月5回、2名ずつお迎えしております、午前中だけお手伝いをさせていただいております。そちらの謝礼になっておりますが、保育所は感染症もはやる時期があります。感染症のはやる時期は、サポーターさんの方にお休みをいただいておりますので、木原保育所と大谷保育所の報償費の金額が若干違っております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君）ありがとうございました。わかりました。ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君）大谷保育所も木原保育所と同じ、同様だということで解釈してよろしいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 木原保育所長 永井弘子君。

○木原保育所長（永井弘子君） 竹部委員のご質問にお答えいたします。

木原保育所も大谷保育所も同じです。ただ、感染症のかかった割合とかそういうのが違いまして、金額が異なっています。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 了解しました。毎月のサポートで、月5回で2名ずつで、感染症が発生した時にはお互い違うことで了解しました。

○委員長（石川 修君） それでは、審査の途中ではございますが、本日の決算特別審査特別委員会はここまでとし閉じたいと思います。

明日はまた、この部屋で午前10時から会議を開きたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、執行部におきましては、答弁漏れがないように、あらゆることで質問がございますので、それに対応した答弁ができるように資料等を持ち合わせて、この席に臨んでいただきたいと思います。

本日はこれにて延会といたします。

お疲れ様でした。

午後3時21分 延会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 3 号)

平成30年9月21日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第16号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第17号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第18号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第19号 平成29年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第20号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第21号 平成29年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第22号 平成29年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	石川	修君
副委員長	下村	宏君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
〃	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	林	昌子君
〃	小泉	輝忠君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長 中島 栄君

教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教育次長兼学校教育課長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	山 口 栄 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	高 橋 利 夫 君
収 納 課 長	濱 田 勘 木 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	市 川 佳 代 子 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	糸 賀 育 代 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
生 活 環 境 課 長	圓 城 達 也 君
上 下 水 道 課 長	埜 口 哲 雄 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書 記	木 村 弘 子
書 記	高 松 良 幸

午前10時00分 開議

○委員長（石川 修君） 皆さんおはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を再開いたします。

○委員長（石川 修君） 議案第15号 平成29年度美浦村一般会計歳入歳出結果決算認

定の件を議題といたします。

昨日に引き続き質疑に入りますけれども、その前に資料の提出がございますので、執行部より説明をお願いいたします。

都市建設課長 吉田公一君。

○都市建設課長（吉田公一君）

昨日、沼崎委員より、江戸崎地方衛生土木組合の土木の負担金についてのご質問がありました。

それにつきまして、衛生土木職員の作業の実施状況についての資料をまとめて、お手元のほうに配らせてもらいました。

資料全部で5ページになっております。

1ページ目が、作業の実施状況とか日数ですね、一番上の欄が作業可能日数ということで、土曜日、日曜日、祝日を除いた日数を月ごとに計上してございます。次の段が、都市建設課職員が実働作業した月ごとの日数を記載しております。その次の段が、衛生土木職員が作業に当たっていただいた日数を記載しております。一番下の欄が、実働人員ということで、2人のときもありますし1人のときもあります。その合計になりまして、一番右側の備考欄にありますとおり、175日実働来ていただいて、124日が2人で作業に当たっていただきました。51日が1人で、作業に当たっていただきました。めくってもらって、次の4枚の資料は、月ごとの作業概要をあらわした表になります。

どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） おはようございます。

昨日の塚本委員からの中学校の昨年の職場体験の行き先、協力企業法人等についてのご質問でございました。

中学校のほう、夕方になりましたけども確認して、その資料を送っていただいたものを配付させていただきました。昨年度、中学校2年生の職場体験事業、30カ所の協力を得て行われております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 執行部の皆さん、それぞれ大変ご苦労さまです。ありがとうございます。

それでは早速、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） おはようございます。

資料の提出ありがとうございます。

課長のおっしゃるとおり、ほぼ毎日のように土・日、祝日、祭日を除いて毎日のように作業に当たられているということで、わかりました。

費用的には、負担金以外には、そのほかは出してないということなので、衛生土木にいろんなことをね、草刈りから道路の補修から頼んでいるということで、かなり村にとってはプラスのような形になっていますので、ぜひ、今後も衛生土木を上手に活用していただいて、やはり、村のさまざまな補修箇所とかね、あと、草刈り箇所はまだまだたくさんあると思うので、その辺はやはり役場職員だけではできない部分は数多くあると思うので、そういう部分は、ぜひ、衛生土木を今後も利用していただきたいなというふうに思います。

また、あのこれ、美浦の職員の方は、217名出ていて——これは細谷さんが出ているんですか、毎日。

(うなづく者あり)

細谷君が出ているんですね。

一応、工事は工事なので、よく衛生土木さんと都市建設課さんが作業をやっているんですけども、やはり道路で作業をやる場合には危険を伴うと思うので、ガードマンなんか立っていないでやっているときもあると思うので、村の業者さんには当然、道路で作業するときには、ガードマンだとか誘導員を配置するようにやっていると思うんですけども、その辺はやはり、安全には十分注意してもらって、今後も、作業的なものはやっていただきたいなと要望をいたします。

以上です。

○委員長(石川 修君) そのほか質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員(葉梨公一君) ページ数167ページなんですけど、合併浄化槽の設置事業費ということで、平成29年度は475万5,000円計上されていまして、前年度は290万6,000円ということで、184万円ほど増加しているんですけど、これはどういった理由でございましょうか。

○委員長(石川 修君) 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長(埜口哲雄君) 合併浄化槽の設置事業の補助金ということでご質問いただきました。

補助金474万1,000円の内訳でございまして、平成29年度は浄化槽への補助、8基に補助金を出しております。5人槽が6基、7人槽が1基、10人槽が1基の計8基の補助金となっております。

増減といたしましては、申しわけございません。平成28年度部分の浄化槽設置部分が今、手元に資料ありませんので、申しわけございませんが、ちょっと調べましてご報告いたしたいと思います。平成29年度は8基ということで、474万1,000円の補助金を支出してございます。

以上です。

○委員長(石川 修君) 葉梨委員。

○委員(葉梨公一君) 設置されている地区っていうのは、どの辺に限られているんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 浄化槽の補助区域につきましては、現在村で公共下水道のほうの事業を進めておりますけれども、まだここ数年先までに下水道事業のほうが行われない地区で新たに排水のほうのお申し込みを受けた方に浄化槽の設置を行って補助を実施しております。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 先日、私は一般質問で質問させていただいたんですが、村のほうとしては、合併浄化槽のほうは進めていかないということで公共下水道か農業集落排水のほうでつなげていくようなお話をお聞きしたものですからちょっと質問させていただきました。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 一般質問でいただきました合併浄化槽の今後の整備事業ということでご質問いただいたわけですが、村のほうとして事業ととらえていますのは集落排水事業と公共下水道事業の2事業で排水整備を実施していくということで、新たに浄化槽設置地区というものを設けなくて漏れている部分に対しましては浄化槽の設置補助のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 了解しました。ありがとうございました。

○委員長（石川 修君） そのほかございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 事業報告書のほうなんですけれども、タブレットページでは33ページですが、事業報告書では21ページの広報広聴の事業報告をいただいているところですが、中段ですね、広報活動ではということで、村長へのたよりで7通の手紙、また、郵便等によって2通、電子メールによって180通の意見、提案、問い合わせが寄せられたということで、電子メールで180通ってというのはすごい数だなと思うんですけれども、このような内容の大枠、どういう意見と提案があったのか、ちょっとかいつまんで教えていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

180通の意見、提案、問い合わせということで、広報係のほうでは、寄せられてきたものについては、関係各課に回します。それで回答できるものは回答すると。メールなどでメールアドレスしかないもの、あるいは提案の箱に入っているものについても、住所・氏名等のないものについては、各課に回してそれで終わってしまうんですけれども、基本的に回答できるものは回答すると。

意見もさまざまなものがありまして、記憶にある限りでは、私も去年のことなので、企画財政課のほうにいまして。例えば、公共交通のこともあったり、あるいはふるさと納税のことがあったり、さまざまなものがあります。道路の件もありますし、本当の意見で、「お世話になりました」とかそういうのもありましたし、基本的に、例えば、どういう分類とか、そういうものについては、どういうものが何軒とかそういう分類はしてないかと思うんですけども、さまざまなものを、先ほど言ったように各課への意見もありますし、あとPR等もありますんで、いろんなことがあるということで、回答にはならないんですけども、そういうことで、1件1件、多分いろんなものがあるのでご理解いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） とりあえず、相手先がわかるところにはきちっと回答しているという誠意ある対応していただいていることには敬意を表する次第であります。

いろんな住民がどういうことに興味を持ち、どういうことに問題意識を持っているかというのを吸い上げるにはとてもこれは有益なツールだと思いますので、これからもPRというか、充実を図っていただきたいと思うんですが、しっかり——また、時々広報で年1回とか周知するとか、そういうようなことがされていたかと思うんですね、時々、「住民の意見コーナー」じゃないんですけども、そういうものも広報等でまた周知できるといいのかなってということもありますので、そこを一つお願いと、あとまた、そういう意見に対して今後も誠意をもって住民に対応していただくことを要望して質問を終わります。

広報活動のほうだけよろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林委員の広報活動ということで、広報紙には年に1回は掲載しているとは記憶しているんですけども、引き続き、こういうものがありますよということで広報紙、あるいは、各施設に箱がありますので、なるべく見てもらえるところに置くとか、目立つようにするとか考えていきたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 先ほど葉梨委員よりご質問ありました、浄化槽の設置数でございますが、本年度8基ということで、平成28年度が5人槽4基、7人槽1基の合計5基で、平成28年度より3基ふえてございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員よろしいですか。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の197ページ、消防施設管理費ということで、287万9,015

円が計上されております。

機械器具置場解体撤去として、3万8,800円ですか、（「38万800円」と呼ぶ者あり）38万800円ですか、計上されております。

消防団では今現在、10分団で178名が村のために活躍されているということが、報告書のほうに載っております。現在、分団の統合が進んでいると思ひまして、地区では機械器具置場等については、地区で活用されている場合もあるかと思うんですけども、火の見やぐら等については、現在そっちこちらで消防の啓発になるのかどうかわかりませんが、撤去されていないのがあるかと思うんですけども、この件については、地区の団のほうで申請があれば、即、村のほうで協力して解体をしているかと思うんですけど、今現在、そういう火の見やぐら等の撤去について申請があるかどうかを確認したいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 小泉輝忠委員の質問にお答えします。

現在のところはですね、各分団からの要望等はございません。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 課長のほうから説明がありましたけれども、現在は申請はされませんということですけども、村全体を見る限り、分団の判断でそういう撤去についてはされるかと思うんですけども、消防の啓発のためには、火の見やぐらが必要だよという意味で残されている部分もあるかと思うんですけども、いずれ、そういうのは撤去する時期が来ると思うんですけども、その辺を考えて、村のほうで、そういう撤去については働きかけをする必要もあるのかなという部分があったので、一応質問をしてみました。

課長どうでしょう。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 小泉輝忠委員の質問にお答えします。

費用につきましては、村としては3分の1の費用負担という形で出しております。

今の消防と昔を比べますと、通信手段とかいろいろなことができていまして、今、各分団にもメール、火事があったらすぐメールを流せるようなシステムになっております。その中で、もう昔のように、その火の見やぐらに上って見て半鐘を鳴らすとか、そういう形の方法をとらなくても、各分団への指示はできるという形になってきています。

現在、火の見やぐらでホース干しというような形で使っているところも結構ありますが、今はもっと簡単なホース干しができているという形で、消防団としては余り必要なくなっているのかなというところを感じております。

ですから、今後、消防団の要望によって、村は対応を考えていきたいと思ひますが、こちらでああしたほうがいいんじゃないか——危険性を伴うような形であれば撤去という形も必要になってくるかと思うんですけども、それを残すというのも、またちょっといろいろ地区との協議とか、分団との協議とかいろいろ出てくるかと思ひますので、考えながら進めていきたいなと思ひております。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今の課長のほうから説明がありました。

団のほうから要請があれば、即検討してまいりたいというお話ですので、私の一応、見て感じたもので、そういうことを質問しました。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 消防団についてはですね、ことし新たに消防団長が変わりました、4月に。

今、10分団、それぞれ団の中には、1部、2部、3部、4部ぐらいまで、こう分かれているところもあります。

もう機械器具が古くなってきている部分もあって、できるだけ部をなくして1つにまとまってもらいたいということは役員の方にはお願いして、また、各分かれているところには方向性を、この前も聞き取りをしました。今、団の中で、部があって、そこがどううまく融合されていないところが、独立した団を形成したいという考えを持っているところが2つくらいありますので、実際は今、布佐と土屋が一緒になっているんですが、布佐よりも、もう土屋は面積も人口も多いんで、そこは1つでなくて、土屋は土屋で1つの団でやっていきたいというような考えもあります。まだ正式には新しく10分団のうちから11、12とふえていく可能性もありますけども、できるだけ部は廃止して、団で編成されていくのが一番望ましいかな。

そして、機械も消防自動車も新しく更新するためには、部を廃止した中で団としてまとまっていた上であれば、機庫の申請そういうものも含めて、新たな整備されたもので担っていただけるかなというふうに思います。毎年、機庫点検をやるんですけども、15人くらい全部そろっている団もありますけれども、三、四人しか出られない部のところがあります。

そういうところも含めて、存続していくためにも、これは、かつ、必要なんで、ことしあたりを最終的な判断をして、各部の方にはどういうふうな方向性にしていくかということ、まとめていければいいのかなというふうには思っております。

地域ではやはりこの前も、夜中3時過ぎでもそういう連絡があれば、地域の消防団の人は夜中であってもかけ駆けつけてきてくれるところもありますので、これは、広域だけでは賄い切れない部分は、地元の消防団にある程度、安全・安心を含めてお手伝いを願わなければならないのかなというふうに思っておりますので、所属して活動できる体制を、村としては環境づくりはしていきたいというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 決算書の19ページ。

それと、そのあとの21ページにもつながりますけども、民生費負担金の中の児童福祉費

の負担金でありますけど、収入未済額が13万7,000円ほど発生しております。この発生の内容といたしますか、該当者数。

それから、いろんな公平性っていうものが今言われてますんで、その中で、どのような方で回収をしていくのか。

また、同様にですね、その裏のページには、幼稚園使用料っていうことでやっぱり収入未済額が8,000円ですけれども発生しておりますけど、それについての原因みたいなものがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（石川 修君） 子育て支援課長 藤田良枝君。

○子育て支援課長（藤田良枝君） 下村委員のご質問にお答えいたします。

まず、19ページの民生費負担金の13万7,400円についてですけれども、これにおいては、平成29年度、3名の方が保育料の未納になっている未済額となっております。済みません、2人の方の未済額となっております。1人が10月から1月分として9万3,600円。もう1人の方が1月から2月分で4万3,800円の未済額となっております。

これに当たりましては、現在、1人分の方はもう支払いを行っております。6月に支払いを行っておりますので、徴収ができています状況になります。もう1人の方がある程度払っていただいているんですけれども、今、残金として1万8,800円の残っております。そのほかは徴収できているという形になります。この1万8,800円について、お1人の方なんですけれども、現時点で1月に保育所を退出しております、現在転出もしております。その際に、その残りの分ということで納入確約書をいただいております、払っていくというような確約をいただいております。引き続き、未済については徴収の方を進めていく形で、今、電話の応対とかっていう形で進めております。

また、次のページの21ページの教育使用料における幼稚園の保育料の未済額についての発生について、お1人の方の分で2月、3月分が未納となっていて、未済額として8,000円上がっております。この方に関しては、6月で徴収を全部済ませているっていうような状況となっております。

今後なんですけれども、やはり未済がないように、なるべくちょっと早いお声かけをしていく段階で今、進めております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

やはり発生して即、対応しているっていうようなことで、それぞれ今からも大変だと思いますけれども、このような手続でお願いをしていきたいと。

また、今現在の対応については、大変評価ができるっていうふうに私は思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の193 ページです。

消防費の2消防団運営費で、2,981万7,646円と、昨年に比べて539万5,100円ふえています。

いろんな部分でふえていると思うんですけども、例えば、9番の旅費、費用弁償で約101万円ふえています。交際費で消防団長交際費については……ちょっと待ってください。ちょっと、この項目多過ぎるんで、全てについて昨年と比べてプラス、マイナスとすることはちょっと難しいんですけども、例えば、先ほど言った旅費であるとか、主にふえているこの約539万円ふえている要因について、お聞かせください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 岡沢委員の質問にお答えします。

まず報酬がですね、退職者数が平成28年度に比べまして335万7,000円ふえております。

これは退職者の人が多い、または年数やっている方が多いということで、退職金が337万円ふえております。

それと、消耗品費とか旅費とかふえていますが、平成29年度に美浦村で操法競技大会がありまして、それに対しまして、消耗品から全てふえております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員よろしいですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 退職金で300幾らかっていうのは、8の報償費ということだと思うのですが、それでよいかってことです。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） はい、そうです。8の報償費です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決村書の177 ページです。

4清掃委託料で金額は少ないんですけども、6万1,174円減っていますけれども、これはトイレの清掃にかかった費用ということでしょうか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 岡沢委員のご質問にお答え申し上げます。

177ページの健康農園のほうの清掃費で、こちらにつきましてはですね、昨年と数字上見ますと若干減っているようになってございますが、これは、原因はですね、その前の公園管理の委託料、こちらで除草と残りました野菜とかの廃棄のものと。それとこちらの清掃費では、トイレのくみ取り、それからトイレの清掃と同じ委託料の中でございますが、平成28年度につきましては、実際その分類と違う支出をしていたものがございましたので、平成29年度ははっきりさせまして、除草と野菜の処理は管理費のほう。それからトイレのくみ取りと清掃のみを清掃費という形で支出をした関係で、総額ですとそれほど変わらないんです。

が、若干の増減が出たということで、やっている内容については、それほどの事業量の変更はございません。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 大体、今の説明でわかりました。

清掃委託料については、トイレの清掃とくみ取りっていうことですがけれども、実際に私もトイレ掃除をしていただいているのを結構目にするんですけれども、そちらのほうの支出ていうのは、ほとんど変わってないと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 回数、それから、金額ともに1回ずつですね、くみ取りで1回、平成29年度が多いです。

それからトイレの清掃は同じですね、一度くみ取りが多くなったくらいで、ほぼ同じ事業内容でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

もしかして、清掃していただいている方への委託料っていうか、お金が払うのが少なくなったとか、回数が減ったんじゃないかという不安がありましたので、聞かせていただきました。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それではですね、49ページをお願いしたいと思います。

その中で145番のですね、過年度過払金精算金ということで今回930万円ほど上がっています。昨年というのは33万円ほどなんですが、これは電気料金の還元金に入るのか、その辺の詳細を説明をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 子育て支援課長 藤田良枝君。

○子育て支援課長（藤田良枝君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

この過年度分につきましては、児童館の指定管理における消費税分の還付のほうになります。

内容といたしましては、平成25年度から平成28年度分の消費税分の還付が今回ありまして、その計上になります。それであわせて、この金額になっております。平成25年度が321万2,000円、平成26年度が326万円、済みません、消費税分、申しわけありません。平成25年度が158万1,010円、平成26年度が241万7,778円、平成27年度が248万1,481円、平成28年度が286万4,519円の部分になっております。済みません——それが——申しわけありません。訂正させていただいていいのでしょうか。今のちょっと試算の部分なので、提示の内訳としましてはもう一度、申しわけありません。

平成25年度の部分が155万2,171円、平成26年度が241万7,778円、平成27年度が249

万 511 円、平成 28 年度が 285 万 133 円の還付があった金額の合計がこの金額になっております。平成 29 年度は現時点で補正での部分で還付のほうを上げさせていただいておりますので、平成 28 年度までが、この決算のほうで上がっている数字となっております。

報告は以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 193 ページをまたお願いしたいんですけども、先ほど消防団の件で話がありましたんですけど、この報奨金というのがありますね。それは退職団員の退職金ということで、先ほどお答えを聞きました。どこの地区もですね、新人の団員の確保をするのが、だんだん難しくなっている傾向が強いですね。

その中で月々の報酬、要するにボランティア的な要素があった中で、それで仮に 5 年なり、あるいは 10 年経過した中で、最終的に退職金という形になるんですけども、この退職金の規定表等があれば、一度開示できるものであれば開示してほしいなと思います。それによっては、団員確保の中で、何年消防団員として活躍すれば、これだけの退職金がいただけるんだというような、一つのやっぱり、道しるべ的な要素もありますので、当然、やっぱり団員がないとね、やっぱり消防活動っていうのは地域のやっぱりね、地域活動がだんだん難しくなりますんで、そういうものの中で団員を確保するために、一つのね、手段として、先ほど言ったとおり、退職金がこれくらい出ますよというような形の中での掲示ができるものは掲示してほしいということなんで、よろしくその辺をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 小泉嘉忠委員の質問にお答えします。

退職金の表がございますので、それはお配りできるかちょっと確認して提出したいと思います。

よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 済みません。よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それでは、123 ページをお願いしたいんです。

その中で老人福祉センターの管理運営費の中でですね、清掃費がですね、平成 28 年度から平成 29 年度で 16 万 5,360 円ほど金額が増額になっておるんですけども、前年度は 28 万 4861 円で 2 年ほど経過した中で、今年度は 45 万 222 円ということで、その金額が増額になった理由等々ありましたら、説明をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えさせていただきます。

老人福祉センターの清掃委託料でございますけども、過年度と比較してふえているって
いうことで、今般、前回まではフローアのみだったんですけども、ガラスクリーナー——ガ
ラスの清掃もこちらも加わったことよってのこの金額ということになりますので、よろ
しく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） これは、単年度だけであって、平成 30 年度からはまた戻るよとい
うことじゃなくて、ガラスの清掃も今年——要するに、平成 29 年度以降続くという状況な
んですか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの清掃、単年度ではなくて複数年度でございますので、継続という形になると思わ
れます。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） ありがとうございます。続いていいでしょうか。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 75 ページのですね、定住促進事業費ということで、平成 28 年度は
610 万何某、今年度 700 万ということになっておるんですけど、この負担金補助及び交付金
は、聞いたような記憶があるんですけども、あえて再度確認をさせていただきたいんです
けれど、どのような使い道をされているのか、できる範疇の中で説明をお願いしたいと
思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えいたします。

定住促進事業につきましては、5 年間等、内容によりまして、一度新築であったり、転居
を美浦村の中にされてきた方に、子供がいる、いないの条件とかあるんですけども、それ
によりまして、継続して補助金という形で、納税していただいた固定資産税をお返りする形
という大きな仕組みになっております。

詳細よろしいですか、件数で言いますと、今、手元に表を持ってきているんですが、平成
29 年度 116 件、出しております。ただし、これあくまでも今申し上げましたように、複数
年度で給付をしますので、新規分という形にはなっておりません。申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 177 ページ。

ちょっと言いづらいものがあるんですけども、地域産品直売所運営費ということで 400
万円ほど計上されております。これは、昨年 4 月から 12 月までの直売所の運営費としての

補助金になるんですかね。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛昌夫君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまの小泉嘉忠委員のご質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、地域産品直売所は、J A茨城かすみのほうに指定管理をお願いしております、予算では収支の差し引き 700 万円まで補填するということでしたが、1 年間の差し引きで 490 万円ということになりましたので、これを農協のほうに支払ったものになります。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 済みません。

先ほど小泉嘉忠委員の定住促進条例に関するご質問でございますが、ちょっと一部補足をさせていただきたいと思っております。

平成 29 年度に新規で対象者となった数でございますが、22 人、22 件ですか、22 件でございます。内訳といたしまして、転入が 9 件、転居による新築等が 13 件、合計で 22 件。ちなみにですけれども、転入 9 件の内訳なんです、一応、3 件がですね、阿見町からの転入ということで一番多くて、あとはばらばらでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

総務課長 山口栄美君。

○総務課長（山口栄美君） 先ほど小泉嘉忠委員の質問でございますが、消防団員の退職報償金の支給のことでございますが、大変申しわけございませんでした。こちらは条例に載っておりますので、条例のほうをみていただけたらということで——条例名はですね、美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例でございます。

済みません。よろしく申し上げます。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

企画財政課長 菅野眞照君。

○企画財政課長（菅野眞照君） 済みません。

先ほどの小泉嘉忠委員の続きになるんですけれども、今、定住促進の仕組みに関して申し上げますが、本村におきまして、かなり優位な条件でやっております。ぜひ、議員の皆様にもですね、本村の中に、特にお子様を連れになって転入されてくる方につきまして手厚い制度でございますので、PRのほうよろしく願いいたします。失礼いたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開時間は 11 時 5 分でお願いたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 06 分 開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 16 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の 303 ページの一番下の部分ですけれども、保険基盤安定繰入金への保険税軽減分が 54 万 6,900 円ほど昨年に比べてふえています。年々ふえているようですけれども、歳入歳出総額に占める割合はとても少ないんですけれども、ただ、これだけふえているということは、どういう状況なのかお聞きしますが、保険税軽減分というのは 7 割・5 割・2 割の法定軽減分だという認識なんですけれども、わかるのであれば、どのくらいふえているのか教えていただきたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） ただいまの岡沢委員の質問にお答えいたします。

額については、昨年度の決算書が手元にあります。

おとしです、平成 28 年度の決算書もあるんですけれども、ちょっと中身の分析というのはやってないので、後ほど回答したいと思います。二本立てで保険者支援分と保険税軽減分でありまして、下の保険税軽減分、これが低所得者——低所得の世帯に対する軽減の補填ということで入ってきているものですので、これは算定のところで 7 割・5 割・2 割の保険税軽減をしておりますけれども、それが自動的に計算されるような形で、その合計が 5,041 万 9,900 円となっております。

国の仕組み、国の係数にのっとった試算ですので、ちょっと歳入歳出の増額に対する割合というのちょっとわからないですが、少なくとも美浦村の場合、保険税の軽減になってい

る世帯が、大体、被保険者だと思えますけれど、5割位と結構高いものと——割合としては高いものと認識しております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

時間の関係もありますので、調べて人数について教えてとか、増減って、この場ではできませんので、後ほど、もし調べていただけるんだったら教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） 了解いたしました。データのほう、算定の基礎とか調べまして、後ほど提示いたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の319ページです。

出産育児一時金、予算では756万円になっていますけれども、実際に支出済額は605万9,776円と不用額が150万円弱、発生しています。

出産というのは、出産する前から大体出産数っていうのは、予定できると思うんですけども、どうして150万224円の不用額が発生しているのかをお聞きします。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） ただいまの岡沢委員の質問にお答えいたします。

決算書319ページの出産育児一時金、給付しておりますけれども、これ、補正予算の時期によるんですが、3月の補正で仮に減額をするということになりますと、1月——少なくとも12月あたりの締めのところでは人数のほうを推計をして、足りるかどうか、余るかどうかの補正予算措置をすることも可能なんですけれども、そのあと1月・2月・3月と実際に子供が生まれたりすると——出産する——交付するしかないものですから、人数ところ、どのくらいというのを前年度の比較あたりも見込みまして、積算はしているんですけども、年度当初に見込んだ人数で、そんなにこの先も出るかどうか、出ないかわかんないですが、とりあえず当初予算のままキープをしようということで、実質的に支出した金額が605万9,000円余りですね。残り不用額が出るというのはいたし方ないものかと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確認です。

同じページです。

確認のためにお聞きしますが、一番下の葬祭費155万円。昨年度の実績と全く同じ金額ですけれども、件数が全く同じだったという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） ただいまの岡沢委員の 319 ページの葬祭諸費 155 万円の支出ですけれども、金額、同額になったというのは偶然ございまして、葬祭 1 件当たり 5 万円のほうを交付をしておりますので、偶然にも昨年 155 万円の——おとしですね、平成 28 年度の 155 万円と人数が同じということでございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第 17 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第 18 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） ページ数云々よりも、前年度と比較した監査のほうからの部分で、今後どのように——前年と、例えば、比較で給水人口が296人、平成29年度は減っておると。その前が三百何人だったんですかね、平成27年から平成28年にかけての部分で、三百何人か減ったようなんですが、それで今回の殿岡監査委員のほうから——要は、第1として管理経費の削減、そして2に使用料の収入未済額を縮減、それを要望しますよって的事実が書いてあるわけなんですけれども、実際に、平成29年度の収入未済額っていうのが474万幾らという形で、随分と結構あるんだなと思って、ちょっとさかのぼって平成25年度から見てみると、300万台、300万台、平成27年度には700万台、なかなか全然、未済額のほう縮減といっても、かなり難しいのかなっていう思いがするんですが、今後、どのような形でそれを考えておるのか、数字は合わせていろんな面で大変な部分があるかと思うんです、人数も減ってきているようですから。

それに含めて今後、供給単価等々を上げたりするような、何年後とか考えがあるのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

公共下水道事業の使用料につきましては、年々使用料の未済額が増加しているところでございます。

上下水道課といたしましても、毎月納付書を発送しまして、現在は水道料金と納付書が一緒になっておりますことから、水道料金のほうの停水処分とあわせて、いろんな通知を差し上げていますので、収納のほうも若干前よりはよくなっているのかなと思っておりますけれども、それでもまた、年々、未済額の方がふえてしまっている状況でございまして、現在の職員といたしましても、各係で業務を持ってございまして、一斉になかなか滞納整理というような形の動きにならないものですから、今後そういったものも検討しながら、年に何回かは各家庭に伺いながら、滞納整備のほうを実施していきたいと思っております。これまでも行っていたわけですが、日中ですので、なかなか会えなかったり、また、会えて納付書を持っていくんですけども、支払う料金が必要な形で納付書をお渡しするけども、なかなか約束が反故になってしまったりというような形で、収納が進まない状態になっておりますので、もう少しこの辺も注意しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ご苦勞のところはわかるんですが、ちなみに年に何回かということは決まって、いつごろやりますよというふうに、決めているってということですか。それとも、そうではなくて連絡が取れ次第——きょうアポイントを取って行けそうだっていう形で、

確認で行っているっていうことでしょうか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 年に何回ということ、これまでは、昨年等実施は、ことしも、これまでも実施はしていませんけれども、担当と料金の督促状を送っておりますので、相手の方からの集金の連絡があれば、こちらから伺って、集金してもらえという形をとっています。

以上です。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

ちょっと若干、やはり受け身な部分もあるかなとは思いますが、なるべくこの縮減、また削減ということで、一つ、日々努力をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ページ数っていうのではないんですけども、やはり接続人数っていうのが、なかなか増えていかないっていう現状で、この前、35 万円でしたか、補助金ということで、いち早く役場のほうで、業者向けの説明会をやってもらったんですけども、なかなか条件だとかそういうのが複雑というか、なかなか理解できてない部分が業者のほうもあったり、あとは、住民もなかなか理解できないということで、あのあと、下水道課のほうにそういった相談だとか、件数っていうものは、ふえたのか。

今後どのような見込みなのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 下水道の接続支援につきましては、今年度から県の補助要件がありまして 33 万円という補助を受けられる家庭もふえてきたということで、年度初めから、そういった問い合わせが多かったわけですが、また、年齢制限等がございますので、伺いに来てから 65 歳以上ということになりますと、あと一、二年で 65 歳を迎える方とかは、今はちょっと控えましょうかという結論で持ち帰る方も実際おります。

公共下水道のほうなんですけれども、8 月末で県の拡大の補助要件に合致する方で、工事が終わりました件数が 13 件ほどございます。

農集では、まだそちらの 33 万円のほうの補助に合致する方は出てないんですけども、申し込みの段階で、現在 2 件ほど受けているような状態です。

補助の支払いにつきましては、工事が終わりました、お客様が工事店のほうに支払ったというような確認を取りまして進めるものですから、まだ、補助金のほうの支払いについては、13 件までは進んでない状態です。

以上です。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 13 件ありますよということなんですけれども、今、課長が言われ

たとおり、年齢だとか、所得制限があったりとかっていうことで、なかなか個人の人動いて確認しないと、やっぱりその要件に合っているのかどうかってというのは確認できない部分があって、業者がっていうわけにはいかなくて、申請人が動かなくちゃいけない部分があって、なかなか住民の人も、高齢の人は動けないっていうのは実状ですので、やっぱり役場としても、下水道課としても、なるべく、住民の方がスムーズな申請ができるような形で、今まで以上に申し込みしやすいような、申請しやすいような体制づくりというのも、今後も1回の説明会ではなくて、何度か広報でもいいですし、何か別の方法で住民に知らせていくような、そういった方策を今後もしてもらいたいと思います。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 沼崎委員のほうの住民に対する周知、これは今、美浦村の中で下水道の接続を工事している認定事業者、そこに担当課のほうから要請をして、できるだけですね、村内の業者が動くようではないとしようがないんで。県のほうの事業が、ことし4月から行われるということで、よその地域から早目に動いて、一軒一軒歩いてやっているような事業者があるのを聞いております。

ですから、意外と美浦の中の認定を受けている、指定工事店を受けている方は、そういう営業活動ってあんまりしないのですよね。だから、意外とわからない。私もよそのところから来ているんですけどもって言われるのですけれども、できれば村内の指定工事店でやっていただけるといいんですけどもって言う——ただ、見積もりをね、出してきて、高くても村内の業者を使ってくださいよとも私も言えないんで、その辺のところは、担当課のほうから村内の指定工事店に連絡をとって、中身の18歳以下とか、65歳以上とか、収入が幾らっていうのまでは調べることはちょっと難しいんで、個人情報的な部分もありますから、加入されてないところには、こういう県のほうからの補助がありますのでっていうことを、お知らせを——全体的にはやっているんですけども、加入されてないところに、指定工事店が営業活動をするように促してみたいと思います。

せっかくこういう制度があったのに、他市町村から来て、身近なところで仕事があるのに、他市町村にみんな仕事を持っていかれるようではしようがないんで。なぜか、美浦の業者は動かないっていうのは、余裕があり過ぎるのかなというふうな部分もあるんですけども、ぜひ、促してみたいと思います。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 村長ありがとうございます。

まさしくそのとおりで、なかなか美浦の業者が引っ込み思案なのか、なかなか他地域の設備業者さんはかなり積極的に動いているんですけども、なかなか美浦の村内の指定工事店の方々は、なかなかチラシを持って歩くだとか、営業活動だとか、苦手なのか、できないのか、わからないんですけども。

ただ、村長がおっしゃるように、やっぱり地元業者で工事をやっていただいたほうが、住民の方も、そのとき1回ばかりではなくて、そのあとのいろいろな家の周りのことなんかは

ね、やっぱり地元業者のほうスピーディーに対応してくれると思いますので、地元業者が——地場産業育成という意味もありますし、ぜひとも、せっかくのいい、33万円のそういった、今いいチャンスですので、ぜひとも、それを住民の人に、もっと広く広めていただきたいなと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今の件に関しまして関連で。

今、業者を促して営業活動で回ってもらうようにっていうお話でしたけど、高齢者だと、やはりこう訪問してくるのは警戒するんですよね。だから、美浦の場合、かなりもう公共下水の工事終わっているんで、この対象地区ってかなり絞られていると思うんですけど——今までのところで接続してないところも対象になるから……これって、件数がかなり多くて、これを村のほうで、そういう対象者に手紙みたいなものを送るっていうのは、できないものなんでしょうか。村からだったら、役場からだったら、みんな安心するんだけど、業者が回ってきてっていうのは、みんな警戒して、回ってくるものはもう怖いからという感じもあると思うんですけど。その辺いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 上下水道課長 埜口哲雄君。

○上下水道課長（埜口哲雄君） 山崎委員のご質問にお答えします。

村のほうでも、年度当初から広報等に掲載して周知しているところですが、9月頭に集排のほうで、大須賀津地区の方の未接続者にピックアップして通知を差し上げたところです。ただ、補助の内容が全家庭に該当するものでもないものですから、所得制限と年齢制限等で33万円もらえる方ともらえない方が出てしまうものですから、今後そういった混乱を避けるためもありまして、なかなか踏み切れないで、全家庭に通知するというのはちょっと難しいのかということで、なかなか状況的に進んでいない状況でありますけれども、何らかの形で、未接続の家庭に、周知方法をもう少し検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第 19 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の 409 ページです。

諸収入、雑入の第三者納付金、当初予算額は 1,000 円ですが、170 万円総額の補正がなされ、実際には 171 万 3,452 円の収入があります。平成 28 年度だと、当初予算額 1,000 円に対して、収入額はゼロです。この第三者納付金は、国保と同じように事故に遭ったりしたとかいったときに、例えば介護状態になってしまったとか、要介護者が介護重度化とか、介護度が上がったとか、そういったときにもらうっていうか、事故を起こした人にもらうとか、そういった性格のものでいいのかというのが 1 点です。そして、この件数は何件だったのか。

2 点目、どのようなパターンでこういった事例が起きたのか、その件についてもわかれば教えていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 岡沢委員のご質問にお答えさせていただきます。

決算書の 409 ページの第三者納付金でございます。

岡沢委員がお話になられたとおり、介護保険法におきまして、介護保険の 21 条なんですけども、こちらにおきまして第三者が起こした行為、例えば、交通事故等が原因で要介護状態になってたり、また、介護度が悪化したりとか、被害者が介護保険給付を受けるような状態、その費用は加害者が支払うべきだということで、この第三者行為ということで発生してまいります。

今回、当初予算では 1,000 円の予算計上でしたが、こちらの給付事務なんですけども、求償事務でございますけども、茨城県国保連合会のほうにお願いしております。国保連合会のほうで、本村にあてに歳入という形で通達がございましたので、その分を補正させていただきますまして、今回、171 万 3,452 円の収入というような形になります。

それから、件数でございますが、平成 29 年度中 1 件でございます。

それから、事故のパターンなんですけども、形態なんですけども、事故形態につきましては、ちょっと私のほうで情報を持ち合わせておりませんので、ちょっとこの場では回答できません。申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） お話を聞きますと、要介護状態になったとか、あるいは介護度が悪化したとかいうことになると、この平成 29 年度だけの予算というか、実績にはならず、相当、遠い将来までこの金額ベースで支出される見込みはあるのでしょうか。

交通事故でしたら、例えば、病院にかかったりして治療費はかかったとしても、それほど長く納付金が発生するという事はないパターンがあると思いますけど、介護状態というのは、そうってしまった場合には、どうなるんでしょうか、この171万3,452円を年間で要するという事ですから、つまり、来年度あたりもこの支出がある、この件について支出があるのかをお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原克彦君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 岡沢委員のご質問にお答えさせていただきますが、第三者納付金ということで、本村あてに歳入という形で、本村が一時的に給付費を支払ったものに対する国保連での求償事務による歳入という形になりますけども、要介護度が悪化したよとかという場合ですと、例えば、要介護度が元の状態に戻るってことは多分、恐らく厳しいものもあるかもしれませんけれども、その期間、本村で給付しているものに関しては、事象が続く限りは入ってくるものかと思われます。ただ、利用するサービスなども変わるかと思われます。ですので、170万円毎年コンスタントかといえますと、その数字は変わってくるかと思われます。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第20号 平成29年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第 21 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計決算認定の件を
議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第 22 号 平成 29 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及
び決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は、全て終了をいたしました。

これで決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間大変ご苦勞さまでございます。

ありがとうございます。

午前11時43分 閉会